

平成29年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月19日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰
福 祉 部 長	森 和 之	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	平 塚 直 樹
教 育 次 長	山 本 康 義	監 査 委 員 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	日比野 丸利子
--------	---------	-----	---------

書 記 宇 野 伸 二

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお越しく下さいました皆様方、早朝よりありがとうございます。よろしく願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井君。

○10番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

傍聴の方には、早朝より議場に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の私の質問は、大きくは2点、最初に、瑞穂市の水害対策について。

この質問は、昨日、若園五朗議員も質問されておられますし、また本日、松野貴志議員、また小川理議員も質問をされます。要するに瑞穂市の市民の安心・安全の観点から非常に重要であるというふうに思っております。私なりの視点で質問をさせていただきます。

2点目は、平成30年度瑞穂市の予算基本方針について。

この項目も、昨日、広瀬武雄議員より詳細な質問がありましたが、私なりに市民の方よりお預かりする大切な税金の使い道について、幾つかの項目について質問をさせていただきます。

以下は質問席に移り質問させていただきます。

今議会の冒頭、所信表明の中で、棚橋市長は、この秋の数々の行事を回想される中で、次のようにお話をされました。御紹介いたします。

11月12日には、中山道大月多目的広場で瑞穂市総合防災訓練を実施し、防災関係機関の体制、機能の確認を行うことができました。特にことは、この防災訓練にあわせ、昨年度策定した災害時における市の業務執行体制や対応手順を示した事業継続計画、いわゆるBCPの訓練を同時に実施し、災害時における職員のいざというときにとるべき行動の確認や、その実効性の

検証ができたことは、非常に有意義であったと感じております。

中略させていただきますが、また10月の台風21号であります、犀川の十八条観測所で避難判断水位2.3メートルまであと2センチとなる2.28メートルを観測し、一部の地域で冠水等の被害が発生しました。幸い大きな被害とはならなかったものの、改めて治水の重要性についても切に痛感した次第でありますというふうにお話をされました。

「幸い大きな被害とはならなかったものの、改めて治水の重要性についても切に痛感した次第です」と話されたことにつきまして、最初に瑞穂市の水害対策、この現状についてお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） おはようございます。

先ほどの議員御質問の瑞穂市の水害対策についてお答えさせていただきます。

当市における水害対策は、ハード対策とソフト対策を関係機関と連携し実施しております。

ハード対策は、国及び県においては、木曽川水系河川整備計画や犀川圏域河川整備計画に基づき河川改修が鋭意進められております。また、当市においても排水路の改修を行っておりところでございます。

一方、ソフト対策として、国や県においては、水位や雨量をインターネットなどで情報提供がなされております。当市においては、昨年度詳細に作成した風水害タイムラインに基づき、台風接近に伴い、総務課、都市管理課、上水道課、下水道課、生涯学習課、学校教育課、秘書広報課がそれぞれの役割を果たし、台風への準備や対応に努めているところでございます。

また、台風21号接近当日は、瑞穂市地域防災計画に基づき警戒本部を立ち上げ、市長を初め部長以上の幹部や消防団長などが一堂に集まり、水位や雨量を見ながら各課への指示をしたところでございます。また、深夜のパトロールを実施し、被災状況や消防団などの方々とともに、それへの対応をしたところでございます。

台風21号により降り始めからの降水量は、糸貫観測所で235ミリ、犀川観測所でも235ミリとおおむね30年に1度起こるか起きないかの大雨であったことから、排水路や河川改修の当面の目標としている降雨より大きかったことにより浸水被害が発生しました。しかしながら、これまでに行われてきたハード対策及びソフト対策により、幸いにも大きな被害にはならなかったと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 藤井企画監からのお話がありました。これ、現状をお聞きしまして、現状というのはこういうもんだらうなというふうに思うわけでございます。

今、お話がありました30年に1度であったという、この10月の台風でございますけれども、

その現状を踏まえて、抽象的な言い方になるかもしれませんが、当市の水害対策というのは安心で安全なのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の水害対策の安全・安心についてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、河川改修などのハード対策は進行中であること。ソフト対策は流出の抑制として、開発の抑制や開発に伴う貯留施設の整備、氾濫域の被害軽減として土地利用の誘導や宅盤かさ上げなどの耐水建築への誘導、情報提供による被害軽減としてハザードマップの公表及び図上訓練、水位や雨量などの防災情報の充実や避難準備、避難指示などの伝達などさまざまなものがございます。

しかしながら、こうした対策や災害情報の利活用などが市民の皆様に十分浸透していないと考えられることから、当市の水害対策はまだまだ発展途上と考えます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 質問が抽象的で申しわけないと思いつつも、今、藤井企画監がおっしゃったように、市民の方に徹底していくかどうかということが当然重要ではあると思います。これはソフト面でございますけど、今お話がありましたハード面はまだ途中である。要するにハードというのは当然予算もかかってきますので、そのことは十分理解しておりますが、要は、安全・安心というところにはまだ当然至っていない。これはもちろんパーフェクトな状態ではないと思うんですけども、やはり近年の異常気象がもたらす想定外の水害を予想したときというふうに質問させていただこうと思いましたが、今、先ほど言いましたように、企画監は30年に1度の水害であったというふうにおっしゃいました。

そんな中で、今、ハード面も、またソフト面も進めていただいておりますけれども、この現状を踏まえた上で抜本的な水害対策、その必要性というのはあるのかないのかということをごどのように考えておられるのか、伺います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の抜本的な水害対策の必要性についてお答えさせていただきます。

河川改修などのハード対策は、計画規模の降雨を目標に対策が実施されておりますが、近年の水害を見ますと、施設では防ぎ切れない大洪水が発生することが想定されます。ただし、これまで計画的に整備してきた治水施設が効果を発揮していることから、引き続き瑞穂市だけでなく上下流や左右岸バランスを考慮し、治水安全度を順次高めていくために、効果的な河川改修が進められていくと考えられています。

そこで、計画規模以上の洪水に対しては、過去に大規模な洪水を経験した瑞穂市の先人が築かれた横堤や輪中堤などの歴史的構造物やソフト対策がその機能を発揮するものと考えます。

浸水被害が発生するたびに思い出す言葉がございます。その言葉は河川工学で全国に名の知れた私の恩師が言われたものでございますが、今でも心に焼きついております。その言葉とは、「自分の命を守るのは、最後は自分しかない」です。同じような言葉は瑞穂市避難勧告などの判断・伝達マニュアルにも記載されております。これは、最後は自分かもしれませんが、それまでは市役所などが助ける工夫をしなければならないというふうに言われたと思います。

市としても、自治会が実施される図上訓練のお手伝いや情報収集の方法の周知、避難などの伝達方法の確立、土地利用の誘導、歴史的構造物の存在意義の周知など、市民の皆様の自助を助ける取り組みについて、継続的に支援を実施し、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、企画監がおっしゃられた自助、自分の命は自分で守るという恩師のお言葉を教えていただきましたけど、これ、私も議員にさせていただく前に、もう10年以上前に防災士という資格を取得させていただきました。自助という、自分のことは自分で守っていく、このことは本当に学ばせていただいて、今もしっかりと気をつけておくことですが、自助・共助、それから公助、要するに自分が自分の命を守るのは10のうち7、それから助け合っていくのが2、そして公助というのは1なんだよというふうに教わりましたが、ある先輩が、そうは言うけれども、東日本大震災の折に、もう7年半が過ぎても、やはりいまだに避難所生活を余儀なくされておられるような方、ここに公助が入らないということはどうなんやということで、今の公助の重要性、このことも指摘されたのが何年か前に言われていますけれども、本当にそのことを思いますと、ハード面はまだまだ、今、整備をされておられる途中ということでございますが、やはり市民の方にわかりやすくお伝えするのは、この自助、自分の命はしっかり自分で守っていただく、そのためにやはり行政としてもしっかり正しい情報をお伝えしていく、その上で人知れずという大変ですけども、お金がかかることですから、ハード面はしっかりと整備をしていかなければならない。このことをちょっと確認させていただきましたし、お伝えさせていただきました。

その上で、ちょっと根本的なハードになるのかわからないですけども、確認事項として通達もしておりますけど、当市には1級河川といわれる川が、長良川から揖斐川まで18本という川が流れております。特に市内を流れる1級河川ですけど、この源流というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の１級河川の源流についてお答えします。

議員の言われたとおり、瑞穂市内を流れる１級河川は18あり、さまざまなところから水が集まり、川がつくられております。この川をつくるのは、空に雨雲が垂れ込め、そこから雨が降ります。この雨水が地表を流れたり、地下にしみ込み、湧水などで地表にあらわれ川に流れ込みます。瑞穂市内の１級河川は、長良川、揖斐川、根尾川、平野井川を除き、長良川と揖斐川の堤防で囲まれたところを流れております。

これらの河川の源流については、一概には言えませんが、降雨や湧水、揖斐川流域から農業用に取水された水も含まれていると考えられます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） まさか雨から始まるとは思いませんでしたけど、要は上っていくと、根尾川の山口頭首工というところから引っ張ってくるのがほとんどではないかなと記憶してあるんですが、それは違うんですかね、確認します。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 先ほど申し上げましたとおり、揖斐川流域というのは、当然根尾川も含んでおりますということから、議員御指摘のとおり、根尾川の水も瑞穂市内を流れる１級河川にも水として含まれているというふうに申し上げたところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） 今、全部が全部そうではないというふうに、私もちょっと認識が違っておりましたが、何がお聞きしたいかといいますと、要はこれ、揖斐川、長良川、木曽川というのは、大きく木曽川水系というところに、調べてみますと、ほとんどの方が御存じだと思うんですけれども、私もまだこちらへ来て二十何年の中で、いつも思うところというのは、岐阜県の山の中で育っておりますので、川なんていうものは高いところから低いところへ流れていくという地形のところで住んでおる人間からしますと、当市の水の事情というのは、なかなか複雑かなというふうに思うわけです。

根尾川から引っ張ってきておることが多いのかなというふうに認識をしておったものですか、その中で非常に複雑なんですけれども、今言いました１級水系は木曽川水系の中であって、この木曽三川というのはそうなんですけれども、根尾川は揖斐川の支流というところに位置づけられておるというふうに、ネットで調べますとそうになっていますし、瑞穂市のそのほかの市内を流れている川というのは、長良川の支流という形で含まれておるようになっているそうです。

今回のような水害に限らず、当市の水害対策、特に排水の問題に関して思うことは、同じ木

曾川水系ではあるんですけども、揖斐川の支流の根尾川から引っ張ってきて長良川に出しているというこの部分が、正直言ってなかなか難しいんですけども、将来、揖斐川のほうに排水をするということは非常に困難なことなのか。また、その必要性があるのかないのか。単純に地形だけを見て、地図で見ると何か直角のように東のほうへ、糸貫川もそうですし、犀川もそうです。P L A N Tの北側で遊水地というか、大きなところがありますけれども、素人ながらに単純に揖斐川への排水というのは、必要性があるのかないのか。将来的ですけども、そんなようなお考えをお聞きます。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の揖斐川への排水の必要性についてお答えさせていただきます。

水害対策は、先ほど申し上げましたとおり、国及び県においては木曾川水系河川整備計画や犀川圏域河川整備計画に基づき、河川改修が鋭意進められております。洪水処理は、本来、流域治水の観点から、それぞれの流域内で処理することが基本であることから、当市に関連する治水計画でも、長良川流域内の洪水であれば同じ長良川の流域内に排水することになっております。

当市はその大部分が長良川流域であるため、揖斐川への排水の可能性は想定しがたいと考えます。したがって、市内の水害を軽減するためには、貯水機能の確保や洪水を安全に流下させることなどが重要と考えます。

特に洪水を安全に流下させるためには、河川や水路に設置されております農業用取水堰などの確実かつ適切な管理を実施することと考えております。具体的には、河川からの取水堰の操作について、洪水時には住宅地への洪水流入を防ぐために取水口のゲートを閉めることや、洪水を円滑に流すために河川内や排水路内にある堰を開放するなどの操作を堰管理者に対し、確実に操作していただくよう、当市から要請してまいりたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 素人ながらの質問だったというふうに覚えておいていただければと思うんですけども、私の記憶が正しければ、棚橋市長、本当に議員時代からも、お住まいが穂積地区ということで、お若いころから豪雨の際は長良川の排水の水門の当番等で大変に御苦労をされたという話も伺っておりますし、この地元の水に対しての本当にいろんな経験をされておる方の一人、水の怖さというか、大変御苦労されておる方のお一人だというふうに思うわけでございますけど、その中で市長が先ほど所信表明の中で、幸い今回は大きな被害にはならなかったけれども、水害のことに対して、切に痛感した次第だというふうにおっしゃったときに、これは市長の思いの中で、やはり今言いました治水対策というのは、ある意味一丁目一番地ぐ

らいに考えておられても不思議ではないのかなというふうに思うわけでございます。

もちろん言葉のどうこうを言うわけじゃございませんけど、そういった意味では、この10月22日、私もちょうど選挙の当日で開票立会人をやって、いろいろ電話が入ったものですから、12時、深夜近くに走り、市内を回ったところ、本当に思ったより至るところで冠水をしていたということが非常に感じた次第でございます。

ですから、この瑞穂市は水害に対しては、皆さんの関心が高いところでございますし、企画監がおっしゃるように、非常に難しい言葉で市民の方にわかりやすいかという、そうでもない。だから、やはり情報というものをしっかり伝達をして、市民の方には御自身で守っていただくというのはお伝えしていかなければいけないんですけれども、その根本的な水害対策としてのハードというものを、もっと市民の方にわかりやすくお伝えできる方法があればというふうに思いました。

当然、所信表明の中で、市長も今の市民参加・参画で防災訓練もうまくいったような話もされておられますけれども、これ、結論的には、今言いましたソフトとハードの部分でございすけど、ハードの部分でもう少し、もっと根本的な対策ができればいいかなあというような思いで聞かせていただきました。また、しっかり勉強して、このことについても、より市民の皆様の安心・安全のために勉強していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、平成30年度の瑞穂市の予算方針、編成方針について、これは主文でございすけれども、新年度事業、これはいただいたヒアリングシートの中で、30年度の予算版の中から細かいこともありますけれども、何点かお聞きしていきたいと思います。

最初に、ヒアリングシートの8ページにありました市制15周年記念事業として、穂積駅前デジタルサイネージ整備事業についてというのがございました。デジタルサイネージとは何かということも含み、この事業全体の概要について伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの若井議員の御質問のデジタルサイネージの件についてお答えいたします。

デジタルサイネージとは、屋内、店頭、公共空間、交通機関など、家庭以外のあらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムをいいます。ネットワークに接続したものや、接続していないものもあります。紙のポスターより導入コストはかかりますが、静止画を切りかえて見せたり、動画を放映することなどができます。

今回、市が計画しているものは、JR穂積駅の改札口正面の壁面にネットワークに接続したデジタルサイネージを数枚設置し、新たな広告媒体として、また情報伝達ツールとして、魅力ある情報発信を行っていきたいと考えているものでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、企画部長のほうからありましたデジタルサイネージというものはそういうものであるよと。ましてや今の改札口の正面に出てから、特におりてこられた方というのは、非常にインパクトは強いなというふうに思うわけですが、これ、市制の15周年記念事業という形で銘を打たれております。問題は、魅力のある情報発信という、その中身だというふうに思うんですけれども、この中身とか内容というものは、例えばどのようなものを考えておられるのか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 魅力ある情報発信につきましては、現段階での内容の詳細は決定しておりませんが、市政情報として、広報、各種イベント情報、駅前周辺情報として、バス路線図や時刻表、喫煙所やトイレの位置マップなど、また現在作成中の駅周辺の魅力発信マップ等、関係機関連携として市内の美術展の作品掲示や写真掲示、市内小・中学校の作品紹介など、また気象情報として天気情報、公共交通機関情報、また災害発生時の緊急時にはNHKの放送など、さまざまな利用を想定し、計画を進めているところでございます。また、運営は民間で行っていく想定で民間コンテンツのほか、近隣市町の情報を掲示するなどの計画がございます。

これらの情報掲示は、ネットワークに接続したパソコンで操作が可能であり、瞬時に情報を伝えられることや、紙と比べ圧倒的に表現力や情報力が高く、張りかえの手間や時間、印刷コスト等の削減も行えるものと考えております。

また、瑞穂市の玄関口として魅力ある駅としていくため、穂積駅と言えばデジタルサイネージと言われるようなモニュメント的な要素も取り入れることができればよいかと考えているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、最後に、穂積駅と言えばデジタルサイネージというふうにおっしゃいました。インパクトはすごくイメージがつくんですけど、やっぱり内容かなという。内容はまだまだこれからやというふうに思いますし、今お話を伺っているとだんだんイメージはできていくんですけど、当たり前のことなんですけど、やはりこのまちを、どんどん魅力的なまちを発信していく。だから、このまちにどれだけ魅力があるかということが、当然のことながら重要だというふうに思うわけでございます。

そのデジタルサイネージのページの中で、課題、懸念の欄というところに、設置場所がJRの敷地内であるため、JRの理解と協力が必要であるというふうに記載されておりました。今、民間で行っていくということの話もありましたが、本来、いろんな形で市長の指揮のもと穂積

駅周辺で、例えば夜市であるとか、開催をされておる市のイベントであったり、また各団体のイベントごとに対して、ちょっと変な言い方ですけど、ＪＲというのは、好意的で協力的な態度をとっておられるのかどうなのか、そのことも確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのデジタルサイネージの設置に関しては、現在、ＪＲ東海と調整中であります。また、夜市に関しましては、夜市ポスターや市内の保育所等の園児の作品を、先日、ＪＲ壁面をお借りして掲示させていただきました。両事業とも前向きに協力していただいているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） このＪＲ東海道線の穂積駅は、当然当市の顔でもあります、玄関口というか。また、当市に限らずここを利用される方の玄関口であるんですけども、例えば岐阜市であれば岐阜駅、それから大垣市であれば大垣駅、同じように南北の両入り口があって、構内は当然ＪＲさんが管轄しておられると思うんですけども、地域周辺の整備、今、ワイワイ会議とかでやっておられますし、どんどん盛り上がっているところではあるとは思いますが、駅の構内を見ましても、非常に大垣駅とか、岐阜駅はぱっと見イメージがきれいな感じがするわけですけども、穂積駅が、例えば電気のところにクモの巣がいっぱいあったりとか、またはペンキがはがれておったりとか、とてもきれいな駅だなというふうなイメージはないわけです。

このような言い方をしたらどこに失礼なあれかわからないですけど、そこにデジタルサイネージがぼんとあったとしても、ただただ、やっぱりこの駅を利用される方は通勤・通学のために乗りおりされるだけの駅で終わってしまっている。駅から何かを発信していくという発想からすれば、このデジタルサイネージというのは、非常に効果があると思うんですけども、ＪＲさんの協力がどうなのかというふうに考えたときに、やはり駅前の周辺もそうですけれども、この駅はきれいやねと言われるような、そのことに対して協力的なところも話をされていかれるべきではないかなというふうに思うわけです。単純にこの事業の懸念がＪＲさんの協力やとかという話がありましたけれども、やはりその上で魅力ある情報を発信できる玄関口の整備も、非常に気になるところであります。

今、お話ししました15周年の記念事業としてＪＲさんの協力というのは、本当に必要不可欠であると思いますし、これもイベントなんかをやったときに、やっぱりＪＲさんがどんなふうに協力していただいているのかということを少し気にされるような方もおられたようにも聞きました。そういう意味では、くどいですが、15周年記念事業として再度確認いたしますが、ＪＲさんの協力というのは本当に必要不可欠でありますけれども、その感触というのは、

確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） イベント等につきましては、先ほども夜市等でＪＲとの協議などで協力的に進めていただいておりますが、デジタルサイネージについては、順次調整中でございますので、まだまだこれからいろんなことを詰めていかなければならないと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 先ほど広瀬企画部長がおっしゃったように、瑞穂市と言えばデジタルサイネージ、そこへ来て、その情報を見て、そこからスタートしていく。このまちへ来ていただいてそこでお金を落としていただけるような展開になっていくことが理想やというふうに思いますし、その上ではやっぱり、穂積駅は汚いねなんてというようなイメージではいけないなということをもう一度お願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次は、このヒアリングシートの中の11ページに防災備蓄倉庫及び防災備蓄品整備事業というのがございます。このことについて伺います。

事業内容の欄には、平成28年度から毎年備蓄品、食料等の入れかえに1,000万円以上の予算が計上されています。評価項目の中の3番に事業時期（緊急性について）では、災害はいつ起こるかわからないため、早急に整備すべきである。ただし、食料品に関しては保存期間がそれぞれあるため、保存期間を迎えるものの有効利用及び廃棄を含めた計画的な整備を行うというふうに記載がされております。

30年度の計画では、備蓄品、食料の入れかえも入れて、さらに備蓄倉庫を6カ所設置するというふうに記載されております。この備蓄倉庫の6カ所の予算というか、その詳細が記載されていないので、その配分のことはわかりませんが、食料品に関して、毎年なんですけれども、保存期間を迎えるものの有効利用というのはどういうものか確認したいと思ったんですけれども、同じように、これも素人ながら聞きますと、賞味期限の切れたものを廃棄していくというようなことも書いてあったわけですけど、大体廃棄しなければいけないようなものが計画的なのかというふうに思えてならんのですけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの若井議員の防災備蓄事業についてお答えをさせていただきます。

市では、平成24年度から、地域の中心であり、かつ災害時の避難所とすることを予定している市内各小・中学校及び朝日大学の11カ所に防災備蓄倉庫を設置し、災害時に必要となる備品及び消耗品等を備蓄しています。

平成28年度においては、備蓄食料、簡易トイレ等の消耗品に408万1,000円、機器等の点検委

託料に39万3,000円、備品購入費に290万7,000円、また平成29年度においても、同程度の規模で備蓄を行い、各学校の収容人員等を考慮し、計画的に備蓄品の確保を進めているところでございます。

食料につきましては、アルファ化米、カロリーメイトを備蓄しておりますが、消費期限がそれぞれ5年、3年と限られています。そのため、アルファ化米であれば、当年度を含めて4年間で各学校の収容人員を賄う備蓄を確保し、今後も古いものを入れかえるという計画で備蓄をしています。

消費期限の迫った備蓄食料の活用方法については、市防災訓練や避難所開設・運営訓練等の防災関係イベントにおいて防災啓発物品として配付を行っております。消費期限が1年弱と短いため、そのまま家庭での備蓄には不向きでございますが、家庭での1週間分の備蓄を啓発した上で防災意識の高揚としてお渡しし、家庭での備蓄を進めていただく一つのきっかけになればと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今の活用方法というのは、多分もう少し記載されてもいいのかなというふうに、1行でも、2行でも構わんです。要するに市民の方の当然大切な税金でございますので、その使い方を確認しておるわけでございますけれども、やっぱり有効な利用、活用をしていますよとか、廃棄していますよというふうに書かれてしまうと、その後どうなったのか。ですから、今、総務部長がおっしゃったように、防災訓練等で時々配付していただける部分とか、またはちょっと今通告にはありませんし、いろいろ貧困のような、前も食品ロスのことはお聞きしましたけれども、いろんな形でその部分が税金の使い道という観点からすると、やはり随分前から話が出ています各課の横の連携とか事情をしっかりと集約されて、こういったものの活用というのは、ほかにもないのではないかなということを考えていただければというふうに思います。

今、この計上の状態を聞いて、廃棄という部分が非常にあったものですから、このことに正直言ってひっかかったわけでございますけど、今の活用されておるといふ部分をもう少ししっかり市民の方にわかりやすく表現していただければというふうに思い、次の質問に移ります。

今度は29ページの高齢者タクシー助成について伺います。

ヒアリングシートでは、本年の10月末現在の申請状況として53件、そのうち42件が交付、却下が11件となっております。

先日、12月13日、文教厚生委員会で、私、今、委員長を拝しておるわけでございますが、そのときに福祉部のほうからお話がありました。それから1カ月たった経過の数字、11月末現在の資料というのが出されまして1カ月を経過した数字は、申請が約11件ふえ、申請状況は64件、

そのうち交付が51件、却下が13件という説明がありました。

協議会のときでも森委員のほうから現状について細かく質問をしていただいておりますが、今回、この一般質問という立場で再度確認をさせていただきたいことは、通告では却下の内容というのはどういうものであったか。さらにその課題と懸念についてまずはお聞きしたいと思いますが、課題と懸念の欄に制度の周知というのはしっかりと徹底してあるというふうに記載されておったわけですが、先日の協議会で森福祉部長のほからは、周知はかなり徹底されているというような答弁がございましたが、それでもこの事業の概要として、75歳以上の高齢者で運転免許証所持者がいない、または返納した世帯に対し、申請により初乗り料金分チケット24枚を配付する助成を行うというふうに書いてあります。これは29年4月から周知し、10月から施行するというふうになっております。

もちろん申請があつてのことなんでしょうけれども、この周知徹底されたというその根拠も含んで御答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 若井議員の高齢者タクシーの助成事業に関する御質問にお答えをいたします。

高齢者タクシーの助成事業の申請状況につきましては、先ほど若井議員がおっしゃられました11月末では64件の申請がございまして、交付が51件、不交付になったのが13件となっております。この13件の内訳を見ますと、全てが市県民税が非課税世帯ではなく、課税世帯というような状況になっております。

また、課題や懸念されることにつきましては、この制度はことしの10月から開始をしたところですが、運転免許証がないなど外出の手段を持ち合わせない高齢者の方の社会参加や移動手段の確保というような目的で始めましたが、時を同じくして高齢者の運転操作の誤りによる交通事故の多発ということから、運転免許証返納後の高齢者の方の移動手段の確保というのが必要になってきました。こうした問題には、このタクシーの助成制度だけを考えるのではなく、いろんな政策、施策との歩調を合わせながら考えていくということが必要というふうに考えています。

また、周知や啓発につきましては、周知期間も4月から随分ございましたし、10月までの間、私も随分前から老人クラブの会議や民生委員さんの会議などを通じて説明や資料提示を行ってきています。また、広報やホームページなどでも周知をしています。ある程度周知はできているというふうに考えています。

その理由としましては、市民の方や地域の中での地域づくりの説明会の中での意見では、みずほバスの利便性の向上や、高齢者タクシーの助成制度の条件が厳しいのではないかというふうな御意見をいただいておりますということから、ある程度周知ができているのではないかという

ふうに思っています。

もちろん決してこれからも周知を行わないとか、怠るということではございませんので、引き続き周知をしていきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、周知を4月からずうっとやっていただいて、この申請の状況がこういうふうであるということで、当然、私は市内にはもっと条件に当てはまる方がおられるのではないかなというふうに思いますし、この予算事業は200万円強です。市長がよく県下、若いまちやというふうにおっしゃっていますけど、これは当然、日本社会全体が少子・高齢化の中で、当市も当然御多分に漏れない状態でございます。

ですから、今、福祉部長がおっしゃったように、この助成タクシーだけの問題ではないというふうに思いますし、本当にいろんな議員さんがまたいろんな角度で瑞穂市内の公共交通の話も話題にされております。ですから、社会全体の中で高齢者の方のためのタクシーの助成のことに関して施策をされておるわけでございますけれども、もう一度、この事業がなぜ必要であるかという社会的な状況も踏まえていただいて、周知もしていただいておりますことではございますが、よく今、本当にいろんなところに行っても高齢者の方の運転の状況というのは、話題にならないときがないのではないかなというふうに思うわけでございます。そういった意味で常に気を持っていただいておりますとは思いますが、この事業の必要性がどこにあるのかということも、もう一度考えていただいて、またさらに周知をしていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

次は、ヒアリングシートの42ページですけれども、主な事業名として、仮称ですね。地域ブランド戦略推進事業ということで、美江寺宿・中山道の地域資源活用PR事業の予算に525万円が計上されております。

最初の項目でも触れましたが、今議会の所信表明で、市長は、市民一人一人が日常及び災害発生時における自助・共助を考え、災害に対して十分な準備を講ずる訓練ができたと感じる。これはひとえにまちづくり基本条例に掲げる市民参加・参画による協働のまちづくりが実践されたおかげであり、市民の皆様、関係各位の御努力のたまものと心より感謝申し上げますと、災害に対しての対応ということで、このように分析をしておられたわけではございますが、きのう、若園正博議員もこの中山道のことを捉えておられましたし、よく市長は本当に議員時代に、広報等で調べてみますと、何回も何回も中山道のことを、また後でしますが、やっぱり美江寺宿の中山道の地域のブランド化ということのPRをしていくということに対して、きのう教育委員会の山本次長も地域の保存会等の方との連携をしているという答弁もございましたし、ま

た歴史の紹介ガイドという話もございました。それから鹿野都市整備部長は、観光地に関して国が力を入れているという話もありましたが、当市で、市民協働参画という部分であれば、地元の方がどんな思いでこのことに対してPRの必要性があるのか。行政だけの話だけではないと思うんですけれども、どのような声が上がっているからということを確認したいんですけれども、どのようなお考えで計画を進めておられるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 美江寺宿・中山道の地域資源活用、PRについてお答えさせていただきます。

昨日も答弁をさせていただきました。呂久にあります小簾紅園につきましては、呂久の和宮遺跡保存会の皆様方の御意見を伺って、今、それがまとまりつつありますので、これに基づいた格好で小簾紅園の再整備の調査に入っていきたいというふうに考えておりますし、これも昨日申し上げましたが、信号交差点の標識に観光地の名称を加えるというようなところも、国・県、それから関係機関と協議を進めて、中山道の史跡を初めとして紹介しやすい環境設備を整えていきたいというふうに思っております。

美江寺の宿場まつりにおきましても、瑞穂市内の中山道の大きなイベントとして、美江寺自治会の皆さんと知恵と工夫を出し合い、観光客の呼び込みに力を入れていただいておりますので、引き続き支援をしていきたいというふうに思っております。急激な魅力度のアップは難しいかも知れませんが、地域の方の協力を得ながら事業を行っていくことが大切だというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 何度も同じ御答弁をいただいて恐縮でございますけど、今、鹿野部長がおっしゃったように急激な魅力ある情報発信にはつながらないかもしれないけどというふうにおっしゃいましたけど、でも、やはり瑞穂市の先ほどのデジタルサイネージではないですけれども、情報を発信していく上において、観光という概念は非常に少ないまちかもしれませんが、それでも、やはり市長は観光のことには力も入れていただいておりますので、この美江寺宿、または中山道が、当市として魅力のある情報の発信源になっていけばというふうに思いました。

その上では、先ほど言いかけましたけど、市長、本当に21年6月議会、9月議会、さらには24年6月議会でも、この中山道のことに関しまして、非常に提案もされておられますし、御質問もされておられました。ですから、この15周年を記念する事業に当たるか、また地域のブランド化ということが銘を打たれておりますので、やはりそのことを、瑞穂市は先ほど穂積駅と言えばデジタルサイネージだとおっしゃるのならば、瑞穂市は本当に美江寺宿もありますよ、

中山道もありますよ。これ、皆さんが言っておられますけど、この中山道沿いでも宿場町で本当に機運を高めてやっておられる地域もありますし、以前も市長はそういう答弁をされておられました。ですから、こういうことに対して魅力のあるまちの発信をこれからもしていただきたいなあというふうに思います。

最後の質問に移りますけれども、平成30年度の予算編成について、その訓示の中で棚橋市長は全職員にお願いとして幾つかの確認事項をされた上で、財源確保の手段や将来の瑞穂市をどのように見据えているのかと問われています。今年度も残すところあと3カ月、棚橋市政も満3年目を迎えます。職員への訓示は市長としての思いもひとしおではないかなというふうに思うわけですが、棚橋市長は瑞穂市の将来をどのように見据えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若井議員さんの御質問にお答えいたします。

私が市長として就任してから3年が過ぎようとしておりますが、その間、平成28年3月に市の最上位計画として第2次総合計画を策定しました。この計画における基本構想の中で瑞穂市の将来像を「誰もが未来を描けるまち瑞穂」とし、子供や若い世代、地域や産業を育成する「育」、市民の生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」、市民が安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源を活かす「活」の4つの「育・住・安・活」を基本視点として5つの基本目標を定め、その将来の指標の目標人口を平成37年度で5万5,000人となるよう定めました。

そうした第2次総合計画も施行から2年目を迎え、現在、11月末現在の人口は5万4,277人です。今現在は目標人口に近い状態になっておりますが、しかし、この人口もいずれ減少に転じていくことは予想されております。この人口が減少に転ずる前に、この人口増加がいつまでも続くように、少しでも持続・継続可能なまちづくりをしていくことが私の責務と考えております。

そういった状況の中、第2次総合計画に掲げた「誰もが未来を描けるまち瑞穂」として「住んでよかった」「これからも住み続けたい」「住みたくなるまち」として選ばれるためには、次のことが重要だと考えております。6項目にわたり報告させていただきます。

J R穂積駅。

まず瑞穂市の魅力として、県下で最も人口がふえ続けており、この大きな要因としてJ R穂積駅という交通利便性のよさがあると考えています。まずは、昨年度策定した瑞穂市J R穂積駅圏域拠点化構想を具現化していくことが重要だと考えております。この構想の具現化がより一層瑞穂市の魅力を高め、これまで以上に魅力あるまちとして展開していき、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加や人口の維持を実現し、市外、圏域外への転出抑制や定住

化を進めることになると考えております。

続きまして、子育て。

もちろん交通の要衝であるＪＲ穂積駅の利点を生かした住環境の整備も重要となりますが、子供を取り巻く環境の整備も重要と考えております。子育てはこれからの日本を、瑞穂市を支える、また人材を育てるものであります。子供が地域社会とのかかわりの中から、社会性、生活習慣、生活能力、人への信頼などの基礎を培います。地域全体が家庭で行う子育てや教育を支えていくことが必要で、待機児童の解消など、出産から子育てまでの切れ目ない支援、子育てを支援する少子化対策を一貫して推進していくことが重要だと考えております。

続きまして、高齢化。

一方、団塊の世代が後期高齢者に到達することになり、これまで以上の高齢化の問題が見込まれていることは、改めて申し上げるまでもございませんが、今後、人口の維持ができたとしても年齢構成は大きく変わります。団塊の世代が後期高齢者となれば、地域における医療及び介護の総合的な確保・推進に向けた取り組みが必要となります。医療や介護の増大、税収の減少、そして年金だけでは生活が苦しい方もふえていきます。地域における日常生活の支援を自治会や校区別自治会連合会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人と地域包括支援センターが協力し合う仕組みが重要と考えております。

続きまして、健康。

さらに、市民の皆様の健康は御自身で管理をしてもらうものではありませんが、情報提供や仕組みづくりは行政がやらなければなりません。市民の皆様がいつまでも健康で幸せな生活ができることは、まちづくりの土台になると考えております。それには健康診断など、予防対策を若いときから推進することが重要と考えております。

続きまして、安全・安心。

安全・安心なまちとして南海トラフなど、地震の想定やゲリラ豪雨による局所的な水害等に備えるべき市民への情報提供手段の確保、防災マップの更新、備蓄する食料の確保、各種災害応援協定の締結、避難所設置運営訓練等を基本として防災システムの構築が必要と考えております。ただし、行政のこうした公助だけでは災害に備えることはできません。やはり市民の方々のお一人お一人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティーなどによる共助が非常に重要なことだと考えております。行政、市民、さらには事業者などお互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めていくことが重要だと考えております。

最後の６項目めになりますが、観光、特産というところです。

瑞穂市には全国にアピールできるものとして、史跡では美江寺宿、皇女和宮の御降嫁の歌碑がある小簾紅園などがあるとともに、偉人、先人である牛牧開門の建造に尽力された治水の恩人川崎平右衛門さん、そして福嶋才治が命名した特産品の富有柿、そして福嶋才治さんの思い

入れ、こういったことを積極的にPRしていくことが大事だと思っております。

さまざまある中から特にきょうは6項目について御報告いたしました。いずれにしても、地域力の向上による市民協働、市民自治の進展を図り、さらには瑞穂市の魅力をより一層高める積極的な施策を推進して、少子・高齢化を乗り越える社会基盤を構築する重要な時期であると考えております。

今後とも市民が安全・安心に健やかに暮らせるまちとするため、全身全霊を込めて職務に当たりたいと決意しておりますので、どうか皆様、引き続き御支援のほどよろしくお願い申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、るる市長のほうから思いを聞かせていただきました。要は限られた予算の中で、市長はこの所信表明の中で取捨選択をしながら、また同じところでスクラップ・アンド・ビルドも徹底しという。今はもうやらなければいけないことばかりをずうっと話されたんですけども、その中で不要なものは何かというの也被われておるわけでございます。

時間がなくなってきましたので、この30年度の予算というのは、棚橋市長の先ほど言った3年目、あと1年に向けてどのような市のトップとして行政を進めてこられたのか、リーダーシップを発揮してこられたのかというのが非常に問われる予算の大事なところだというふうに思いますが、細かいことを聞いた上で市長のやらなければならない思いを聞かせていただいたわけでございますけれども、昨日の一般質問の話の中で、（仮称）中山道大月多目的広場のプロポーザルの内容で、山本次長は、やはり瑞穂市ならではの、瑞穂市にしかないものということを強調されたように思います。

いわゆる歌の文句じゃないですけど、ナンバーワンじゃなくてオンリーワンを目指す、その瑞穂市をしっかりと構築していく中で、必然的に地域に魅力のある情報が発信できるまちになっていくのではないかなあというふうに思うわけでございます。

そういう意味で、市長がお話しされましたけど、その中でもやはり不要な事業というのは何なのか、これは多分後の方で事業仕分けというような項目もありましたけれども、やっぱりそういうこともしっかり同時に見詰めていただきまして、くどいようですけど、本当にオンリーワンの瑞穂市ができていくように、皆様で本当にお互い知恵を絞ってやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わりました。

続きまして、2番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木君。

○2番（今木啓一郎君） おはようございます。

議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は3つです。1つ目がみずほバス路線再編案について、2つ目が、高齢者運転免許自主返納サポート事業について、3つ目が、一斉メール配信システムについてです。

これより質問席に移り質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、みずほバスに関連する質問をさせていただきますが、昨日の一般質問において、多くの議員の方から質問があり重なる部分がありますことを前もって御了承ください。

さて、公共交通に係る住民アンケート調査及びみずほバス利用者ヒアリング調査の結果などを踏まえ、前回のみずほバス再編から4年が経過している時間的要因、また公共交通の広域的な連携として名阪近鉄バスによる（仮称）安八・穂積線の運行開始という外部的な要因も鑑み、瑞穂市広域公共交通会議において、平成30年4月からの運行実施を目標にみずほバスの路線再編案が検討されたと思います。そこで、特に重要視された点並びに大きく見直された点について、理由をあわせて御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの今木議員の御質問にお答えさせていただきます。

みずほバスが大きく変更した点については、みずほバス見直しの方向性で掲げた3点が上げられます。1点目は、公共交通のカバーエリアをふやすためにバス停を増設することです。2点目は、バス停の増設や運行エリアの拡大に伴い、現行の3路線から4路線へと路線をふやすことです。3点目は、現在、穂積駅を18時台発の便が最終便ですが、通勤・通学の帰宅時等にも利用しやすくするために夜間の増便をすることです。

また、路線図において重要視した点は2つあります。1点目は、現状のみずほバスが平成25年の再編により毎年利用者が増加していることから、路線を余り大きく変更しないことです。

2点目は、新たに運行される（仮称）安八・穂積線を含め、幹線バスである営業路線を補完するようにみずほバスの路線を設定することです。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今の御答弁をいただきますと、利便性の向上、JR穂積駅のキス・アンド・ライド、いわゆる送迎される方の割合がほかの駅と比べて非常に高いという特性を踏まえた再編案であり、夜間運行の開始であると理解しています。

さて、みずほバスのような公共交通機関においては、国や県から補助金を受けることができます。昨日の堀議員への答弁にもありましたが、今回の路線再編案において約1,200万の補助金を見込んでいたとのことでしたが、運行コストの点から、より多額の補助金対象となるよう

に路線を考えておられるのか。各路線の補助金予定額を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 国や県からの補助金は、年間約1,200万円を想定しております。現行路線は2路線が国の補助金の対象となっていますが、再編後は3路線が対象となると考えています。残りの1路線についても、国の補助対象となるような検討を行っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

あと1路線ということでしたが、やはりたとえ住民サービスの側面が強いみずほバスにおいても、コスト意識を強く持っていただき、少しでも多くの補助金がいただけるように事業展開していただければと思います。多分やっていただけることを期待しております。

次に、バス停留所について伺います。

今回新設されるバス停を確認いたしますと、御高齢の方、障害のある方への買い物弱者対策並びに公共交通の広域的な連携から、市外ではありますが、本巢市政田地区に今月オープンされましたショッピングセンターにバス停を新設されることは理解できます。しかし、当市の多利地区のショッピングセンターにはバス停が設置されていないのは、何か理由があるのでございましょうか。

また、公共交通の広域的な連携としてほかにも近隣市町への運行乗り入れの可能性があるのか、そしてバス停の近くの民間事業者との連携、タイアップについてのお考えもあわせて御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 多利地区にあります大型商業施設付近にバス停を設置することについては検討しておりますが、本巢市にあります大型商業施設と比較して検討の熟度が低いことから、パブリックコメント時点では掲載はしていませんでした。ただし、平成30年4月からの再編時にはバス停を設置することで、現在もバス停の設置位置などを検討中でございます。

また、本巢市の商業施設への乗り入れについては、買い物支援だけではなく広域交通の連携についても検討しているところでございます。また、現在も通っています神戸町についても、バス利用者の効率的利用促進と近隣自治体の連携を図るためにバス停の検討を行っております。

商業施設との連携でございますが、バス停の名前に近隣商業施設の名前をつけることにより、利用者にわかりやすくなるものと考えますが、商業施設の事業者さんの御理解も必要なことから、意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 多利地区へのショッピングセンターの近くにバス停をということを御検討いただけるということは、市民だけでなく、事業者の方も喜ばれることだと思います。

また、近隣市町への乗り入れは、御答弁のとおり、お互いの交流、連帯につながるものと思い、進めていただければと感じておる次第です。また、バス停の名称、こちらのほうもネーミングライツではありませんが、その方向性でおられるということです。

棚橋市政におかれましては、私も12月の一般質問でデザインや厚みなどの改良を要望しておりました、民間事業者とのタイアップ事業としての企業広告を印刷されています当市のごみ収集袋があります。そのように民間の方とのタイアップというのは、ますます必要ではないかと思しますので、よろしくお願いします。

では、次に、運賃についてお尋ねします。

みずほバスは、基本100円と考えてよろしいでしょうか。そうであれば、馬場春雨町のバス停で乗車し、穂積駅前停で降車した場合、みずほバスを利用すれば100円、広域バス路線である岐阜バス大野・穂積線を利用されますと190円となります。このような運賃差異は新たに運行される名阪近鉄バス（仮称）安八・穂積線でも発生すると予想されます。コミュニティバスと広域路線バスとの性格の違いは理解しますが、市内同一運賃制度の導入についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） みずほバスにつきましては、瑞穂市民であるとかないにかかわらず、大人であれば1乗車100円となります。

みずほバスにつきましては循環型といい、左回り・右回りがありますが、岐阜バスの大野・穂積線や名阪近鉄バスの（仮称）安八・穂積線につきましては、往復型となっております。

現在、想定している時刻表では、P L A N T－6から穂積駅まで、みずほバスを左回りで17分、みずほバス右回りで20分、（仮称）安八・穂積線で13分となっております。また、馬場春雨町から穂積駅まで、みずほバス左回り27分、みずほバス右回り8分、大野・穂積線7分となっております。

つきましては、幹線バスである営業路線は、左回り・右回りに関係なく最短時間で運行していることから、営業路線を利用される方の不公平感があるとは考えておりませんが、再編後の利用状況等を確認し検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） なかなか難しい課題ではあると思いますが、何とか御検討いただければと思っております。

さて、夜間運行の開始、また本田団地北口、牛牧団地など、利用者が多いバス停が複線化さ

れるなど、利便性の向上により利用者の増加が大いに期待されますが、運行コストの増大も課題であると思います。

そこで、一層のバス利用を促す施策が何か必要ではないかと考え、私として、東京ディズニーランドやユニバーサル・スタジオ・ジャパンなどの年間パスポートのように、有効期間内であれば何度もみずほバス全路線を利用できる月額4,000円程度のフリーパスポート型定期券の発行や、みずほバスを利用されたことのない方の乗車を促し、利便性を実感していただく機会づくりとして、みずほバスの前身である穂積バスが誕生した平成11年10月1日、名称をみずほバスに変更された平成16年5月1日にちなんで、5月1日や10月1日のいずれかの記念日に限り、無料運行を企画されてはと思います。このような利用促進策を導入されるお考えはございますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、岐阜バスにて期間を定めた上で、土日祝日限定の1日乗車券を販売しております。直近では、9月16日の土曜日から11月26日の日曜日までの期間中、土曜日、日曜日、祝日の1日に限り、乗り放題の乗車券を1枚500円で販売しておりました。対象路線は岐阜バスの全路線などありますが、現在のところみずほバスは対象に含まれてはおりません。

来年4月に再編を行ってからは、利用促進施策が重要となると考えております。岐阜バスが実施している土・日・祝日限定の1日乗車券の対象にみずほバスを含めることや、またみずほバスの無料乗車日を設定するなど、さまざま検討していく予定であります。

また、バス停からバス停へのウォーキングコースを設定し、歴史散策コース、健康コース、季節に合わせたお花見コースなど、コミュニティバスにふさわしい利用促進事業もあわせて検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） さまざまな施策を今後ということで考えていただけるようですので、よろしくお願いします。

また、今のお話ではなかったんですけど、定期券というようなことを、これは朝は乗っていきんだけど、帰りは乗っていかないという方が多いので、夜間の運行が始まりましたけど、その方に対してそういった定期券を発行されれば、より一層の定着になるかと思うので、その点を含んで検討いただければと思います。

では、次に、みずほバスが3路線から4路線になるとともに、夜間運行されていること、また従来からの岐阜バスに加え、名阪近鉄バスによる新たな運行開始は、JR穂積駅拠点化構想のより一層の具現化であり、とても歓迎すべきものであります。

しかし、駅ロータリー付近が現状のままであれば、朝、夕、夜間の送迎車両と運行バスとの重なりによる一層の渋滞や交通トラブルの発生が危惧されます。何らかの改善・緩和策をお考えでしょうか。

なお、昨日、森議員から同じ趣旨の質問がございました。その御答弁として、バスの乗降場を3カ所とする、バスの駅到着時間を調整する、北口の30分無料の市営駐車場へ送迎車両を誘導するとありましたが、ほかに何かございますでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） バス停留所付近につきましては、道路交通法にて駐停車が禁止となっておりますが、現状のロータリー内の青色で標示したバス専用スペースに一般車がとまっているのが現状であります。現在、北方警察署に御協力いただいてパトロールをしておりますが、すぐに改善されていない状況であります。

つきましては、交通事業者及び道路管理者と協議して、一般車の走行レーンとバスの走行レーンを分離するよう検討しております。また、昨日の森議員の答弁のときに回答させていただいたとおり、駅南側の一般車乗降場や、駅北側の市営駐車場を案内する看板の設置もあわせて検討しております。これらにつきましては、今年度中の実施を予定し検証を行っていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

ただ、私としては、平均5分間駐停車をされると言われていますお迎えの車両対策として、少し不安を感じております。

そこで提案としてですけど、近隣の月決め駐車場を一時的に借り上げて、そこを送迎車両スペースとしてされる。あるいは南口と北口にあるタクシー乗り場を北口に集約されて、南口に新たな送迎車両スペースを確保されてはどうでしょうか。どうしてもスペースがないと思っていますので、今の現状では。そういったことも検討いただければいいと思います。

また、なかなか難しいかと思いますが、今、バスが来ないとバス停留所に串状に駐停車されるという暗黙のルールがあるようですね。そこで、その共存共栄といっておかしいでしょうし、道交法の問題もあるかとは思いますが、バス利用者向けにバスが到着しますよとお知らせするパトライトや電光掲示板などを設置し、副作用的にバス乗降場で停車している送迎車両に、バスが来るんだから出ていってくださいよというような施策もお互いに考えてはいかがかなあと。余り強いことばかり言っているとなかなか難しい点もあるかと思いますが、一度考えていただければと。交通トラブルとか、市民の方からの苦情とかがあってはいけませんので、事が起きてからでは遅いと思いますので、何か方策を求めます。

以上でみずほバス路線再編案についての質問を終えます。

では、これより高齢者運転免許自主返納サポート事業についてお伺いします。

警察庁によれば、我が国は本格的な人口減少と超高齢化社会の到来を迎えている。交通事故死者数は、昭和45年の1万6,765人の過去最悪の状態から4分の1まで減少しているが、今なお多くのとうとい命が交通事故で失われていることには変わりなく、特に75歳以上の運転者による死亡事故件数の割合が増加しており、75歳以上の運転免許保有者数が今後さらにふえていくことが見込まれる中、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題となっているとあります。

そこで、あくまでも運転者の自主性を尊重する立場をとりながら、運転免許証の自主返納を推進し、その支援の一環として高齢者を含む自主返納者がマイカーに依存することなく移動でき、充実した生活を送り続けられるよう地域の実情に合わせ、自治体や事業者などによるさまざまなサポート事業が実施されています。

このたびみずほバスについても、交通事故減少の一助になること、また公共交通の利用促進の期待より岐阜乗合自動車株式会社、通称岐阜バスによる運転免許返納者に対する運賃割引制度が平成30年1月4日より導入されます。この運賃割引制度を当市としてどのような内容をどのように啓発されるか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 割引制度の概要につきましては、運転免許証を返納して申請すると取得できます運転経歴証明書をみずほバスの運賃支払い時に提示することにより、現在の1回100円の運賃が半額の50円となるものです。

広報につきましては、広報みずほの12月号に掲載をし、市のホームページやみずほバスの車内にも掲示を行いました。また、それ以外にもぎふチャンのデータ放送にて掲示をする予定であります。実施する来年1月以降には、岐阜県のホームページ内の運転免許証の自主返納に対する自治体の支援施策の一覧に追加される予定でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

こういったメリットを受けるには、一番大切なのは、運転経歴証明書をとっていただくということを経験しなくちゃいけないと思うんです。

今、自動車運転免許証が銀行取引や不在者郵便の受け取り、市役所での書類交付など、日常生活を送る上でとても身分証明書として活用されていますので、返納をちゅうちょされる方。また、有効期間が失効するまで所持される方が多いのが実情という観点から、広報活動においては、今回の割引制度を受けるために、先ほども申しました運転経歴証明書の取得を促すこと

が重要であると考え、特に3つのことを強調した広報活動をお願いします。

1つ目が、自動車運転免許証にかわる身分証明書としての機能が運転経歴証明書にあるということを強調してください。また、この交付手数料は、通常1,000円が必要となりますが、条件はありますが、一般社団法人岐阜県交通安全協会による手数料の助成金为新設されていること。

2つ目が、運転経歴証明書はあくまでも加齢など、みずからの事情によって運転することができなくなった方などが、運転免許の有効期間内に自主返納された場合に交付されるものであり、事故や違反など運転免許証が取り消された方、または失効された方は交付申請ができないこと。

そして3つ目として、運転経歴証明書の提示による割引制度は、今回のみずほバスに限らず、岐阜バスにおかれては一般路線バスや高速乗り合いバス、ほかにも市町村の運行バスなど、多くの路線が対象となっていること。また、そのほかの事業者においても特典があること。これらの点を強調していただきたいと思います。いかがでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 岐阜バスにおきましては、全ての路線バスの運賃が半額割引となるほか、その他のバス事業者もそれぞれ支援策を実施されています。タクシー事業者についても運賃の1割引きを実施されている事業者もございます。市民の皆様、特に高齢者の方には各種交通安全啓発活動等において、議員のおっしゃるただいまの内容についても、周知・啓発してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。そのように進めていただきたい。

実は私ごとでございますが、岐阜バスを利用して、今、大学病院に検診に通っています82歳になる母がおりますが、母も4年前までは自動車運転免許証を所持しておりましたが、御多分に漏れず更新せず、有効期間が失効するまで持ち続けておりました、今回の運転経歴証明書の交付を受けることができません。岐阜バスの乗車料金が半額となる、そういったサービスも受けられないということでございます。私の母のような方がいないように、また高齢運転者による交通事故防止のためにも、広くきめ細かい啓発活動をお願いいたします。

さて、ここまでは事業者における運転免許返納に対する支援について質問をしてまいりましたが、この自主返納サポート事業については、自治体として取り組まれている事例が多くあります。県内であれば、岐阜市は自主返納を行った65歳以上の人を対象に、1回限りではございますが、ICカード乗車券、アユカでございますね。利用額2,500円プラスデポジット分、合わせて3,000円、あるいは高齢者お出かけバスカードチャージ3,000円分のいずれかの支援を受

けられます。

また、神戸町におかれましては、有効期間内の運転免許自主返納者に対し、住民登録された方で町税等の滞納がない方を対象に5,000円分の神戸町タクシー送迎、いわゆる「ばらタク」と言われるサービスの利用回数券、あるいは6,000円分の養老鉄道の乗車回数券、あるいは5,000円分の名阪近鉄バスの乗車券のいずれかを1つ選んでいただけるというようなことを考えてみえます。

そこで、おくればせながら当市でもアユカやバス利用回数券ですね、そういったものを交付されるというような施策を考えてみる可能性があるのかどうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） アユカの利用は、みずほバスでも岐阜バスの路線バスと同様に御利用がいただけます。免許返納者割引制度は、みずほバスも岐阜バスも路線バスも現金のみの対応となっております。また、岐阜市のようにアユカ3,000円分を交付することは、現在は考えておりません。

つきましては、まずは来年1月から実施する運賃割引制度の実施とそのPRを進めていく考えでありますので、回数券などの交付につきましては、先ほど答弁させていただいた利用促進事業の中で再編後の利用状況を見ながら検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

この自主返納サポートということですが、先ほど若井議員の質問にもございましたけど、先週の文教厚生委員会協議会において、執行部より高齢者タクシー助成事業の利用者が低い、高齢者運転免許証自主返納サポート事業との連携を模索すればとありましたので、何とぞその点についても御検討いただければと思っております。

以上で、高齢者運転免許自主返納サポート事業についての質問を終わります。

では、これよりICT技術を活用した一斉メール配信システムについての質問に移ります。

この一斉配信メールシステムは、不審者情報、台風やインフルエンザなどによる臨時休校や登下校時間の変更など、緊急度の高い情報はもとより、学校行事やPTA活動などの情報を保護者などが登録したパソコンや携帯電話、スマートフォンへ学校一斉、またはクラス単位、あるいは部活の単位などのカテゴリー別にメール配信することができるものであり、10年ほど前から市内の幼稚園、小・中学校の1園10校のPTAが中心となり、個別にシステム構築し、活用しておりましたものであります。

そこで、来年度に向けて、市としてこのシステムについて一元化を検討されているとのことですが、その理由とシステム概要について御説明をください。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めまして、おはようございます。

ただいま今木議員から御質問があった一斉メール配信システムについて、まずはそのシステムの一元化を行う理由について御説明いたします。

理由は大きく2点ございます。

1つ目は、利便性の向上です。

現在、議員がおっしゃるように、一斉メールは、各小・中学校、幼稚園それぞれが運用しております。そのため配信する業者も同一ではございません。このような現状の中、例えば不審者でいいますと、その情報を得た学校ではすぐに発信ができます。しかしながら、たとえ隣の学校であっても情報を共有できない場合は、保護者への発信もおくれることになります。この場合、市内一斉にメール配信をすることで迅速な対応ができると考えております。

また、台風が接近した場合、警報が発表されることがあります。それに伴って学校の休業であるとか、給食の実施の有無であるとか、これらについても保護者に一斉にお知らせをすることができます。つまり、これら発信者側の利便性がございます。

さらに受信者側でいいますと、小学校、そして中学校にお子様がいる家庭の場合で、例えば今まででいいますと配信業者も違いますのでそれぞれで登録、いわゆる2回登録することになります。しかし、今度の方法でいきますと、1回の登録でそれが済むということにつながります。と同時に、今まで同じようなメールが2つに分かれてきたものが1つで済むという、保護者にとっての利便性が向上されるということが考えられます。

一元化の理由の2つ目です。予算面からの理由でございます。

市の教育委員会では、このメール配信システムについて、毎年各小・中学校と幼稚園に補助金の上限を決めて一律に交付して運営してきました。また、保育所と放課後児童クラブがあるんですが、これにつきましては、幼児支援課で一括して運営してきていました。この全て、つまり教育委員会の中において、メールを配信するもの全てを一括で運営することによって、必要経費を大きく削減することができます。以上が一元化の理由でございます。

続いて、システムの概要についてでございますが、今回、一元化するのは、先ほどもお話をしたように教育委員会の中にある全てのメール配信がかかわります。具体的には、小学校、中学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブに該当しまして、そこに在籍する子供の保護者とそれぞれの所属の職員に配信することになります。

メール配信の方法は、市内一斉に送信することもできますが、議員が言われるように、学校別に学年や学級を特定して送信することも今までどおり可能となっております。

以上がシステムの概要でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 確かに課題となっております各校の情報の差異が発生するとか、共有が図れるということもつながっておりますし、メリットは大変多いかと思っております。そのシステムであります、何とぞこのシステム構築におかれましては、操作性がよく安定した送受信、個人情報漏えいのないフレキシブルなシステムになりますよう、保護者、教員の方などの御意見も確認して進めてください。お願いします。

さて、これまで一斉配信メールは、加納教育長の言われるように、基本的に幼稚園、小学校、中学校の教職員、保護者、あるいは保育所並びに放課後児童クラブの関係者ということでございましたが、今回の一元化を契機に、その利用者をそれ以上に拡大されるというお考えはあらわれるのか。また、総務部が所管していますみずほ防災メールとの連携や統合について、どのようなお考えをお持ちでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 御存じのように、今の現状では送信を受ける、いわゆる受信できるのは保護者と教職員でしたが、学校などが発信する情報の中には広く提供できるような内容もございます。そこで、今後は見守り隊などのサポーターの方、あるいは学校評議員などの学校に関係する方々も登録できるように、今、考えております。

また、今回の配信メールの一元化は教育委員会の中だけのものではございますが、市が推進するみずほ防災メールとの連携についても積極的に進めていきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ますます御利用いただける方がふえてくるメール配信システムだと思います。そうであれば、先ほども申しましたが、操作性や安定した送受信、個人情報の漏えいのないフレキシブルなシステムが必要になってくると思いますし、一方で、情報発信者の権限と配信範囲の厳格化、さらに配信内容のチェック体制などの対策も必要になるかと思っておりますので、その点も十分に配慮して進めていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番の今木啓一郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時から再開をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まずもって、早朝より、また年末のお忙しいときにもかかわらず傍聴に多数お越しくださいます。ありがとうございます。数年に1度、よく聞く言葉かもしれませんが、最終最後の最後までよろしくお願いいたします。

さて、先日、2030年の日本が直面する構造的課題というコラムに目を通していたところ、我が国は今後も人口減少やさらなる高齢化、そして経済の低成長といった傾向が続き、政府のさまざまな機能は不全に陥るのではないかという危惧をされているようです。いわば公への依存の限界という状況の中で、個々の企業、地域、国民は、公から安定や均衡ある発展を与えられるのを待つのではなく、個々の主体が自立し、成長することが求められる時代が到来すると予測しているのであります。

成長のために必要な取り組みが3つ掲げられており、1つが、高い教育水準、高い品質といった日本の強みを維持、成長させること。また、2つ目が、雇用の流動化や再チャレンジ保証といった環境を整備すること。そして3つ目が、海外の成長を日本の成長につなげる市場開放といった取り組みが重要であると結んでおります。

もっとも日本製品のものは既に世界では一流品ではないと認識されるといった声も聞きますが、いずれにしても当市のような小さなまちにおいても、我が国の動向を的確に見据え、将来に向けての施策を早急に取り組まなければならない時期がまさに今であります。もう時間ありません。ほんの12年先の話です。

しかるに当市、瑞穂市はどうでしょうか。未来の展望どころか十数年前からの懸案がいまだに解決されずに残っている施策が多々あるのではないのでしょうか。その一つが降雨による浸水問題であります。

先日の台風21号により、野田新田や稲里地区、また田之上や森地内、そして古橋地内で浸水や道路冠水が確認されております。昨日、若園五朗議員、そして今日は若井千尋議員が行い、昼からは小川理議員が同じ質問を行います。私は新堀川沿いの低地である野田新田、稲里地内の浸水に絞り込み、執行部の明確な答弁を求めたく質問をさせていただきます。

そしてもう一点が教育にかかわる質問として、各スポーツ少年団と行政の関連性についてであります。事例もまじえながら教育委員会の見解をお聞きいたします。

以上2項目の質問となりますが、御答弁次第ではアドリブをまじえ激しい質問になろうかと思えます。そうならぬよう執行部にはお願いを申し上げまして、これよりは質問席より質問をさせていただきます。

初めに、台風21号による野田新田、稲里地内の浸水・冠水について質問をいたします。

10月22日の深夜から23日にかけて通過した台風21号により、市内各地で浸水被害が起きまし

た。市の速報版を見ますと冒頭に申しあげました地域のほか、牛牧小近辺での浸水も報告されております。野田新田、稲里地内においては、新堀川沿いが低地であり、この台風によって国道21号線より南側は東西に走る市道7本が冠水、また国道21号線より北側も東西に走る市道7本が冠水しております。

野田新田や稲里地内は分譲住宅地であり転入者の多い地域ではありますが、低地であることは理解されておられません。盛り土をするような分譲地も見受けられません。それもそのはずで、大被害をもたらした昭和51年の9・12災害はもう40年も前の災害であり、それ以降、いまだに浸水する地区があるとは誰もが思わないでしょう。逆に、いまだに大雨の都度、浸水被害の出る地域が存在しては、このまちの発展はないものと考えます。

この五ヶ村地区は先人たちが知恵と努力を重ね、水への工夫をされてきました。また、この新堀川には、五ヶ村地区協議会が中心となり、何と3,600名の署名とともに議会に陳情書を提出し、苦勞に苦勞を重ね、抜本的な洪水対策として念願であった犀川統合排水機場が整備されました。しかるにどうでしょうか。時間雨量40ミリ程度でこの冠水被害です。本当にこの排水機が機能しているのか疑いたくなります。

そこで質問です。

この統合排水場は長良川の水位、もしくは新堀川の水位で稼働するものと思いますが、その管理規程と申しますか、運転基準について御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の運転基準についてお答えさせていただきます。

運用基準は、平成27年7月23日より施行されております木曽川水系長良川犀川統合排水機場操作要領の第6条第4項に次のとおり記載されております。

逆水樋門及び新設樋門の新堀川側にある両量水標において、測定した新堀川の水位が標高5.0メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより逆水樋門、新設樋門、3号ポンプ、4号ポンプを操作するものとなっております。

1号、犀川から新堀川へ逆流するまでの間においては、逆水樋門のゲートの全開を確認しておくこと。

2号、天王川から新堀川へ逆流するまでの間においては、新設樋門のゲートを全開にしておくこと。

3号、犀川から新堀川へ逆流が始まったときは、逆水樋門の全閉を確認し、天王川から新堀川への逆流が始まったときは、新設樋門のゲートを全閉し、両樋門が全閉した場合に3号ポンプ及び4号ポンプの運転を開始すること。

4号、前号及び6号により、3号ポンプ及び4号ポンプを運転している場合において、新堀川内水位が標高4.5メートル以下になったときは、3号ポンプ及び4号ポンプの運転を停止す

ること。

5号、3号及び次号により3号ポンプ及び4号ポンプを運転している場合において、長良川の水位が標高12.50メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、3号ポンプ及び4号ポンプの運転を停止すること。

6号、前号により3号ポンプ及び4号ポンプの運転を停止している場合において、長良川の水位が標高12.50メートル以下となったときは、3号ポンプ及び4号ポンプの運転を開始すること。以上となっております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今、企画監に御答弁いただきましたが、恐らくほとんどの方がよくわからないのではないのかと私は思います。それとも私だけがわからないのか。具体的な動きが全く見えてこない。

今、運転基準をお聞きしましたが、いずれにしても道路の冠水が発生したということは、今のポンプ運転規程では一部の地域の内水処理ができない、もしくは現状のポンプ能力では、内水処理が全くできないということになります。

1つ疑問に思うことがあるのでお聞きしますが、先日、私は現地確認をしてきました。野田新田河間地区、ここはパチンコグリフィンさんの西側になるかと思いますが、この地区の排水路の一つに逆流防止の樋門がついております。新堀川の水位が上昇すると圧縮で閉まる。新堀川の水位が排水路に逆流しないようになっております。しかし、同じ地区でも少し南側の排水路には樋門がついておりません。水位が高くなると逆流するというおかしな状況にあると思います。

先日の台風21号では、間違いなく新堀川の水が逆流して道路冠水が起きていると思いますが、市は樋門の未整備が冠水の一因と考えているのか。そして、道路冠水が生じた低区地域、いわゆる21号線近辺の新堀川の水位で統合排水機場が稼働すれば浸水被害がかなり改善されると思います。このような運転が可能なのか、またこの運転ができた場合の効果はいかほどであるかをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員の御質問についてお答えいたします。

今回の洪水による道路冠水の原因は、河川改修の当面の目標としている降雨以上の大雨が降ったことにより河川の水位が上昇し、犀川上流では河川の水があふれたほかに犀川の水位が高く、排水路からの水が排水できなかったことが大きいと考えます。新堀川では、新堀川の水位が高く排水路からの排水ができなかったと考えられます。また、新堀川の水位が上昇し排水路への逆流があったことも現段階では否めません。さらに、野田新田河間地区の土地の形状を調

べてみると、周辺の土地より低くちょうどすり鉢状になっており、水が集まりやすい地形であったことも冠水の原因と考えられます。

次に、犀川統合排水機場は、昭和36年6月型洪水をモデルに、床上浸水家屋や幹線道路の冠水を防ぐことを目的に計画されております。犀川統合排水機場の操作規則もその目的に沿って進められており、排水路の逆流が起きる、起きないによるものではございません。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 新堀川から排水路への逆流はあったかもしれない。また、地区がすり鉢状の地形であったことも冠水の原因だと。また、排水機場は床上浸水や幹線道路の冠水を防ぐ計画だから、すり鉢状の地域の道路冠水ぐらいしやうがないと、このような御答弁をいただきましたが、新堀川から逆流が冠水の一因となるのであれば、危険のある排水路には全て逆流樋門を設置しなければなりません。また、新堀川の水位が排水路の排水溝より低くなるように統合排水機場を稼働させねばなりません。がしかし、その低水位運転は、今お聞きしたとおり不可能である。

そこで提案ですが、先ほど申しました逆流樋門を要所要所に設置して、新堀川から逆流を防いだ上で冠水地区の排水路の雨水を1カ所に集水し、ポンプ排水を行うか、排水路の数カ所に小型ポンプ等を設置して内水を新堀川の排水にすれば、浸水対策に大きな効果があると思いますが、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の新堀川へのポンプ排水についてお答えさせていただきます。

新堀川へポンプ排水することについては、新堀川を管理する岐阜県と協議することが必要となります。これは、河川法第15条に規定されており、他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ当該他の河川管理者に協議しなければならないとなっております。

さらに、岐阜県が管理する新堀川の河川整備計画が含まれた犀川圏域河川整備計画が、既に平成16年12月に策定されております。この河川整備計画立案時には河川法に基づき知事から関係市町の市長、町長に対し意見聴取が行われ、当時の瑞穂市長からも「意見なし」と回答しており、現在この計画に基づき河川改修が進められております。

仮に排水ポンプを新設すると、河川に計画規模を超える水量が流入することで新堀川下流への負担が大きくなることから新設は困難と考えます。

なお、河川改修の基本は、上流から流す分だけの河川断面を下流が確保しないと上流部は改修できないことになっております。また、左岸と右岸の治水バランスをとりながら進めること

も重要となっております。

〔１番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○１番（松野貴志君） 新堀川へのポンプ排水は、河川法により協議が要ると。事実上不可能であると。また、平成16年ですか。このときの首長が「意見なし」と言っていると。これは今さら聞くなというような御答弁だったかと思います。

また、排水ポンプを設置すると計画規模を超えと言われると思いますが、もともと新堀川に排水する雨量をポンプだけで行うだけで計画を超えるとは思えません。いずれにしても、ポンプ排水に対しては、県はノーであるということであります。

それでは、もう一つの方法として貯留施設の整備となります。

近年、田畑の減少で湛水能力が減少しております。それが洪水被害をより大きくしていると考えられます。そこで河川の氾濫に際し、一時的に河川の水を引き込み、洪水の一部をためることのできる多目的遊水地を整備するか、雨水の河川への流出を抑制する地下貯留槽を整備すれば大きな効果が期待できると思います。もっともそれには広大な用地も必要となりますが、貯留施設の効果及び整備に関する市の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の多目的遊水地や地下貯留槽の効果並びに実現性についてお答えします。

治水対策は、「流す」「ためる」「分ける」の３つに分類されます。議員御提案の多目的遊水地や地下貯留槽はためるに分類されます。

瑞穂市を含め多くの都市では、都市化が進むにつれ、これまでの水田だった土地と比べ貯水能力が減り、降雨の流出が早くなっているのが現状です。この貯水能力を確保するものが、多目的遊水地や地下貯留槽などです。これらの「ためる」は、河川の「流す」に比べ、広大な敷地や多額の金額を要します。特に当市のような地下水位が高い土地では、地下水による水圧や浮力に耐え得る構造にしなければならず、建設費用がかさみ、費用対効果は低くなります。したがって、大規模な貯留施設等の実現性は乏しいと考えます。

しかしながら、水田から宅地化する開発においては、貯留機能の保全を目的に事業主に貯留施設を設置するよう御協力をお願いしておりますが、小規模開発に対し強制力がないのが現状でございます。引き続き広く市民の皆様に御理解と御協力を得るよう努めてまいりたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○１番（松野貴志君） 費用対効果が乏しく、実現性も乏しいという御答弁でございました。た

だ、宅地開発においては、貯留施設の設置を事業主をお願いするという、まさに他力本願の御答弁でございました。

洪水時の国の支援として排水ポンプ車の派遣があります。これは木曽川上流河川事務所が県の要請により行うものですが、ホームページを見ていますと、1分間に30トン、または40トンの排水能力を持つポンプ車があるようですが、一体何台の排水ポンプが稼働できるのか。また、緊急時には多くの自治体から、そして地区から要請があると思われます。万が一の場合に瑞穂市が要請した場合、こういった支援を間違いなく受けることができるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今、議員御質問の排水ポンプ車のことについてお答えさせていただきます。

ポンプの台数でございますが、木曽川上流河川事務所が所管しているものだけでも4台ほどございますし、中部地方整備局が所管しているものもございます。また、このポンプ車については、各市町からの要請に基づき、緊急度に応じて派遣されるものでございます。

この排水ポンプ車につきましては、被災した、あるいは被災のおそれの高い場合に、地方自治体からの支援要請に基づき国土交通省が浸水箇所に出向き排水を行い、浸水被害の軽減を図ることを目的としているものでございます。排水ポンプ車の派遣については、先月28日に国土交通省木曽川上流河川事務所長と市長との面談時に話題となり、市長からもお願いしたところでございます。

現在、木曽川上流河川事務所と瑞穂市との間で年明けに勉強会の開催を予定しております。そこでは、排水ポンプ車の要請方法や留意点などの勉強を行い、排水ポンプ車の活用の有無、乗り入れの可否や設置場所などの検討を行う予定としております。

今後、瑞穂市内で洪水による浸水被害が発生し、排水ポンプ車が被害軽減に有効なときは、国土交通省木曽川上流河川事務所に支援要請をしてまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） ポンプ車につきましては、しっかりと協議をされていると。初めて前向きな御答弁をいただきました。緊急時におきましては、最速で要請をお願いしたいと思っております。

しかし、先ほど3番目の質問で新堀川へのポンプ排水は計画規模を超えるということで、すり鉢状にある稲里、野田新田の浸水対策にはならないということがわかりました。しかし、これは瑞穂市全体で見て計画していただかないといけないと思います。

もう一つ、懸念している箇所がございます。それは野田新田内を東西に走る新堀川です。こ

の水路は五六川と接続しており、その取水口は野田公園の南に位置する野々村商店さんの南西にあります。取水口といいますのは、昭和40年代には、営農用水として五六川の水をここから取り入れ利用していたものであります。しかしながら、現在は使用されておりません。もちろんここには逆流防止の樋門がついておりますが、通常は開放されています。

そこで質問です。

水利用のない今、この樋門にどのような意味があるのか。五六川の堤防機能が確保されていればよいのであれば、この樋門を撤去して堤防の強化を図るべきではないか。樋門も年月がたてば劣化し、その機能が確実に働かないおそれがあります。そうなれば、降水時には五六川の水が逆に新堀川に流入し、被害を大きくするのではないかと懸念し、この質問をさせていただきました。御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の取水口のことについてお答えさせていただきます。

新堀川上流部の水の流れを見ますと、五六川の水位が新堀川の水位より低いときは五六川に流れ、逆に五六川の水位が新堀川の水位より高いときは、樋管に設置されておりますゲートが水圧の差で閉まり、新堀川の水は下流に向かって流れます。

浸水被害をなくすためには、洪水時にいかに河川の水位を下げるかが重要と考えております。特に初期排水が重要と考え、河床勾配が緩い新堀川上流部では、このような川の流れになっているのではないかと考えております。

このような特殊な流れをする川は、上流部である野田新田河間地内がすり鉢状になっており、洪水の排水が困難であったことからこのようになったのではないかとというふうに考えております。したがって、取水口を撤去するのではなく、樋門が確実に閉まることが重要と考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 確実に閉まるということであれば、年月も経過をしておりますので、その都度の確認をお願いいたします。

また、よくわからないのですが、このような特殊な地形のところだからと、どっちに水が流れるかわからない。だから、確実に閉まれば現状の樋門のままだとよいという御答弁かと思えます。水がどっちに流れるかわからないような計画があるとは思いませんでした。

新堀川の最後の質問です。

さて、統合排水機場の運転規程から樋門設置とポンプ設備による内水処理、そして貯留施設による保水機能の確保や国の支援設備の利用など、さまざまな洪水対策に対する質問をさせていただきました。今回、冠水被害のあった稲里、野田新田は、排水先である祖父江地区と比べ

ると2メートルほど標高が低いと聞いておりますので、御答弁にもございましたが、すり鉢状の地形でありますから、統合排水機場近辺の水位が低くても、冠水地区の水位は高いという状況下にあると思います。

確かに何もせず手をこまねいていたわけではないとは思いますが、しかし、五ヶ村の方からすれば、一体いつになったら豪雨災害の不安が払拭されるのかといった思いを持ち続けていると思われます。近年はゲリラ豪雨と呼ばれる想定外の局地的大雨も記録しております。

名古屋市では、時間雨量50ミリ対応から63ミリ対応の検討に入ったようであります。想定雨量の見直しによる施策をしているならともかく、当市はそれ以前の対応がおくれているように思われます。

今、質問をさせていただきました洪水対策も含め、明確な施策と今後のスケジュールを地元の説明し、被害に遭われた地域の御理解を得ることが急がれると思いますが、市長はどのように思われているでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それじゃあ、まず最初に排水機というのはどういった能力があるのかというところからお話しさせていただきます。

それこそ松野貴志議員さんの祖父さんですね。第3排水機場のテリトリーということで、私が第3排水機場の操作員をしていたときに、何回も声をかけてもらって、この水でいいかいなということで、何回か私たちが待機しておるときにお越しになりました。

そのときにも、もちろん祖父さんにも御説明を申し上げ、また国・県のほうからも御説明を申し上げたんですが、排水機の稼働ということですね。やはり今回の場合、なぜ短時間の稼働しかなかったかというのは、長良川の水位が非常に低かったこと。それと同時に基本的に本来の水門の窓口から出る水は排水機の量よりも多うございます。排水機は一生懸命排出しても、そこを閉めてもほかの部分から押し出します。ですから、どうしても量が少のうございます。

ですから今回の場合、率直に長良川、そして宝江川、こちらのほうはそれぞれの水位が低うございました。要するに吐き出すほうの長良川ですね。それから宝江川は犀川遊水地上に放水します。そんな状態から稼働の時間は非常に短うございました。それぐらい自然排水が強いものでございます。そういったところから何で稼働しなかったのかなとおっしゃられますが、稼働するよりも自然排水のほうが量が多うございます。これをまず御理解くださいませ。

そして今回の野田の部分だけに限って申し上げますと、国道21号線を挟みまして北と南、水の様相が違います。北は上からおりてきた部分、それと先ほどおっしゃられました五六川の逆水樋門、これがどのように稼働をしたのか、どのような働きをしたのか、これが非常に今現在不明瞭で、これは今、私どもも検証しております。この部分の影響があったのが北側です。

そして南側、ここまで御説明申し上げたとおり、本当に新堀川の横の道、これが土手の役目

をしております。そのことによって新堀川よりも東側は守られました。でも、逆に西側が今回のあの状況でございます。ですから、先ほどおっしゃられましたように、遊水、貯水、水をためて、ためられるスペースをつくって、そこで本当にポンプをつくる、そういったことも必要だということは、これからじっくりと検証していくべきだと思います。

それと同時に、あの地域に対するしっかりとした水位計、どこどこじゃなしにあの現場で何ぼの水になっておるのか。それと同時にそのデータをしっかりと積み重ねて、それじゃあ例えば簡単に申しました、今、犀川の観測所、こちらでは一つのデータができてつあります。ふだん45センチから55センチのところは180センチになったときに古橋がつかる、そして190センチになったときに新月、そして田之上がつかる。200センチになったときに森がつかる。これと同じようなデータをしっかりと新堀川にもつくるべきだと思います。そのためには水位の観測、これが必要だと思います。

そして、データの積み重ねている時間はございませんので、まずは南側、どのように水をためて排出するか。そして今度北側、これはまず五六の樋門、おっしゃられたとおり逆水樋門、これの的確なこと、この判断をすべきだと思っております。

ですから、きょうおっしゃられたことは、私たちも考えていることでございます。それと同時に松野議員さんの御意見も含んだ上でしっかりと検証しまして、また年明けに国土交通省と話し合うチャンスを設けてございますので、そこでまた話し合ってみたいと思っております。また、そういったところを年の当初にお話しした後、地元の方々にはまた御説明をさせていただこうと思っております。そういったところで説明とさせていただきます。お願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 市長から力強いお言葉をいただきました。しかし、前向きに検討とか、進めているという言葉だけでは信用できないところまで来ております。昭和51年の水害から40年も経過しております。約半世紀です。一言なし遂げるという御答弁も欲しかったなあと思います。

利便性のよいまち、若者のまち、移住・定住のまちづくり、安心・安全なまちづくりの根本は何か。先ほど若井千尋議員もおっしゃっていましたが、一丁目一番地こそ災害対策だと思います。

あれから40年、半世紀が経過しても解決に至っておりません。五ヶ村地区の皆様は毎年毎年大型の台風や突発的なゲリラ豪雨が来るたびに40年間もの間水害と闘っております。私の亡き祖父、父、山本元議員、そして過去から現在に至るまで数多くの議員さんが水害対策を訴えてまいりました。異常気象が続く今日、年が明ければまた夏が来ます。先人たちが全力で取り組んできた水害対策が一日でも早く完結することをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、各スポーツ少年団と行政との関連性について質問をいたします。

瑞穂市体育協会の組織は、種目別競技団体と瑞穂市スポーツ少年団本部で構成されており、この少年団本部に野球、陸上、バレーボール、サッカー、剣道、その他多くのスポーツ少年団が所属しております。もちろん体育協会は市から財政援助を受ける補助金団体であり、行政の窓口は教育委員会の生涯学習課が担っております。毎年1,200万円ほどの補助金が体育協会に支払われ、各スポーツ少年団への補助金は体育協会の予算から育成費として支払われていると聞いております。

そこで質問をいたします。

各少年団の指導者への賃金も支払われているのかどうか、また支払われているならば、それも市の補助金を財源にしているのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 松野議員御質問の体育協会へ市から払われている補助金の各スポーツ少年団での使い方について答弁させていただきます。

議員御案内のように、補助金は体育協会からスポーツ少年団本部を経由し、スポーツ少年団の各団へ人数割りなどの定まったルールに従って育成費として支払われております。

この使い道につきましては、大会の参加費であるとか、備品等の購入などに当てられており、団員全員が共通するものとして使われております。よって、この育成費から指導者への賃金、謝礼というのは支払われておりません。指導者の方は原則ボランティアで指導していただいておりますが、交通費等の実費弁償については払われているとお聞きしております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 補助金の使われ方が適正であるかどうかは監査でチェックをされますので、私から申し上げることはございませんが、とにかく補助金団体であります。その費用、運営に関しては市と密接な関係にあるわけです。

では、体育協会の活動内容についてはどうでしょうか。特に次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成を理念とするスポーツ少年団の活動内容や指導方法に関しまして、市はどのようにかかわっているのか。指導者の変更や行事の報告、また事故や事件といった重要事項などは、市が把握できるシステムができているのかどうか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教育委員会とスポーツ少年団とのかかわりについて答弁させていただきます。

スポーツ少年団における活動内容であるとか、指導方法につきましては、今まで各団において培われてきた手法もあることから、教育委員会が一つ一つに具体的に指導、助言することは

ございません。しかしながら、スポーツ少年団が体育協会の組織内にある以上、活動内容や指導方法については、具体的に指導する責任はあると思い、それについては体育協会やスポーツ少年団本部であると認識しております。

しかしながら、教育委員会としましては、スポーツ少年団の活動において、その中心的対象が小学生であるということによって、場合によっては直接指導すべき立場であると理解しております。

そのため体育協会の事務局とは日常的に連絡をとるなどして情報を共有して、速やかな対応ができるような体制を整えております。また、重大な事故・事件といった重要事項に関しましても、教育委員会が把握できるシステムは整備されていると認識しております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 青少年の育成に関することですので、当然、教育委員会はスポーツ少年団でのトラブルも把握していると思います。ここ最近、何か大きなトラブル報告があったかどうか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） スポーツ少年団で発生したトラブル等の事案については、主なものは、リーダー研修に関する事案で報告がございました。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 私が聞いている件とはいささか異なると思いますので、トラブルに関して、私はある市民からお話ししたいことがあるとのことで説明をお聞きしました。被害者側の市民は大変お怒りでございました。真実を伝えてほしい、真相究明をしてほしいとのことで、被害者側の市民から書面をいただいております。許可もいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

事件発生日時、7月23日早朝。その日は海津市で試合があるので早朝練習を行っていた。朝の7時です。練習を始めてから少し時間がたったころ、早朝ということもあって、時折笑顔で和気あいあいと子供たちが練習していた。それを見ていた保護者兼コーチAが突然激高し、怒声を浴びせながら近づいた。子供たちに近づき、興奮したまま周りにあった軟式ボールを全力で投げ始めた。その距離5メートル前後、まず少年A（コーチAの子供）、10球前後投げつけて威嚇をしたと。近くにいた保護者の子供にも怒声を浴びせ1球投げつける。左足つけ根付近に直撃をし、少年たちがおびえ出す。

現場近くにいた監督責任者AはコーチAを叱り、きょうは帰るように言い渡した。怒りがおさまらないコーチAは、帰り際、当てられた保護者Bに言い寄ると激高し、口論となる。その

とき意味不明な口論は以下のとおりである。

コーチA、何で俺に挨拶をしないんだ。

保護者B、はあ、意味がわからない。何で投げたりしたんだ。

コーチA、ふざけて練習しているからやって当たり前だ。

保護者B、狙って投げたのか。

コーチA、当然狙って投げたわ、ふざけているからそうなる。

その後激しくなり、取っ組み合いになったところを監督責任者Aが仲介に入りその場をおさめ、コーチAにはその場で帰らせた。重苦しい空気のまま海津市で試合を行い、その日は戻り次第解散となった。日にちだけが経過し、監督責任者たちが何も処分や決定がないまま、事件発生から1週間ほど経過した8月初旬ごろ、瑞穂市・本巣軟式野球連盟と瑞穂市教育委員会に匿名で事件の通報が入った。通報と同時に、団は事実確認のためかしばらく活動休止となった。その後数日が経過し、事実確認のために教育委員会が一人の監督責任者Bに電話をした。当時は周りに被害者たちもいた。そのときの会話は以下のとおりである。

監督責任者B、俺のほうでうまくおさめているから任せておけ。

その会話は数人聞いている。

その後、全監督責任者、コーチ、保護者が集められ、処分の決定を言い渡された。実はそのころコーチAが、今後団に来ないか、退団するとの決定があれば、被害者の保護者Bと行き過ぎた行為に納得していない保護者CとDは団に残るつもりだった。その処分の内容は以下のとおりである。

今回の件は上層部とも協議し、教育委員会や連盟にも連絡をするが、コーチAの今年度の指導は謹慎となりました。言葉が出なかった。説明は簡素で余りに理不尽な決定と保護者たち、残る者、去る者は啞然として言葉もなかった。その後、コーチAから全体に謝罪が行われたが、被害者側には謝罪もなかった。その時点で監督責任者Bに退団の意思を伝えた。

保護者B、C、D、俺らはやめますね。

監督責任者B、何でやめるんだ。親の判断でやめたら子供がかわいそうだろう。

保護者CとD、あれは傷害事件、それで謹慎は甘過ぎる。こんな危険な団にいることはできない。

その後、監督責任者B、保護者Dが口論となったが、被害を受けた保護者Bと保護者C、Dは退団することになった。監督責任者Bは多くの関係者の前でこのしり始めた。

監督責任者B、結局おまえらが通報したんだろう、かきまぜて。

保護者B、C、D、決めつけはおかしいでしょう、あの日は近所の市民が散歩やジョギングをしていて数名足をとめて事件を見ていた。誰かが通報したんでしょう。

監督責任者B、通報したのが誰か調べないかん。誰かのせいでぐちゃぐちゃだわ。

その後も多くの関係者、保護者の前で被害者側が責め立てられ、何も言わず我々は帰った。議員に伝えていただきたいことがあります。

被害に遭った保護者Bと、一緒に退団した私たち保護者C、Dは、今回の事件は傷害事件になるはずだと。また、コーチ自身の子供に10球前後全力で投げた以上、子に対する虐待になると思う。市民も見ていた。罵声、怒声を浴びせ、野球経験者が全力で投げた場合、当たりどころが悪ければ打撲、骨折、脳震盪だけでなく最悪の場合死に至る可能性もあった。このような事件にもかかわらず、教育委員会や軟式野球連盟、体育協会にどのような説明をしたのか。全てを説明していたら謹慎では済まないはず。行政なり連盟なりから事件の全容の開示依頼もなく、真実を闇に葬られているとしか思えない。行政や連盟、加害者のコーチ、監督責任者からの謝罪もない。明らかにもみ消されている。事件を刑事事件にすることはいつでもできた。その気になれば今でもできるが、私たちで思ったのは子供のケアだ。公にし、団に責任をとらせれば活動停止や解散などになる。野球を楽しみに来ている子供たちもいる。そのことを考えれば被害者側の私たちが我慢するしかなかった。

事件に関係ない監督責任者Bがあれこれ画策していたのは知っているが、謹慎という信じがたい判断であったが、団に残る子供たちや保護者のために何も言わず退団するしかなかった。

その後あちこちで話を聞く。監督責任者Bが、あの事件は教育の一環だったとか、コーチに罪はない。もともとやめたあいつらはリトルリーグに行きたがっていた。いいタイミングでていけてよかったんじゃないか。経験者の保護者は貴重だ。公にならずによかった。俺があちこち説明する羽目になったが、結果うまくおさまった。俺のおかげ等々、数多くの人がこの発言を聞いています。

被害者側がののしられている。誰が好き好んでリトルリーグに行くのか。その気なら最初から入れている。同級生の子供たちが団にいるから団に入れ、和気あいあいと野球と向き合って、保護者同士も仲よく授業参観や市の行事で顔を合わせ、雑談で盛り上がる。子供同士もそれぞれの家に遊びに行く。親同士のつき合いもたくさんあった。今はもうコーチAと監督責任者Bのせいで親同士の会話もなくなった。子供同士も遊ばなくなって、いろいろな場で会っても気まずくなる。隠蔽し、もみ消し、すりかえ、吹き込んでいる人がいる。狭い瑞穂市だからすぐに聞こえてくる。被害者側、退団した側の気持ち、我慢を理解してほしい。まだまだお伝えしたいことはたくさんあるが、あの事件以来、子供たちが精神的に少し変わっていることが見てとれる。

今、議員にお伝えしたいことは、コーチAの復帰は絶対にさせないこと。真相をすりかえ報告し、隠蔽した監督責任者Bの退団と謝罪が必要と考える。あの日は多くの市民が目撃している。被害者側が悪く言われ、今では混乱させたのは私たちになっている。我々はいいが子供たちの今後を守らねばならない。被害者側、退団した側は団に戻るつもりはないが、どのような

報告が教育委員会に上がったのか、正確に事件を把握しての謹慎処分という決定だったのか、今後の対策は、体協も含め協議したのか、それとも隠蔽したのか、そうであるなら誰が何を言っているのか。

最後に、コーチAは今年度謹慎にもかかわらず、今までと変わらず手伝いと称しコーチをしている。被害者側の保護者も見たが、市民も多く見ているし、団にいる保護者も見ている。これがどれだけ理不尽なことか。許せない気持ちでいっぱいです。

同世代の市民として議員にお伝えします。被害者側の悲痛な思いを、真相究明をよろしくお願いを申し上げます。被害者一同。

といった書面をいただいております。教育委員会はこの事実を的確に捉えるための調査が必要と思われますが、見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほども述べましたが、まず重大な事件・事故が発生した場合、教育委員会としましては、その事実を把握して指導する立場であることから事案の報告があります。議員紹介の事案があれば、当然報告があるものと考えます。

紹介された全てのとおりの内容についての報告はございません。市の教育委員会としましては、体育協会を通じて詳しく調査をして事実を把握したいと考えます。状況によっては、教育委員会が体育協会と連携し、詳しく調べて対応したいと考えておりますし、結果については、教育委員会の責任において対応したいと考えております。

なお、体罰という言葉が使われましたが、体罰については許される事柄ではございません。これについては事実を確認の上、適切な対応を教育委員会は考えております。

なお、スポーツ少年団におきましては、毎年指導者講習会を開いておみえです。さまざまなテーマで研修をされて指導者としての資質向上も目指しておられます。体罰というテーマについても、内容として取り扱ってこられてみえます。来年度以降につきましては、さらにそういった内容についての充実した内容として実施したいと考え、市の教育委員会からも指導者を派遣して体罰の根絶を徹底したいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 聞くところによりますと、被害者側のお子様がかつてのスポーツ仲間からも疎遠にされ、心身ともに大きく傷ついているとお聞きしております。まさにスポーツ少年団の理念とは真逆の方向に進んでしまったわけです。

育成に当たる指導者は、子供たちの心身の適正な発達を保障できる資質が要求されます。これが事実だとすればとんでもない話です。ただ、今重要なことは、この心身ともに傷ついたお子様のケアです。教育委員会は事実を把握した上で、早急に子供たちをフォローすべきと考え

ますが、今後の対応をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 子供のケアについての答弁をさせていただきます。

学校外の場合においた出来事であっても、児童・生徒の様子に変化が出た場合、登校後の様子については、担任のみならず、全ての学校においては、全教職員が全力で把握する努力をしております。もし児童・生徒の様子が通常と比較して変化がある場合、あるいは各学校で行っております心のアンケートといったようなアンケートなどで悩みを訴えてきた場合などには、スクールカウンセラー等による相談も行っております。学校の内外を問わず、子供についてはきちんと対応していきたいと考えております。

例えばさまざまな御家庭から子供は学校に登校してまいります。子供が家庭におかれる状況はいろいろあるわけですが、例えば夫婦げんかをされて、子供がその中にいて、非常に不安定な状況で学校へ来ることもあります。あるいは、塾で非常に悩んで、進路の問題をそこでより一層悩んで学校へ来ることもあります。塾のことだからとか、家庭の保護者の内輪のことだからということは、私たちは関係ないと思っております。学校で子供を預かる以上は、スクールカウンセラー等とも連携しながら、よりよい生活が送れるように教育委員会は学校を支援したいと思っていますし、各学校の教職員はそういう思いをきちんと受けとめていてくれると教育委員会は信じております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今回の件は真相を究明し、ケアを施し、今後よりよいスポーツ少年団の運営の糧となるよう、行政指導をしっかりと取り組んでいただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1 番の松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。13時10分から再開をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1 時12分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16 番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私の本日のテーマは、大きいテーマは1つだけです。瑞穂市に福祉・教育・市民協働の心はあるのでしょうかというテーマです。

まず最初に、あることについての現状を申し上げます。

瑞穂市の生活困窮家族の子供たち6人が、9月末から岐阜市のNPO団体に緊急保護されております。1カ月後からは両親も身を寄せる事態となっております。小学生4人は、朝・夕、それぞれ1時間超をかけて市内の小学校に送迎されています。幼稚園の2人は休園を余儀なくされております。

瑞穂市は、措置費としてとりあえず2カ月分の養育費を支払いますが、現在3カ月目に入っており、今後どうなるのかは不透明な状態です。このような事態を招くに至った経緯は、私の分析によれば3つの理由が複雑に絡み合った結果だと思います。①貧困、②発達障害、③当事者から行政への根深い不信感の3つが絡み合った結果だと思っております。それらに関する検証は後回しにいたします。

私が本日一般質問にこのことを取り上げる目的、落としどころを先に取り上げます。それはすなわち、これから今後の市の対応です。緊急措置としての市の対応をどうするかということです。大きく分けて2点あると思います。1つ目は、市内に持つべき拠点、住居の問題、2つ目は、保護措置されている子供たち、もしくは親を含めたこれからの生活費、養育費の問題です。先行き不透明ですので、ここで取り上げるのは最低限といたします。

まず拠点整備についてです。岐阜市内に拠点を持つNPO団体は、これから先、瑞穂市内に拠点を持って子供たちの当面の養育に当たりたい意思を持っています。送迎をしないで済むということです。既に物件に当たっています。この物件は、持ち主が東北大震災——今7年目になりますか——の時点から、家がなくて困っている人のために瑞穂市に有効利用してほしいと願い出ていますが、瑞穂市は何ら返答がなかったそうです。その後、熊本地震の後、私を経由して同様の希望を出されましたが、市の回答は不動産屋に言ってくださいという回答でした。

瑞穂市の瑞穂市空き家等対策計画案の27ページにはこう書かれています。空き家等は、従来の用途以外へ転用することで新たな価値が発掘され、地域活性化につながることもある。市では、地域交流や地域活性化、福祉・学習サービス等の観点から有効利用を図り、市の資源としての有効利用と記されています。

今回この物件は、有効利用してほしい、困っている人に貸してほしいという家主の希望と利用者の希望が一致し、空き家計画にこれからうたわれる利活用にうってつけの物件となります。

そこでお尋ねいたします。

既に市内に拠点を持ちたいと希望しているNPO団体の拠点として、市が有効利用を図るというお気持ちはあるでしょうか。以下、質問席に移ります。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の福祉・教育・市民協働に関する御質問にお答えをいたします。

今回の御質問には、個人にかかわる情報が多く含まれております。具体的な御質問にはお答えできない部分もありますし、また抽象的な回答や質問と答弁がかみ合わない部分があるかもしれません、よろしくお願いをいたします。

空き家の活用についてという御質問ですが、くまがい議員の御提案の空き家については、私も数年前に企画部におった際にお聞きをして、現地を確認してきたような経緯があります。困っておられる方に活用してくださいというお考えのようですが、空き家は市内には今では随分多くございます。これからの行政は、空き家の把握から活用へ、仲介などの個人的な意思に係る部分についても行っていかなければならない時代に入ってきているかと思います。当時は不動産屋に行ってくださいというような答えを誰かしたかもしれませんが、このような空き家を市で活用するような考え方にもなっている時代というふうに考えます。空き家を活用することとは、これから市にとってどのまちも考えどころで、上手に空き家を活用して政策をできた市町が人が集まるのかもしれません。

現在のところ、福祉部でこのような空き家に関しては利用計画がございませんが、近いうちには子供や青年のひきこもりなどの居場所づくりなどの場が必要ではないかというふうに考えています。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ひきこもり等が具体的に出ましたが、今現在、緊急措置として住居がなくて困っている人、そして面倒を見たいという団体、そして7年前から利用してくださいと言っている家主がいるわけですから、将来の話ではございません。ということを執行部にはまず最初に心していただきたいと思います。

ただいまは瑞穂市空家等計画に従って提案申し上げましたが、次に発達障害者支援法に沿って申し上げます。

昨年、発達障害者支援法が改正されました。日本で制定されてから12年目ぐらいになっていると思いますが、大幅に改正されました。これを読みますと、非常に踏み込んだ改正、施策ですね、要するに、地域で。これが必要であるという法律になっております。

3点ほど申し上げますが、1つ、当事者にとって身近な場所での地域支援機能を強化すること。ですから、瑞穂市の家族だったら瑞穂市の中でということになります。

②家族支援をする。この中にはペアレントプログラムを実施する。子育てなんかがあった場合は、両親に子育てを訓練すると。このためのメンター（指導者）を育てるということまで、家族支援が②に上げられています。

3つ目としては、これらのために地域生活支援モデル事業を開発することで、これは厚労省と文科省と両方から出ているんですが、私は厚労省の資料をもとに言っておりますが、国は厚

労省としてだと思いますが、今年度です。29年度に前年度よりもふやして5,600万円予算化しております。県にも市町村への支援をするように求めています。ということで、先ほどの空家等計画に即して御提言申し上げましたが、将来、ひきこもりということは今私は言っていなかったわけですが、そういう答えでした。

では、この発達障害改正法に基づいて地域にそのような拠点をつくるということの観点からお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 福祉にかかわって困難なケースというのはございます。長い年月がかかってもなかなか対応できないような事案であるということで、これには幾つかの共通点があるというふうに考えています。発達障害という方が幼少期から青年になるまで本人が自覚できればいいのですが、大人になってから気づいたり指摘されたりという人が、実は全国で200万人いるというふうに国の報告ではされています。このような方への支援が整っていないというのが現状で、福祉部のほうでは、生活困窮者自立支援制度とか準要保護、生活保護、児童福祉法による里親制度やファミリーホーム、発達障害者の方への支援法など幾つもの制度があるのですが、どの制度にもしっかりと該当してこない、制度の狭間に陥っているような問題がございます。

今、国のほうの流れでは、高齢者も障害者も子育て中の方も地域の中で共生するような社会の実現に向けて進んでいます。今回の発達障害者の方の支援法の改正もその一部にございます。この改正では、発達障害という方が単に認定が容易にできるものではなく、発達障害の方の定義がなされたり、基本理念や国や地方公共団体、市の責務が規定をされています。中でも発達障害の疑いのある方というものの支援が新たに規定をされています。

県においても、この発達障害の早期発見、切れ目のない支援を行うことが重要であるということから、支援拠点として、発達障害者支援センターのぞみを設置して、各圏域には、地域の支援機能を強化するための圏域の障害者支援センター、発達障害者の支援コンシェルジュの設置など、診療体制などにも強化をしています。

今回、今御質問にありました厚生労働省の事業で発達障害児や発達障害者の地域生活支援モデルというのが、先ほど御質問にもありました、今年度、予算額が拡大して行われているというところ、このような発達障害者の方の社会生活の安定に向けて、当事者や家族、地域で効果的な支援を切れ目なく行っていくようなモデル事業というふうには聞いています。このような困難なケースに対応するために、発達障害者の地域支援マネジャーの専門的な対応についても県のほうから聞いていきたいというふうに考えています。

これらは、どちらかといえば乳幼児期から成人期に至るようなライフステージの対応が求められる支援ということも読み取られます。その点も危惧しながら、青・壮年期以降の確定診断

がなくても疑いの状態でいいのか、いろいろ疑問に感じるところが多くございます。もう少しこのモデル事業を調べていくと、現在いろんな先進市で行われています事例では、相談体制の強化とか医療と介護の連携とか支援マニュアルの策定とか、かかわるコーディネーターの育成などということで、直接支援にかかわる部分ではないように感じております。

先ほど市が直接空き家を借りることというのも御質問にございましたが、事業の目的や内容がしっかりしているということが考えられます。この先駆的な障害者の支援モデル事業の対応ができるのであれば、このようなことも市で考えられると思いますが、現時点ではそのような回答になると思いますが、早速県のほうに出向き対応を協議したいというふうに考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 何と申しましょうか、一般質問を各議員さんたちもなさるわけですが、執行部はとうとうと法律的な解釈とか全国の事例とかを述べられます。もちろんそれは必要です。けれど、緊急措置として、子供は毎日御飯を食べて寝る場所が必要です。障害者もそうですね。今、私は一般質問の1つ目として、緊急措置として市がどうするかということをお願いしております。

それでは3つ目を出しますが、空き家対策、発達障害者支援改正法に続いて3つ目、瑞穂市障がい者総合支援プランの案が議員には示されております。これには、39ページに地域生活支援拠点等の整備と書いてあります。地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村、または各圏域に少なくとも1つを整備することとされていますということです。これをわざわざ市のプランにごまかさずに書いたということは、市も目標としたいという姿勢ですね。

今回、私は1つの事例を出しておりますが、執行部の皆様もほとんどの方は気がついていらっしゃるでしょうが、瑞穂市は人口増のまちですね。そして、人口増とともに若いまちということ誇らかにおっしゃっていますが、それにはリスクも伴っているということを感じていらっしゃるでしょうか。このよそから来た若い人たち、地理的に勤め先にいいとか土地が安いとか、幾つかあるでしょうが、あと18歳まで医療費が無料というのも子育て中の方たちにとって非常に魅力だと思うんですね。そしてアパートも多いと。

ですから、若い人たちが移住してきて子育てをしていることには、私も四十何年前にここへ来た身でして、知り合いは一人もいなかったわけです。同級生もいなければ、地域の人も誰一人知りません。親戚、兄弟も一人もおられません。そういう中で子育てをするわけです。何年かは御近所というものも私にはありませんでした。ちょっと涙が出そうになります、当時を思い出すと。そういう中、私は非常に幸運だったというか、頑張れた身だったと思います。でも、

決して金持ちではありませんでしたけど、極端な貧困状態には陥らず、皆様のお助けで何とかやれたにすぎません。このまちで一人の友人も親戚関係も同窓会の人もおらずに、アパートのお金も払って、そして子育てをする人たちで、まして自分でも気がつかなくて発達障害だった親なんかにはしてみたら、そして今、40年前とは違って、若者の雇用が非常に厳しくなっています。これらの幾つものリスクを背負って、今回のような事態に陥る若い夫婦はほかのまちより多いんじゃないかと思います。これからますますふえるだろうと思います。

議員の皆様、傍聴の皆様も御存じかと思いますが、発達障害児と発達障害者はふえる一方です。ふえています。まして、今申し上げたとおり、このまちは今申し上げたような事情で、全国平均よりも多くなっていくということは明らかです。

こういう中で、この瑞穂市の障害者の総合支援プランに示されたように、地域の拠点として、32年度末ということは、あと2年ぐらいあるわけですね。地域の拠点として、今緊急に設けなければならない。そして、もう当事者同士は話が十分進んじゃっているということを県とももちろん相談いただきまして、何とかしようではないかと、したいという気持ちは執行部はお持ちでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今、何とかしようかというお気持ちということで、十分にその気持ちは持っておりますので、よろしくお願いをいたします。

御質問の現在策定中の（仮称）障がい者総合支援プランの39ページに、施設から地域へということで、国のほうからは各市に1つずつ、障害のある方へのグループホーム的なものをお考えということで、今回の御質問にある家族全体を緊急的に措置するような施設ではなく、相談機能の充実とかショートステイの充実とかというような人材育成とか、そちらの観点になります。また、これには発達障害と思われる方や発達障害の疑いのあるという段階では利用は難しいものになりますので、よろしくお願いをいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 福祉部長さんは、盛んに私の事例は入らないと。私の事例というのはおかしいですね。現在、瑞穂市で起きている事例は当てはまらないということをおっしゃっていますが、本当にそうですか。このモデル事業のところを読みますと、だってモデル事業というのはモデル事業ですから、全国のを検索して、もうこれと同じものはないかもしれない。これを見ますと、29年度新規事業、モデル事業の部ですよ。発達障害児者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が協働で行う活動に対する効果的な支援手法の開発となっています。つまり、わかっていらっしゃると思うんですけど、障害者、特に発達障害は非常に個別的なんです、障害が。健常者だってそうですよね、一

人一人いろんな個性はあるし、事情は違うわけですが、健常者はそれなりにやっていけますけれども、発達障害者は、一人一人が個別の障害、症例ともいいますが、これを抱えているわけですよ。ですから、グループホームはいいけれど、これはだめとか、そういうことはないと思うんですね。開発すると書いてあるんですから。だったら、瑞穂市は手を挙げて、モデル事業に申請なさったらいかがですか。

この改正障害者支援法は、先ほど言いましたけど、家族支援とか地域支援、その人らが住んでいるところと取り上げていますが、もうちょっと違う言葉でここに書かれているのは、ファミリーホーム、小規模養護施設です。これはニュースでも言っていました。これからはそれなりの大きい施設ではなくて、ファミリーホーム、小規模養護施設を推進していくと。そうすると、今の当てはまりますよね。いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） さきに、先ほど申されました発達障害者の社会生活の安定を目的ということでモデル事業はございます。その事業に該当するかどうかというのは、まだ今この時点で私が判断できることではございませんので、この件については、早速県のほうに出向いて、どうなのかということは確認をして、県のほうの指示を仰いで、来年度でそういう対応ができれば、そのモデル事業を進めます。

もう一点、今言われましたファミリーホームというのは、実は障害者自立支援法ではなくて、児童福祉のほうの関係になる施設になると思います。児童が家庭と同様な養育の環境をつくるために小規模住宅において里親から養育を受けるものになります。いわゆる里親型ファミリーホームとして、養育者の家庭に迎え入れて行うということで、定員が五、六人から養育者と補助者が1名必要になるということで、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するというので、豊かな人間性や社会性を養うということが目的にございます。これには県の研修を受ける必要がありますし、認可はたしか国のほうになるかと思います。日本ファミリーホーム協議会というのもあり、情報交換や相談や開設支援ということをされているようです。このほかにも一つ、里親制度というのが別にございまして、こちらは県の認可で、県の研修を受ける必要がございます。こちらについても現在協議がされ、結論が近日中になされるということをお聞きしておりますので、そのあたりの状況も判断しながら対応をしていきたいというふうに考えています。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私の本日のテーマは、福祉・教育・市民協働の心はあるのかと、大上段なテーマにしましたが、要するに及び腰なんです、行政が。県の指示を仰ぎと、これは部長だけを責めているわけじゃありませんので、市長以下です。非常に及び腰です。瑞穂市

として必要だと、ぜひ支援してほしいと県におっしゃってください。あした、県とNPO団体と瑞穂市の担当部が、これは瑞穂市の県議じゃないんですけど、県議を通じて、県庁のこども家庭課で協議すると伺っておりますが、そこで県の指示を仰いだりしていないで、何とかしてもらいたいと。これは改正の支援法にも都道府県は市町村を支援しなければならないというような書き方になっていますね、今回。ですから、瑞穂市はそういう事例で困っている、行政も困っているし、こういう事例があって、緊急措置ですよ、今私が言っているのはね。緊急にその子たちが住む家、そして毎日の食べる御飯、寝るところ、生活する場を必要としていると。そして貸す人もいると、何とかしてもらいたいと頼んでください。

指示なんか仰いでいないで、だから、モデル事業を開発すると書いてあるんですから。今まで全国で出ているようなものはもう開発しなくていいわけでしょう。開発が必要だと。

それから、里親制度によると言われましたが、ファミリーホーム、小規模養護施設は。でも今回の緊急措置も里親制度を使っているんですよ、2カ月分は。ですから、使えないことないと思いますよ。ということは、私が言わなければ、議員の皆様や傍聴者にはわからないでしょう。今回の2カ月分の措置費は里親制度を使って出されたものですから、今後精査する、どういう事情になるか先行き不透明ですのでわかりませんが、それが使えないということはないと思います。使えるかもしれないし、どこからでもとにかく厚労省も困っていて、国も困っていて、この発達障害については。何とかしたいと、応援していきたいということで改正もしたわけですから、瑞穂市を助けてくれと。どうぞ県庁にも言っていただきたいと思います。私も単独でも出ていって言う意思もございますが、余り自分が初めからしゃしゃり出ることはしないで、やっぱり市とか当事者の方に初めは動いてもらいたいと思います。

この返事、ずうっと福祉部長だけにお返事いただきましたが、余りに拠点整備なんていうのは大きい問題で、福祉部長さんがお一人で決められる、回答できる内容ではないと思うんですね。ということで、通告には市長、副市長、教育長も書いておきましたけど、副市長か市長に福祉の心があるならば、及び腰でなく、何たらかんたら何たらかんたら、この分類には入りませんなんてことは言っていられないと思うんですよ。国も困っているんですから。モデル事業まで募集というか、開発すると言っているんですから。

ということで、市長か副市長のお考えを、心ある御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今回の件につきましては、以前から情報は聞いておるわけでございますけれども、まずもって発達障害者とか発達障害児という方の状況というのは、まだまだ正しく理解がされていないと思いますし、私たちも実際のところ本当にわかっているかと言われると、このところNHK等、いろんな番組等で発達障害者という方の生活ぶり等が報道されるようになってきたということでもあります。まだまだ皆さんの中には、このごろお年寄りの認知症、

そうしたら認知症の方はどうやって対応したらいいのといったときに、私たちも福祉にかかわった部分がありますけれども、なかなか人それぞれ違います。

ですので、福祉の歴史を振り返ってみますと、確かに障害者——障害者でも身体障害者ですね——の歴史は古いかと思います。その後、高齢者の福祉、そして精神の関心の福祉、そして今、発達障害者と。発達障害者も確かに法律はできましたけど、まだこれからどのようにしたらいいかというところでもありますし、発達障害者の対応ってどうしたらいいのって、ほとんどの方がまずもって理解はされないと思います。

先ほどもくまがい議員から、市との関係がうまくということを言われましたけど、うまくいっているとかいっていないかということも結果は多分わからないと思います。多分この家庭では子供さんを一回親から引き離したという状況がございますけれども、この家庭は大きな人数の家族ですので、お一人、お二人をフォローするということではないので、そのあたりを踏まえたときに、まずもって福祉は確かにサービスの施設も必要ですし、それをフォローする指導者、支援をする人も大事です。そして、それをきちっと見守る地域の方とかボランティアの方も必要だと思います。

それでよくNHKとか、いろんな放送してみえる部分については、本当にいろんな福祉に志があって、いろんな福祉事業をやってみえて、その中でまた地域の方の力をかりて進めるといって、この方々の対応をどうしていくかということだろうと思いますけれども、緊急事態ということで、既に多人数の家族のところでございますので、先ほどからずうっと部長さんも言ってみえますけれども、やっぱり直接来てしまったと。事案がありますよということですので、どことどこというのじゃなくして、やっぱり皆さんと相談をして、専門家の知恵もかりて、本当にできるかどうかも含めてと。多分いろんな制度を使おうと思っても、なかなか皆さんの人的なものがないと難しいと思っています、福祉は。私たちも広域連合におったときにも、ヘルプサービスそのものもほとんどの事業者が順番にやったけど対応できなかった事案があります。それは夜中に何遍でも電話をかけてきて、あれやってほしい、これやってほしいという方でしたけれども、要はサービス事業者が潰れてしまうという事案も出てきますので、やっぱりみんなでいろんな案を持ち寄ってきちっと対応する方向も決めて、それが正解とか失敗とか、そういうことではなくて、みんなで力を合わせていくということで、この事案についてもまずどこまで入っていいかという話から始まってくるだろうと思いますので、この場では余り個人の情報は話せませんので、また皆様方に、今こういう実態があるんだよといったときに、この人たちのお世話は、どの法律でどこまでやるべきなのか、自立してもらうべきなのかどうかというそこから始まってくるだろうと思いますし、今の緊急的な措置というのについても、どこまで手を差し伸べるか、それも公費で手を差し伸べるかということですね。発達障害の関係の方は、今ざっと10人に1人ぐらいはその傾向があると言われておりますので、私たちの周りも、もしか

したら私もその傾向があるかも知れません。10人に1人ということですから、ある程度、その人の生活のスタイルでできてきておるものなのか、生活なのか、そういうものは少し遺伝をしていくよという話もあるくらいですので、お互いによくよくと研究していく必要があるかと思いますので、うまくいくかいかないじゃなくて、みんなで御支援をいただきたいと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ただいまの御答弁の中で取り上げたいのは、発達障害に関することと市民協働に関することです。正確に申し上げますと、発達障害は、身体障害、精神障害、知的障害に続く第4の障害と言われております。別名が見えない障害ともいいます。非常にわかりにくい障害です。そして、確かに10人に1人ぐらいと言われますと、障害児と障害者を一緒にしていますが、もうすぐ自分の隣にもいる可能性はあるわけです。ですから、発達障害者とどう社会をつくっていくかというのは、これ自体がもう緊急なんですね。ですから、今私が取り上げているのは、緊急の中の緊急です。

もう一つ取り上げたいのは市民協働の話なんですけど、市民協働に関しても非常に及び腰ですね。瑞穂市の第1次総合計画に市民協働と高らかにうたってから15年目で市民協働を扱う課をつくったわけです、市民協働安全課というの。いいですよ、今からでも。つくらなきゃなりませんから。今の事例は、もう市民団体が動いちゃっているんです。私が市民協働をする市民団体を育成してくださいともう何年言っているんでしょうかね。10年ぐらい言っていると思いますが、なぜそう言っているかといったら、岐阜市とかを見たからですけれども、私の見方、私なりの考え方でいくと、早いんです、市民は、動くのが。動かざるを得ない人がいるんです。動いちゃう人がいるんです。行政はこうはいきませんよね。何たらかんたら何たらかんたらと、それは言わざるを得ないところもありますから、すぐに動くわけにいかない。でも、市民の中には、これをしたいと思ったらやらずにおられない人っているんです。非常に人間の心としては私は健全だと思いますよ。自分の好きなことを生かして人を助けたい、楽しませたい。この人たちを助けずにはおられんといって動いちゃうんですから。現在、瑞穂市のこういう状態を黙って見ていられない人が動き始めちゃっているんです。私なんかは、その辺は結構普通ですから、できないことはしない、できることはしますと。そして、そういう方たちには、これからもっと先までやるのと、大変失礼かと思いますが、聞きます。だって、私だってもし歩くとしたら、自分がどこまで行けるかわかんないわけですから、私は同行者としては確認しながらしか私だって前へ進めませんから、聞きます。でもそういう人は、よく私にはわかんないんですけど、諦めませんね、自分がやりたいと思ったことは、もう本当に地べたをはいずるような思いをしても結構やっていきますよね。

現在、瑞穂市の緊急の中の緊急事態を黙って見ていられなくて3カ月目に入っている人がいるわけですよ。ですから、緊急措置として、市は市民協働の心をここで持っていただきたい。福祉の心に続いて、市民でそれだけやる人がいるんだから。しかも、その人たちは岐阜市民ですけど、瑞穂市でやりたいと。子供たちが瑞穂市なので、送り迎えなんかとても続かないので、瑞穂市でやりたい、子供たちの居住地でやりたいという人が出ているんですから、市民協働に協力してください、助けてください、市民協働を既にやっている人を。招いてください。

御答弁を市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず御本人の方々には、[※]せんだつての巢南フェスタのときにお会いしました。どんな方かというのはまさに今、くまがいさんがおっしゃられるとおり、本当にぱっと見なかなか気がつきません。それと同時に、新しく今望んでおられる場所も見てきました。

そんな中にありまして、まず1つ言えることは、緊急的に今やらなきゃいけないこと、それと同時に、その後の拠点、このことはどうしても話さざるを得ませんので、このことを踏まえた上で、県、そして国の制度、この2つをしっかりと踏まえた上で、やはり県のほうに相談してこれはやっていかなきゃいけないというところと、あと市民協働の部分は、もともとのPさんのほうから大分詳しくはお聞きしております。瑞穂市の中でいろいろ動かれた。そして、今回の椿洞の方にもまだちょっとお会いしておりませんので、そういったところから一度お会いできるチャンスを設けてお会いして、どんな取り組み方ができるのか、それを私自身も認識したいと思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 端的な、そして具体的な行動を伴う御答弁をありがとうございます。

ぜひ市民協働を強い心で、困っている子供たちのために動かざるを得ないと、足を踏み出してしまった市民団体、そしてこれから瑞穂市でやっていきたいともう動いている方とお会いになって、市長の市民協働、福祉の心も強く持って、前へ踏み出していただきたいと思います。

ここからもう10分ぐらいしかありませんが、今言ったのは緊急の措置ですね。住居のことを言いましたけど、本当はもう一個ありまして、養育費です。恐らく私が思うには、やめたというふうには言わないと思うんですね、その市民団体は。どんな困難でも今のところかわっていく、やっていくと思うんですよ。そうすると、やっぱり今まで2カ月出たように、里親制度を使うとかして、養育費の問題が出ています。これは要望にとどめますが、ぜひ養育費と拠点整備、住居費ですね。これを前向きにという言葉も使いたくないですが、応援すると。瑞穂市がやるなんて事態じゃないんですから。既に踏み出しちゃっている人がいるわけですから、そ

※ 後刻訂正発言あり

の人たちを市として応援する。そして、当事者は瑞穂市民ですからね。市民団体は隣のまちから来る人ですけど、当事者は瑞穂市民ですから。ですから、この瑞穂市民を助けると、動き出してくれた市民団体に対しても応援すると一歩下がってください。自分たちがやれるかどうか分からない、それは自分たちが決めることじゃないんですよ。もう困っている人や手を出して手助けしている人を市としてどのように応援できるかという立ち位置で考えてください。そうしたら、きっと足が踏み出せると思いますよ。自分たちに決定権があると思っているからやれないんですよ。傲慢だと思います、私は。市民や市民団体に、助けたいという心でやっていただきたい。

以下、緊急措置ではなくて、ルーチンワークというか、平時ですね。何でこれほどややこしい事態になっちゃったかということを一括で申し上げますので、一括で御答弁ください。

非常に私も整理するのに苦労しましたが、一応整理して申し上げます。

まず福祉の関係ですが、貧困と障害がございます。そのふだんのルーチンワークですね。平時の対応がやっぱり適切でなかったことというのが大きくてここまで困った状況になった。そのうちの貧困の一つは、生活保護です。この申請がなぜ受け付けられなかったのかと思うんですが、御本人たちによると、6年ぐらい前に申請したと。本人たちもちょっと障害の関係かわかりませんが、無知なところもあったんだろうと思いますが、困っている状態でも申請しなかったら、友達関係とか、うちへ業者とか来ますよね、水道屋さんとか何とか。そうしたら、生活保護を申請すればもらえるよというのを聞いて申請したんだそうです。でももらえなかったと。そのときに4人の子供がいて、4人目は赤ん坊、そして5人目がおなかにいたわけです。そして、お父ちゃんの収入は週4万円です。そして、家賃が4万円強、こういう事態ですが、生活保護は受け付けられなかった。この間、総括質疑のときに住宅扶助が500万円減額補正、余っちゃったというときに、私聞いてありますが、何でこんなに余るんですかと。一方に困っている人を知っているわけですから、私は。そういうのをやりとりがあったときにお聞きしたら、最初に申請して、断られて、それっきり来なければ、その後、さらに困窮しても、申請主義だから、出してもらわない限りはつなげないという御答弁があった気がします、そういう経緯と違いますか。後で御答弁ください。何しろ生活保護がもらえないままになっちゃいました。その後、2人生まれてさらに困窮したわけです。

それから福祉、②は障害ですね。非常に誤解されやすいんですが、まだ30代に入ったばかりなんです、何で6人もいるのって。実は、これは発達障害の人しかわからないような理由がありまして、非常にこのお母ちゃん、お父ちゃんもそうかもしれないんですが、子供好きなんです。発達障害の人というのは好きなものがあるとのめり込んじゃうんです。だから、赤ちゃんが大きくなってくると、また赤ちゃんが欲しいわという乗りで生まれたんです。ですから、子供は物すごいかわいがっているんです。ただ、その障害の関係でスキルがないわけですよ、

育てる。家の片づけとか家計管理とか。それで、もちろん貧困もあって困窮したんです。ですから、その子供6人が椿洞に保護されたときに、長女は小学校6年生なんですが、泣いたというんですよ。お母ちゃんが悪いの、お母ちゃんが悪いの、お母ちゃんが悪いのって。それだけ親子のきずなはあったんです。かわいがったんですよ。スキルがないから、めちゃくちゃに生活はなったけれど、親子のきずなはあったんです。その発達障害に関する、非常にわかりにくいとさっき副市長が言われましたが、今回私も最初に福祉課や椿洞の団体の話し合いに立ち会ったときに、とうとうと親がだらしないということを聞きました、職員から。それを聞き終わった後で、私も市民団体も声をそろえて、親は発達障害ですよと申し上げたら、その後で、親の怠慢ですよの一言が出ました、職員から。これはだめだと思いましたけれど、実は私は5年前にここで発達障害の一般質問をしております。その質問をした後で私が耳にしたことは、廊下で会うたびに当時の福祉部長から、親が変われば子は変わると言われました。今もってブログ等に市民から、あなたに子育て支援を言う資格はない。自分の子供を見ろと寄せられています。これはちょっとこれ以上言えません。

つまり、瑞穂市の発達障害に関する、さっき部長が疑いのある人も対応せよという今度は改正法になっていると言いますが、認識が。だって、プロとしてやっているわけでしょう、福祉課は。一般市民とか議員さんたちは、議員さんたちもある程度プロだと思うんですが、理解なくてもしょうがないですよ。だけど、福祉課の障害福祉をやるところが5年前も今も変わらないということは、本当に嘆きです。いいですね、給料減らなくて。

それから、教育関係、心はあるのかと言いましたが、就学援助は幼稚園だけなんです、受けているのは。何で小学生が受けられないのかよくわかりません。それで、これも出入りの業者とか、親の友達なんかに、あなた就学支援を申請に行ったらと言われて行ったんだそうです。そうしたら、このときに第5子は乳飲み子で、第6子は妊娠中の状態なんだけど、お母さんは働けるでしょうとって、チラシを持ってきたというんです、北方町の。余りにひどいというか。このときに、これは健康推進課もかわかると思うんですが、赤ちゃんが生まれるときにかかりますよね、保健師さんが。そうしたら、こんな状態では赤ちゃんの健康によくないから、預かってあげますと。生まれて1カ月までは預かりますとって、帰ってきたのは3カ月半後だった。その間に家をきれいにしなきゃ子供は帰しません。上の何人かも施設へ預けられた。そして、エアコンを入れなきゃ子供は帰しませんと。つまり、強制的な親子分離をさせられたんです。初めは1カ月で帰すからねと。子供はかわいそうやでねと言っておいて、逆になっちゃったわけですね。部屋はきれいにしなきゃ帰しません。エアコンを入れなきゃ帰しませんと。そして、人にお金を借りてエアコンを入れたそうです。

客観的にはそのとおりなんですよ。家はきれいにしなきゃ、暑い中でもよくないし、これは行政の言い分です。だけど、当事者の親にしたら、すごいかわいがっているわけですから、取

り上げちゃったになるんですよ。まして障害がおありなので、思い込んだらそういうふうになります。もう瑞穂市には絶対に寄りつきませんと、頼みませんということで、市民が見て、椿洞の子育て支援団体へ運んじやったんです。そこからその人を見て、もうこの状態はほかっておけないになっちゃって、今回このようになりました。

そのときに、親子分離したときの市役所の職員は、医者にも、調書みたいなのがあるんですかね。そこにネグレクトですと、親の育児放棄ですとちゃんと書いたと。親にしたらとてもかわいがっているわけですから、非常に傷ついたんだと思います。ということで、ここまで行き詰まった背景には、貧困と就学支援もとれなかった、生活保護もとれなかった、そして発達障害を見抜けなかった福祉課と、それから疑いはあったかもしれませんが、それなりに対応しなかった。そして、行政不信の3つが6年間にこんなにごちゃごちゃに絡まっちゃってなっちゃったと思っています。ごめんなさい、答弁の時間が少なくて。ちょっと一括答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今いろいろ御質問されましたが、随分異なっているところもあるというふうに感じておりますので、誤解のないようにお願いしたいと思っています。

まず生活保護の申請については、一般的にあるじの方が収入もあって、その家族の方が就労できる状態というのが一番難しいということと、生活保護についてはいろんな上限や制限があります。例えば自動車の保有や使用もできません。就労できる人がいれば就労していただくというふうなこともございます。また、障害福祉についても、一般的に心身の障害のある方に社会への適用や生活への適用、生活習慣などを見て、市の職員が判断できるかどうかというのも非常に難しい困難な部分があるということをお答えさせていただきます。

最後に、行政への不信という点については、今回の御質問を受けて、いろんな職員にも一応聞いてはおります。まず第一に考えたのが、児童の心身ともに健やかに養育されることの措置ということと、もう一つ、かかわった職員も聞いてはおりますが、それぞれの立場でそれぞれ誠意を持って、善意を持って対応してきたというふうに思っておりますし、そのとおりだと思っています。また、今回の岐阜市のほうへ養育費ということではなく、子供の病気の治療の関係とか不衛生な関係とか生活環境を改善するということで、市のほうがNPOの方と相談をして措置をさせたということで2カ月限定ということで行っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ありがとうございます。話し合わない、ちょっと行き違いもあるかと思っています。

自動車の保有については、初め海津市まで自転車でお父さんは通っていたというんですよ。見かねた友人が車を貸してくれたと。こういう場合でもいけないのかという話になりますよね。仕事に行けませんよね。今、岐南町かどこかへ車で行っているらしいですよ。

ということで、一つの事例を挙げましたが、瑞穂市は今後こんなのは一つでは済みませんので、幾つも事例は出ることですので、ぜひ受け身ではなく、前へ出て困っている市民、助けようと言っている市民団体を助けてください。以上です。終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番 くまがいさちこ君の質問は終わりました。

続きまして、3番 北倉利治の発言を許します。

北倉君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治です。

今、藤橋議長のお許しを受けましたので、これより一般質問をさせていただきます。

内容は、偶然今も障害者の件がありましたが、障害スポーツということで、スポーツに特化したものでお聞きしたいと思っております。

2つ目は、各地区にあるふれあいサロンについてでございます。

3番目は、市制15周年記念事業、これも少しかかります市民協働というところを関係して質問していきたいと思います。

それでは、これより質問席でお願いいたします。

まず障害スポーツについての質問でございます。

平成29年9月、ことしの9月19日に文教厚生委員会が出されました障害者計画に障害者スポーツの項目を取り組んでいただきました。皆さん御承知のように、2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが行われます。最近では、どこでもオリンピック・パラリンピック、オリパラということでセットで表示されるようになってまいりました。オリンピック同様にパラリンピックも人気を高めてきたことは喜ばしいことです。しかし、その一方で、実際に観戦するかということになると、まだまだパラリンピックを観戦する人は多くありません。そればかりか、パラリンピックでどのような競技が行われるのか、正確に理解している方も少ないと思われれます。2020東京を機会とし、さらに多くの方が障害者のスポーツに興味を持っていただくこと、そして、バリアフリーを通して、健常者と障害者が一緒にスポーツを楽しめる機会をふやすことを私は願っております。

パラリンピックのパラ、もともとは下半身が不自由な方の車椅子競技に由来していました。しかし、現在では、下半身が不自由な方に限らず、さまざまな障害を持った方が参加できる大会として競技が広げられています。今ではオリンピックと併用し、もう一つのオリンピック、パラリンに関連づけているようであります。

さて私は、10月22日に豊住園で行われました地域交流会のあいあい広場に参加しました。こ

のイベントは、「地域の皆様とともに生き、ともに歩む」をスローガンとして開催されたものです。園児の方々は、終始笑顔で生き生きと出し物を発表して取り組んでみえました。観客の立場で見えても、本当に楽しさが伝わってくるよい発表でありました。これらを拝見し、障害者の方たちが笑顔で活動される環境、場所、ハード、ソフト、これをもっとたくさん設けていただけないかと思っています。

そこで、これらのことを踏まえて質問をさせていただきます。

障害者のスポーツといえば、陸上競技や車椅子バスケット、車椅子テニスなど、野外で行われるものから、室内で行うボッチャーというペタンクに似た競技やスポーツ吹き矢、あとインドアで手軽にできるもの、さまざまであります。中でも、今説明したような室内で行う軽運動は、障害の種類や重さにかかわらず、あるいは特別な準備なしで手軽に楽しめるものであります。さらに、これらは健常者の人と一緒にプレーをすることも可能です。現在、瑞穂市において、障害者がスポーツを楽しめる施設はどの程度あるか、また障害者の年に1回ある運動会のことは知っていますが、定期的に行われているスポーツ活動があるのか、これについてお答えをお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 北倉議員の障害者スポーツの御質問にお答えをいたします。

現在、瑞穂市において、障害者スポーツの活動としましては、9月23日の秋分の日に行われております瑞穂市身体障害者福祉協会が主催する運動会があります。これには毎年多くの方に御参加をしていただき、楽しんでいただいております。あとは、各福祉事務所の活動の中で、また地域の県が主催する障害者スポーツ大会への参加がございます。スポーツに親しむ機会というのはまだまだ十分とは言えない状況にあるというふうに認識をしております。

現在の市の障害者福祉計画では、スポーツの振興の施策として、各種障害者スポーツ大会への支援、障害者スポーツの指導者等の確保、障害者を対象としたスポーツ教室の開催、障害者スポーツのデモンストレーションなどを掲げて取り組んでいますが、十分とは到底申し上げられない状態となっています。

現在、平成30年度、来年度からの障害者福祉計画、さらに障害児福祉計画を一体とした（仮称）瑞穂市障がい者総合福祉プランということで、計画も新たに、名前も新たにしまして策定を進めております。この計画に先立ちましてアンケート調査を行いました。その中で、現在スポーツ活動に参加している障害者がとても多く、また今後とも活動したいというようなスポーツの参加への高い割合を示してします。また、先ほども御質問の中にごございました2020年の東京パラリンピック競技大会には、バドミントンやテコンドーなどの新たに種目を加え、22の競技で障害の種類や程度、運動機能によるクラス分けで実施をされます。世界中の障害をお持ちの選手が繰り広げられる圧倒的なパフォーマンスをじかに目にしたり、または映像で見る機会

というのは、障害者のスポーツに与える影響というものははかり知れないものがあるというふうに考え、障害者スポーツの推進の機運も高まる絶好の機会というふうに考えています。

県では、清流の国ぎふスポーツ推進計画というのを立てておりまして、障害者スポーツの推進施策の目標として、東京のパラリンピックの出場選手を10人出そうというようなことや、障害者スポーツの裾野の拡大を広げています。県の障害者スポーツ協会では、今年度21名の選手と7チームを強化指定して競技力の向上を図っており、指導者を派遣する巡回スポーツ教室なども開催しております。この巡回スポーツ教室には、障害の特性に応じてスポーツの技術やルール、心構えなどの講習を通じてスポーツに親しむ機会を提供していただけますので、各種団体にも御利用をしていただきたいというふうに考えています。まずは多くの障害者のスポーツに参加する機会の確保をし、障害のスポーツの裾野を拡大して、障害者の社会参加の促進につなげていくように考えています。

もう一点、活動できる場所というのも御質問になったと思いますが、福祉部門が現在所管する施設や場所というのは現在のところはなく、教育委員会が所管する学校やスポーツ施設など、また都市管理課などが所管する公園などで活用できるというふうになっています。現在、瑞穂市の障害者計画では、スポーツの振興施策としてスポーツ施設の整備を掲げており、施設そのもののバリアフリー化はされつつありますが、気軽にスポーツに参加したり活動できるというところまでは至っておりません。

現在、国からは、新しくつくるということから賢く使うというような重点を受け、瑞穂市では、公共施設等総合管理計画を策定して、公共施設の最適な配置の実現に向けて取り組んでいるところです。県においては、岐阜市の鷺山地区に福祉エリアを設けて、昨年度から福祉友愛プールをオープンさせ、現在では障害者用の体育館が建設中です。そのような中、先日開催されました第67回の県の障害者福祉大会において、この鷺山地区というのはすばらしい施設であるということですが、エリアへの交通アクセスに不便を感じているということで、そのような充実を求めるような決議がなされました。当市の実情を考えますと、既存の施設を有効に活用し、活動場所を確保することがせざるを得ないような状況ではないかと考えています。施設だけでなく、周辺の環境の整備も含めた利用しやすい活動場所や、障害のある方もない方もともに利用できるような施設の有効活用をこれから考えていく必要があるというふうに考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 今お聞きしました瑞穂市の障害スポーツに関してのプラン等をお聞きしました。この前の障害者のところに、経営戦略でSWOT（スワット）分析がありました。そ

れに障害者スポーツを入れてみますと、Tの脅威というのはありませんし、Sの強みというのもほとんどありません。ただ、Oの機会というところで、先ほども何遍も言っておりますが、2020東京パラリンピックがあるという、これに沿ったムーブメントを利用できるという大きな機会があります。しかし、弱みとして、先ほども言っております施設が不十分でないことや障害者の方々の定期的なスポーツ活動が支援されないことが上げられます。先ほどからお聞きしております障害者スポーツ、県の大会であるとか市の総合的な大会であるとか、個々にはたくさんあると聞いておりますが、障害者の方が健常者のように週に1回とか月に1回とか、いつでも簡単にできる、そういうものを私は盛り込んでいただきたいと思います。その辺についてお答えをいただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 私からお答えできることにはちょっと限りがあるかと思いますが、今の障害者の施設というのは、今のところスポーツ施設はないということで、今後にあつては、いろんな考え方をしていく中で、庁舎内において、例えば大月の多目的広場の中に障害のある方もない方も一緒にできるような施設を考えていくということとか、例えば庁舎の改修計画の中に、市民センターも含めて、そういうような体育の施設も一体に考えることはできないかということがあるというふうに考えています。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） これは本当に難しい問題でありまして、この前の日曜日に大垣で障害者スポーツのフェスティバルがありましたが、参加者もなかなか少ないというところは非常によくわかります。でも、市として障害者に関して手厚くやっていただくということであれば、きのうも広瀬武雄議員がスポーツで笑顔ができるという点を見ていただけると、やっぱりスポーツをやることによって、障害者の方が笑顔で暮らせるというものを目標に持っていて、障害者のスポーツというよりもレクリエーションスポーツというところを見ていただいて、今後難しい問題ではありますが、まずは一つずつ進んでいただきたいと思います。と思っております。

それでは、次の質問に入ります。

各地域のふれあいいきいきサロンについての質問でございます。ふれあいいきいきサロンは、地域包括ケアシステム構築にとって大切なポイントになると思っております。各地区におけるいきいきサロンにおいて、現在の活動状況を教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 現在の北倉議員のふれあいサロンに関する御質問で、現在の活動ということになりますと、サロンは月に1回、2回ぐらいというところが多いということで、週に1回以上出かけられるような場があるというふうには思っておりますが、地域にお

いて、社会参加などでそういう場が設けられて、意欲が保てるようなことを考えてはおります。簡単ではございますが、以上で今の答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 各地域で一生懸命ふれあいサロンをやっていたける。その一方で、福祉部が行ってみえる高齢者に対しての運動教室とか認知症予防のプログラムなどの事業があります。時には、そのプログラムの実施日がふれあいいきいきサロンの実施日とバッティングすることもあります。市としては、これら状況を考え、事業の重要性、優先順位についてはどのような考えをしてみえるのか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 市が行っております介護予防教室や健康づくり事業、または健康講演会などが地域で行われているということで、今、その日程がサロンなどと重なってしまうというような御質問でしたが、これには極力避けていきたいというふうに考えています。日程的に重なった場合にどちらを優先するかということになりますと、やはりサロンに参加されている方であれば、近所の身近なところのつながりということで重視して、そのサロンのほうを優先に考えていきたいというふうに思っています。

従来の介護予防事業や健康づくりなどは、自治体が全てお膳立ての上に行い、住民の皆さんが参加していただきましょうというような形で進めてきましたが、今このような時代では、誰かに頼まれたりするのではなく、自分がやることを行いたいというような動きが起こったり、また中には個人のいろいろな考え方の中で、そういう考えが尊重されるようになったり、逆に何でそんなことをやらなければならないかというようなことや、やらされているというようなことも感じられるということで分かれているような気がします。きっかけは違うと思うんですが、その活動を長く続けていかれるには、いろんな意味でその活動を知って好きになり、そして楽しみになって長く続くということを思います。長く続くには熱意も必要ですし、自分なりのできる範囲で柔軟なやわらかいようなつながりを持つということも重要であるというふうに考えています。いずれにしても、今自分でやりたいということがあって始めていくということで、運動機能向上教室や認知症予防教室にも参加者がふえていくようなことを考えています。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 先ほど優先順位という問題なんですが、行くとか行かんとかというよりも、どちらに力を入れていってみえるかということが私は聞きたかったところなんです。といいますのは、私の地区でもふれあいサロンをやっております。区からお金は少しもらっていますし、社会福祉協議会からもいただいております。でも、皆さん、自分でお金を払って、会費

を払って、それでスタートしてみえて、もちろん先ほど言われるように、やらされるじゃなしに、自分がやりたいからどんどんやっていこうということで今進んでいるのがうちの地域でのサロンであります。そういう方々が、今言ったように、福祉部でやってみえる事業が行政からの費用が出てやってみえる。こちらのサロンは全く自分らのお金でほとんどやっているんだということを考えると、非常に一生懸命やってみえる方がせっかくやっておるのにできないということと、やらされるじゃなしに、やれる個人がやっていきたいという方向を導くのは、ここまではやっぱり行政がやっていただかないと、ずうっとやらされ気分でやっている。でも、自分たちでこういうのがやりたいんだと。どんどんやってください。そこには、でき上がるまではある程度の補助をしますよとか、そういう状況をしていかないと進まないと思っております。私もここ1年ばかり、包括ケアシステムの根本はこのサロンからスタートするものだと自分でも思っていますし、それが一番重要だと思っていますので、そのところを今後どのように力を入れていただけるかということも聞きたいと思っております。お答えをください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今、北倉議員の言われました地域包括ケアシステムというのは、地域のサロンから始まるという御提案だと思いますが、福祉部のほうでもそのように考えております。

サロンというのは、先ほど申しましたが、月に1回、2回ぐらいのところが多いということで、週に1回以上出かけられるようにこれから考えていきたいということです。

地域において、社会参加の確保もできて意欲も持てる場、そしてそれが認知症や介護が必要になっても、周囲の人に理解をされて、思いやりや助け合いのきずなのもとで見守られるような環境にしていくということが地域包括ケアシステムには必要というふうに考えています。

認知症の予防や介護予防については、医療や介護のサービスだけではなく、その人の生活全般にわたるケアができないかということが課題にあります。人々が健康に暮らし生きていくためには、市の法定のサービスのほかに、家族や地域を初めとするそれぞれの人たちとつながりが十分保たれて、本人にとってはいろいろな活動に参加することができ、社会とのつながりを持ち、それが生きがいとなって健康づくりにつながっていくというふうに考えています。

現在、市では、第7期老人福祉計画というのを策定中ですが、この計画名を高齢者の生き生きプランというように変更し、高齢者が健康で活躍できるまちづくりを進めていきたいというふうに考えています。その施策の中心には、北倉議員もおっしゃられるように、健康づくりの推進ということで、健康で活躍できる健康寿命を延ばしていきたいというふうに考えています。これから訪れる超高齢社会では、認知症に対する家族や周囲、地域などの理解をしっかりと得て、認知症の人の気持ちやつき合い方を考えていく機会を設けたり、認知症によりよい生き方につながるように考える必要があるかと思います。高齢者の健康づくりについて理解をしてもらう

地域サロン、教室や講演会などの機会をふやして、年代やその人の状況に応じたさまざまな機会をつくって知っていただき、取り組んでいただけることが、さらに地域での自主的な機運が起こっていくということで、これからも進めていくように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） このサロンに関しては月に1遍ということで、私はここの中に、先ほども言われる健康体操をもう一つ入れて、例えば月に2回、こういうところに集まってやっていけるといいなと思っております。10月に文教厚生で広島へ行って視察をしてきました。そのときには、地域市民だけが高齢者が公民館に集まり、高齢者運動をやってみえました。指導者も行政もいない、本当に市民が自分たちでつくった教室であります。模様を拝見しましたが、私たちでもきついぐらいの運動で筋力づくりをやってみえました。あれだけ筋力がつければ、転倒防止にも必ずつながると思っております。それに、地域の方々が楽しく触れ合うところも見えてまいりました。この活動は、1年余りででき上がったと言ってみえます。もちろんそれには行政が当初はかかわってやってみえたはずです。そのかわり1年がたてば市民に渡してしまえるということであれば、当初は費用が要ると思いますが、今後はそれだけ見守っていれば費用的にはかからないということも見てまいりました。このような市民が主体で活躍するには本当に時間がかかるとは思います、まずは市民の力を出せるシステムをつくっていただくために、予算や指導者派遣、そういうことをお願いしたいのですが、その点についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の北倉議員の健康体操というのはよく理解をしておりますので、市民が主体となって、地域がそのような健康体操ができるように進めていくということが大切であると考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） どうもありがとうございました。

それでは、3つ目の質問に入ります。瑞穂市制15周年記念予算についてでございます。

9月に行われました市制15周年記念に650万余りの予算がついていることとあります。この事業に市民が積極的に参画・参加できるようなものはあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの北倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま650万円の予算の中にあるかという御質問ではありましたが、全体として、市制15周年事業ということで述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず650万円の予算につきましては、9月補正でさせていただいたところでございまして、平成30年4月末から5月の初めにかけてということで、そのときのイベント代というようなことで予算化をさせていただいたところでございます。そのイベント代につきましては、その650万円だけを捉えるのではなく、当初予算に計上しておりました、昨年度は3月にPLAN T-6のところでマルシェということで開催した事業の予算化がございまして、これの事業と一体となって15周年事業を進めるというふうに考えておりまして、その15周年記念の事業ということでお答えさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

市制15周年記念の事業につきましては、市制15周年の節目を好機とし、市政に対する市民意欲の高揚と市の活性化を図るため、平成30年4月30日から5月6日までの1週間を瑞穂市制15周年記念週間と位置づけ、笑顔をテーマに公共施設を活用した記念イベントを連続して開催し、地域への愛着や親しみのさらなる向上を図る予定をしています。また、市政の主役である市民の幅広い年齢層の人たちが楽しめ、笑顔に包まれる市制15周年とするとともに、市内外の食や特産品の販売、地域の魅力の発信を通じて、市内はもとより市外からのお客様を招き入れ、地域の魅力を再発見し、交流人口の拡大も図りたいと計画しているところでございます。また、ほかの市制15周年記念事業としましては、少しでも市民を巻き込む企画事業としまして、毎年開催しておりますネオクラシックコンサートを利用して、市民から公募により合唱団員を募り、オーケストラの演奏に合わせたベートーベン交響曲第9番第4楽章の「歓喜の歌」、いわゆる第九の合唱も計画しているところでございます。

市制10周年事業につきましては、まちづくり基本条例の理念に即し、市民参加と協働の取り組みをコンセプトとして、市民と行政が協働で10周年を祝う「つなげよう瑞穂の“わ”」をテーマに開催されました。市民による実行委員会をつくり事業の企画運営をし、結果として、企画した全ての事業が形となって盛大に開催されたことは、まちづくり基本条例の理念に基づく事業として大変よい実績となりました。その成功の裏には、実行委員会の皆様の熱い気持ちがあつてのものと考えております。そのような中において、市民のまちづくりを進めるに当たっては、行政に求められるものはいろいろな考えを持った個々の力を実効力のあるものにするかという点にあると思います。10周年事業はそのような取り組みの先駆けであったと考えております。

15周年事業は、イベント業務の専門家に企画を提案していただきながら、大きな枠組みを構築しまして、またその中で市と市民が原動力を生かして、実効性のあるものにしていく方法を考えております。ただ、協働のために市民を巻き込むのではなく、地域の各種団体、NPO、企業、学生などが参加するきっかけと枠組みをうまく構築し、率先して参加してもらうことを目指していきたいと考えております。他市の例では、これからを担う若者が自分たちのやりたいことを自分たちのやりたいように実施しているところもございます。そこに行政が裏方とし

てサポートを加えていく形で順番に大きなものに成長させていき、最終的には市のためになっていけるような事例もございます。瑞穂市もこれからの20周年、30周年に向けても活力を持って反映させていくためにも、将来を担う若者の行動に先駆けるきっかけづくりが重要ということで、今回の市制15周年記念事業は、若者の心を動かす一つのきっかけづくりになればと期待しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 次に質問する予定でした10周年記念の成果を聞く前に成果を言っていたきましたので、どうもありがとうございました。本当にこの前にも行政の方も、私も10周年記念の委員で、前にも数名お見えになられますが、本当に10周年記念は長いこと時間をかけて、非常によかったと思いますし、本当に市民の声を聞いていただき、ゼロベースからすごい盛り上がりになって、何でこんなに大きくなるのかというぐらいの形になって、予算も大分使われただろうと思っております。このイベントに参加したことによって、私も実行委員もやらせていただきました、議員になる前に。それに清流国体のボウリング競技の広報委員も経験をさせていただき、2年連続、いろんなことをやらせていただきました。

そのときに本当に思ったことは、これが本当の市民参画・参加だったということ自分を少しは思いました。ですから、どうしてもこれからは参画・参加、それから市民協働という言葉自分を自分なりに身にしみてわかったことであります。大抵それをやったときには、行政の方は大変だったと本当に思います。いろんなことを市民を集めて協議をして、会議をして決めて、予算を決めて、今回は今までやられたことに冠をつけて15周年とやられるというような話も聞いておりますが、10周年記念のときの大きなものというのは難しいと思いますが、15周年のときにもやっぱり市民を巻き込むものというのはいいと思いますし、その後、5月だけの話じゃなくて、30年度1年を見て、皆さんが出られるもの、予算は少なくともやれるものというのを考えていただきたい。

きのう、山本次長さんが中山道ウォーキングをやろうかなというような計画をしてみえと。私はそういう穂積から巢南までずうっとウォーキングをするきずなというのも大事だと思います。10周年のときは「むかい地蔵」といって、十九条と古橋の間の地蔵さんの男女関係の話を劇にしてやられました。これも合併だということで、穂積と巢南は一緒になったんだということが主流でやられた会。ですから、今度にしても、中山道を生津のほうから歩いて、それから美江寺を通過して、皆さんがそこを散策することによって、両方の気持ちが変わり合うようなことをやっていただけるとありがたいと思いますが、これは聞いていませんが、企画部長、何か考えがありましたら、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま北倉議員から何かということですが、今の答弁と重なる点がございしますが、今回の15周年につきましては、目玉としましては、先ほど来言っております4月末から5月にかけての1週間を15周年記念週間ということで笑顔をテーマに行っていくということが一つでございしますし、もう一つ、昨年度から計画しておりまして、今年度から準備を進めている、先ほど来の第九の合唱ですね。これを教育委員会のほうで2年がかりで準備をして、市民を巻き込んで計画しているというのが大きな15周年記念の事業かなと思って進めておりますし、先ほど来も今行っている事業に冠をつけてやれるものはやっていくんだということでしたので、そういったことにつきましては、先ほど北倉議員が言われました中山道ウォーキングとか、そういった形で何か今ある事業にそういった事業名をつけて行うというようなことがまだまだ考えられるのではないかと思います。基本的には、昨年度から15周年事業につきましては10周年記念という大きな事業を行ったわけですが、それと同じような規模で行うのではなくて、今ある事業に冠をつけながら、さらにそういった市民を少しでも巻き込んでいけるものがあればまた加えていくというような形で進めているのが現状でございしますので、御理解を願いたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 9月の一般質問でも私がやりました協働の担い手を育てるということで、この15周年というのは非常にチャンスだなと思ってこれを質問させていただきました。

急な話でなかなか難しいと思いますが、私は、目的は協働の担い手をどうやってつくっていくかというのが一番問題だと思っていますので、15周年がなくても、16周年ではないと思いますが、この担い手をつくるために、企画のほうか、行政一丸となって考えていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番 北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時5分から再開をいたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問のお許しをいただきましたから、これより5項目につきまして、質問

席で質問をさせていただきます。

まず最初に、事業仕分けの導入についてお聞きをいたします。2つ目には、道の駅の設置の提案ということでございます。3つ目には、企業誘致に向けた土地利用構想の取り組みの状況についてでございます。そうしまして4つ目には、市長の30年度の重点施策ということにつきまして、市長より御答弁をお願いいたします。最後には、30年度の新組織改革案につきましてお尋ねをしたいというふうに考えております。

では、これより質問席におきまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

では、最初に企画部長にお尋ねをいたします。

事業仕分けの導入について考えはあるかということについてでございます。

事業仕分けというものは、2002年、ちょうど岐阜県の梶原拓知事さんのときだと思いますけど、地方自治体で最初に考えられましたのが岐阜県が始まりだというふうに伺っております。シンクタンク構想日本によって、地方自治体を対象として、予算の無駄を明らかにし、予算の効率的運用を高めるために行われましたのが最初でございます。その後、国レベルで、2010年、当時の民主党政権が、予算の編成に際しまして導入をいたしたわけでございます。

私は9月の定例会一般質問で事務事業評価につきまして問いただきました。事務事業評価と申しますのは、PDCAというマネジメントサイクルの中で、チェック（点検）、そうしまして、アクション（改善・改革）に相当するもので、実施された事業等を客観的に評価し、その結果を翌年度以降に反映させていくという成果志向を基本的に目的としておるものでございます。

今般の事業仕分けの実施目的は、昨今の厳しい財政状況の中、市の財政の健全を維持し、効率的で持続可能な行政サービスを提供していくために行うものであります。事業の必要性や実施主体、例えば国・県、市町村、民間等のあり方などについて、公開の場で外部の視点から事業の仕分けを行うことにより、スリムで効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明の徹底、行政への市民参画促進を図るものを目的としておるものでございます。

そこで、事業仕分けのメリットとしては、全面公開と外部の視点を導入という必須条件のほか、市民が仕分け人や判定人として市民参加型の事業仕分けであり、納税者であり受益者でもある市民の視点を積極的に活用し、その結果、予算の削減だけではなく、住民の主体的意識、納税意識の醸成や自治体職員の意識改革といった効果も狙うものであると認識をしております。

さらに、この事業仕分けは基本5原則というものがございまして、1つには、具体的な議論、すなわち事業のチェックを行うということですね。2つ目には、外部かつ現場の視点で論議をします。それから3つ目には、誰もが傍聴できるよう全面公開で行うということですね。そうしまして4つ目には、誰にもわかりやすい事業シートを作成すると。5番目には、明確な結論

を出すということでございます。

要は、ポイントとして、事業仕分けの結果はあくまで参考であり、拘束力はありません。事業仕分けの結果をどう活用するか決めるのは首長であり、それを承認、決定するのは我々議会の重要な役割であります。また副次的な効果として、1つには、市民は事業の具体的な内容を知ることができる。ということは、具体的にいいますと、税金の使い方がわかる、知ることですね。2つ目には、職員みずから問題意識を高め、内部改革のきっかけとなると。3つ目には、事業そもそもの必要性を考えるきっかけになるということでございます。

そこで質問ですが、2010年当時、民主党政権による事業仕分けの導入の感化を受けまして、いつとき地方自治体にも波及しましたが、それ以後、小康状態が続いております。近年、地方自治体で事業仕分けが再び脚光を受け始め、実施導入がされ始めております。行政との協働、連携によるまちづくり推進をされるような環境になってきていることも、これは一つの要因ではなかろうかと思えます。

こうした環境において、本市においても、この事業仕分けというものを前向きに導入のお考えがあるかということをお尋ねしたいと思うわけでございます。本市も来年、穂積町と巢南町が合併して15年目の節目を迎えるわけでございます。ここで予算のあり方をレビュー、要するに見直しをするきっかけにしてはどうかということで提案をさせていただいております。

企画部長、御返事をよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の事業仕分けの導入についての御質問にお答えをいたします。

事業仕分けの導入ということではございますが、現在、当市が実施しているのは、事業ヒアリングシートを活用した事務事業の点検・評価でございます。この事業ヒアリングシートを活用した事務事業の点検・評価は、新年度予算編成に当たり、新規事業、主要事業、懸案事業、継続事業に分類し、実施期間、事業費などの事業内容に加え、特に評価という視点では、全てのヒアリングシートで事業の計画性、公益性、緊急性、効率性、将来性について評価をしているところでございます。これら評価については、各所管課において毎年点検・評価をし、新年度の予算編成に活用していくというものでありますが、この手法は、事業仕分けのように公開による外部の仕分け人による事業の査定ということではなく、基本的には担当化によるPDCAサイクルに基づく事務事業をチェックし、予算編成に活用していくという事務事業評価方式となっております。

ただ、事業仕分けということでは、当市の場合、当市の最上位計画であります第2次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点事業について、仕分け人ということではありませんが、産官学金労言関係の方や自治会、教育、福祉の方などに委員となっ

事業の点検・評価を行ってもらい、より効果の高い施策、事業をPDCAサイクルとして展開していくため、各施策、事業について新設、拡充、縮小、廃止などの見直しを行っております。もちろん事業仕分けの公開の場での仕分けということではございませんが、会議は傍聴可としており、ホームページでもその案内、評価内容、会議録等を公開しているところでございます。また、教育委員会においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、評価委員会の事務管理及び執行の状況について、3名の学識経験者の意見及び助言を取り入れ、事業の点検及び評価を行い、事業の見直しを検証し、ホームページで公開しているところでございます。そういった現状でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、企画部長がおっしゃいました新年度の事業ヒアリング、私もこれを拝見させていただきまして、きょう午前中に若井議員もその新年度予算につきまして、その中から特定の項目をピックアップされまして、いろいろ執行部のほうに答弁を問いただされておられます。

私もいろいろホームページを見まして、この事業評価機関として、市長の諮問機関で瑞穂市総合計画等評価審議会というものがございまして、そこで瑞穂市の第2次総合計画に基づく事業評価と瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業評価を行っている。というのは、要するに外部の方、第三者を交えた事業評価というものはこれしかありません。今、企画部長が言われたのは、要するに自分のところの、自分のところという表現はちょっと悪いんですけど、所管の方、自分たちがつくったものを自分たちで自己採点をしておるといような観点でございますから、私はぜひとも瑞穂市まちづくりの基本条例第7章に参画及び協働という項目がございまして、市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう参画機会を保障しますというふうにうたっておられますよね。

ですから、この規定を遵守していただきまして、きょう突然ですが、これには実際実施するにはリードタイムというのが1年近くかかると思います。ですから、30年度の予算は難しいと思うんですけど、31年度からぜひやってもらいたいというふうに思っております。近隣の市でいいますと、山口市が26年から、そうしまして、お隣の羽島市がことしの9月23・24日に事業仕分けを実施しました。新聞紙上によりますと、羽島市長は今後もこれを続けていくと、非常にいいシステムだということで称賛をされておられます。ですから、そういう意味からしましても、新年度の事業ヒアリングシートがあるからいいんじゃないかと、それは要するに僕に言わせたら[※]マスターベーション、ちょっと表現はきついんですけど、そのような感じじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。今のはちょっと取り消しします。

※ 後刻訂正発言あり

要するに外部の人の、基本条例にも書いてございますように、市民参画の協働ということで、やはりこの予算というものは、執行部がたまたま受託をされておるだけで、この資産というのは瑞穂市の全市民の財産でございます。ですから、そういう観点から前向きに検討していただきたいと急に思っておるようなわけでございます。

時間も来ておりますから、次の質問をさせていただきます。

ですから、また企画部長には時間を改めまして、この事業仕分けにつきまして、私は絶対にやるべきシステムだというふうに思っておりますから、ぜひ前向きの検討でそれなりの準備をしていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

次に、対外的PRのための道の駅の設置、活用についてでございます。

私は瑞穂市のポテンシャルのPRとして、まちの活性化に結びつくようなシンボリックな魅力ある構築物、またまちの魅力を発信する情報基地の確保等をあわせ持つ機能の施設を考えると、現在、全国津々浦々にある道の駅的機能をあわせ持つ施設の設置の提案をいたします。

まず道の駅とは、国土交通省の定義によれば、道路使用者のための休憩機能、2つ目には道路利用者の地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけに活力ある地域づくりを行うために地域の連携機能の3つの機能をあわせ持つ施設のことを指すと言われております。最近では、災害対応、防災拠点といった新たな機能をも期待されております。

そこで、道の駅の現状の概略を申し上げますと、2017年11月17日現在、国土交通省に登録されました道の駅は全国で1,134カ所が設営されております。そのうち岐阜県内には55カ所があり、全国でも2番目に多い自治体となっていると思われれます。そもそも道の駅の歴史は意外と古くなく、1991年に試験的に岐阜県と山口県、栃木県に設けられたのを封切りに、1993年には全国に103カ所設置されたのが始まり、それ以後25年、全国に拡大し、今や先ほど述べました1,134カ所の拠点になり、現在も開設が各地で進んでいる模様であります。

このふえ続ける要因は、今やドライブ旅行には欠かせない地域密着型の観光スポットに、旅先で見かける道の駅は、大した用事もなくてもついふらっと立ち寄ってしまう魅力的な、引きつけるものがあるのではないかと考えております。さらに、レジャーの多様化によって、長距離ドライブを楽しむ人がふえてきたことも要因の一つであると考えます。

ここで、一般道路について見ますと、誰もが24時間自由に利用できる休憩施設が求められていることや、その休憩施設に駐車場、トイレ、レストランなど、ドライバーたちのためのものではなく、その地域の文化、名所、特産物などを活用したサービスを提供し、道路利用者や地域の人々の情報交流の場や地域連携と魅力ある地域づくりを促進し、その地域の活性化の拠点として、独自の産業、商業、施設等というブランドを構築していることを狙いとするものであると思います。また今日、災害支援に役立つ一時避難場所、緊急車両の中継基地として活躍しており、その効果が実証されております。

したがって、自動車専用道路のＳＡ、ＰＡの道の駅との差別化を図り、ドライバーの休憩場所と地域振興施設をあわせ持つ複合的な機能を目指しております。

今回提案したい場所は、本市内の国道21号線沿いで適地を確保していただきたいと。なぜなら、瑞浪市を起点に滋賀県米原市までの100キロ間は交通量が大変多く、マーケティング上、大変魅力的なロケーションだと考えます。9月定例会の一般質問の中で、隣の大野町が来年夏にオープンに向けて開発準備を進めている道の駅「パレットピアおおの」を紹介しました。このパレットピアおおのは、県内最大の規模、敷地面積2万7,000平方メートル、農産物直売所やレストランが入る地域振興施設や子育て支援施設、シンボリックな施設として周囲に直径60メートルの屋根つき回廊を備えた約5,000平方メートルの円形広場、Ｏリングができるということで、大変特色のある施設でございます。

そこで質問をいたしますが、本市のＰＲとして、「名古屋から25分の交通の利便性のよさ」「若いまち瑞穂」などのキャッチフレーズをアピールされておりますが、私は大型の多機能を有する施設ではなく、独自の施設で地域活性化のＰＲ拠点として、特徴を生かした構築物で情報発信基地、例えば地元観光戦略プランとして遡及をしたらどうかということを提案させていただきます。

今回私が提案する施設は、まちの産業と文化の振興をコンセプトに、市観光案内所、民俗資料館、地域の農産物販売所、飲料の自動販売機を設置、トイレ等も含めるわけなんです、総合機能を内蔵したコンパクトな施設を考えております。私は物体を介した視覚で本市をアピールする手法もまたより効果が上がると考えております。行政サイドの見解をお願いいたします。鹿野部長、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、杉原議員からはいろいろな御提案をいただきました。少しまとめてみますと、道の駅の持つ休憩とか情報発信とか、それから地域の交流、防災といったそういった機能を持つ施設をということで、具体的に議員からは、市内の観光案内所とか民俗資料館、それから地域の特産物の販売所とかいうような複合機能を持った施設をどうかというようにお話でした。特に、やはりどの道の駅もそうですけど、地域の特産物販売所というのがこの中では一番重要な施設になってくると思っております。

現在、瑞穂市で農産物直売所に出荷している団体として、おんさい広場出荷者協議会がおります。こちらは、おんさい広場の真正店に出荷をされている団体でございます。このおんさい広場ができる前は、巢南庁舎の東側の駐車場で、試験的ですが、農産物の直売所を開設して、市内の生産者の方々が一部ＪＡさんの御協力を得て販売していた経緯がございます。このときは、出荷時期による商品のばらつきとか、売上額が低かったことから、おんさい広場の真正店ができた暁には、そちらへ移られたというような状況でございます。

おんさい広場の真正店のメリットと申しますと、瑞穂市だけでなく、本巢市の方も出荷されているため、より多くの種類の商品が確保できることと、少し販売手数料は発生しますが、生産者はその場にいることもなく、J Aのほうで販売をしていただけるというような状況でございます。

瑞穂市単独での農産物直売所の設置となりますと、現在あるおんさい広場出荷者協議会の中で、本巢市、J Aとも少し協議が必要であるかというふうに思います。場所につきましては、国道21号沿いと申しますと、ちょうど瑞穂市の中央部に、現在も国道21号から直接乗り入れができる民間の、かつてはドライブインという名称がついていましたテナントが入った場所もございますが、その状況を見ていますと、大分店舗が整理されてきたというような状況もございます。そういう場所を一部借りてというようなことは、少しその相手方と交渉する必要がありますが、独自の施設として整備するというのはちょっと困難かなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 市長のお考えもちょっとお伺いしたいと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、道の駅ということで、今一番候補になりますのは国道21号線というところで、今6車線化を進めております。そして、なおかつ今現在6車線化ができておりません下牛牧、そして大垣の和合まで、あすとあさつてに分けて、あすは岐阜国道事務所、あさつては国土交通省中部地方整備局へ要望を出しに行ってきます。なぜかと申しましたら、国道21号線の利用度が物すごく高くなってきております。それは、東海環状の大垣西インター、それと同時に名神及び東海環状の養老地区での新しい施設が4つほどできてまいりました。そんなところから、国道21号線でスムーズにまずは大垣西インターへ行くことを考えております。その中に私どもの市有の土地もございます。ある程度、皆さん御存じだと思いますが、その土地の有効利用、そういった中にありましても、道の駅というものが果たしてどんなものなのか。ただ、私たちは意外と道の駅の成功例を余り存じておりません。そういったところから再度検証し、考えていきたいなと思っております。

ですから、これをやるともやらないともなかなか今お答えができない状態でございますので、その面はこれからの検証ということでお許しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） すぐとは私は申ししておりません。やはり全ては準備段階というものが必

要ですから、十分その前にマーケットリサーチをやっていただきまして、こんだけ全国に千百有余の道の駅があるということは、確かに採算の面ではどうかなという感じはするんですけど、やはり現実的にそれだけ設営されておるということは、やはりメリット、デメリットを考えた場合に、やはりメリットがあるからじゃないかなというふうに思っておるわけですね。ですから、そういう意味からして、はっきり言いまして、瑞穂市には何もないんですよ。ですから、そういうことで、とにかく前向きに検討していただきまして、私は何年からというわけじゃないんですけど、そういう物事の発想というんですか、そういうものもやはり考えていただいて、ぜひ実行していただきたいなというふうに考えておるわけでございます。

では、次に３点目の事項でございしますが、都市整備部長にお伺いいたします。

企業誘致に向けた土地利用基本構想の取り組み状況ということでございます。

先回、一般質問で進捗状況をお尋ねしました。その折、答弁として、６月議会の補正予算によりコンサル会社との業務委託契約を締結し、企業誘致に向けた土地利用基本構想等の作成に取り組んでいるところであるという回答をいただき、差し当たり、新たな工場用地の需要を把握することと誘致企業のニーズに対応した工場用地の整備を目的として、全国、県内、地元の企業の昨今の動向を分析した上で、まずは地元企業の中で規模拡大や移転の可能性が見込まれる業態を絞り、本市で操業している理由や新規に工場等を立地する上で重要視される要件など、今後の計画立地を希望される地域、またその場合の条件等のアンケートを対象事業者宛てに送付した旨の答弁を受けました。

そこで質問いたします。

まず最初に、該当企業は何社ほどアンケート用紙を送付されましたか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市内に事業所を置く企業へのアンケートの内容についてですが、瑞穂市の産業特性や１事業所当たりの従業員が多い産業などを分析し、市内の製造業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業を対象業種として、従業員が２０人を超えかつ資本金が１,０００万円以上の７０社にアンケートを送付しております。

〔６番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○６番（杉原克巳君） ありがとうございます。

次に、回収率はどのくらいありましたか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 回答についてですが、業種別で申し上げますと、製造業が１６社、運輸業が８社、小売業が６社、業種、回答不明というのが１社ございまして、計３１社の回答をいただいております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） ありがとうございます。

70社のところ31社ということは、回収率は私はよくわかりませんが、4割強ということなんですけど、もし差し支えなければ、アンケートの内容のことまでちょっと入るんですけど、一部差し支えなければ御回答いただきたいなというふうに思っておるわけなんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 回答の内容としましては、現在、瑞穂市で立地している理由はということで、本社が瑞穂市、それから取引先が市内、または県内、それから交通アクセスが充実していることなどでした。立地計画で重視する要素についてはということについては、用地の価格、従業員の確保、道路の整備状況、取引先や既存工場との距離が上げられました。瑞穂市内への新規立地については、条件により検討する。計画はないが、新規立地を行う場合の候補地の一つと回答された方が10件ございました。また、どのような条件がクリアされれば立地の可能性が高くなるかにつきましては、必要な面積が確保できる場所の整備、土地利用規制の緩和、用地価格、アクセス道路の条件が提示されたところでございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 最後の質問ですけど、今後の計画とかタイムテーブルはどのようになっているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 面積規模として、他の工業団地の例や今後の瑞穂市の必要面積を考慮した場合、約30ヘクタールを一つの目標面積に考えております。今後は候補地の検討に入っていく、市街化区域や農業振興地域等の工業系用途地域や工業団地としての面積要件等の土地利用条件、立地条件、用地条件及び各種法規制の検討を行ってまいります。

6月の国による企業立地に関する2つの関係法令の改正に伴いまして一部規制緩和が行われましたが、農地法に基づく農地転用につきましては、従来からの基準に大きな変更はないことから、慎重に検討、協議してまいりたいと考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） この案件につきましては、今後も継続的に御説明をお願いいたしますから、よろしくお願いいたします。

では、市長に来年度の重点施策についてお伺いをいたします。

市長は、来年度は首長に就任されまして1期目の最終年度を迎えるわけでございます。心に

期するものはあると考えます。市長選挙の際に瑞穂創生7つの基本政策が掲げられました。就任1期目で全ての政策を完遂することはなかなか厳しいものがあると思いますが、おのこの政策は本市にとっても大変大事な事柄でございます。ぜひとも常に念頭に置いて、今後も努力していただけるものと期待をいたしております。

さて、来年度は合併15周年を迎え、第2ステージへの飛躍の年になるのではないかと考えておるわけです。本市を取り巻く社会情勢、環境はますます厳しいものがあり、問題は山積をしておると考えます。

そこで、優先順位をつけ、短期に処理すべき課題、中・長期にわたり推進すべき課題とめり張りをはっきりつけ、確実に実行すべき課題は大胆不敵に執行していただきたいというふうに考えておるわけでございます。

きょうも朝一で若井議員が新年度予算のヒアリングのところで、市長の来年度以降の短期、中期的な施策ということを質問されまして、そこら辺をかいつまんでお話ししていただくとともに、私は費用が発生する事業だけじゃなくして、一番大切なことは自主財源確保なんですよ。ですから、そこら辺の施策というものが全く執行部から何も出てきていないんですよ、現状。ですから、そういうことで頭の切りかえとはちょっと大げさでございますが、収益を上げると。要するに、民間企業は爪の先に火をともしような本当に厳しい状況で経営・運営を行っておるようなわけでございます。我々自治体はそういうわけではございません。自分たちの資産を運用しておるわけではございません。市民の税金をもって運用しておるわけです。まずそこら辺、発想の転換を来年度から、意識改革というようなことで全職員に一致協力をしていただいて、一つの方向で進んでいっていただきたいということで、ひとつ市長のお考えを御披露していただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、まず私自身も今から3年弱ですか、その前に感じましたことからまずお話しさせていただきます。役所というのは、まず予算のときに何から考えていくか。本当に全く民間の会社からはびっくりするようなことでございます。歳出から考えていきますね。例えばヒアリングはまさにそうでございます。その中にありまして、何で幾らお金が要るか、そして、昨年の経常収支比率は何%だったか。79.8だったか、84.8だったか、そういったところから発するのが事実でございます。それはなぜかといったら、経常収支比率の一番の中身は、住民サービスということになっております。ですから、どうしてもそこから言葉が発することは事実だと思います。でも、民間から考えたらとんでもない話でございまして、民間の場合は売り上げ、どれだけの回収、集金ができるか。領収書を何ぼ切れるか、そこから出発するのが事実でございます。その中にあって、足りないのはどうするのか、売り上げを伸ばさないかんのやないかでございます。ところが、役所のほうはどうなるかといいましたら、足らん

分は市債の発行ということにならざるを得ない、これが現実でございます。それがいろんな意味で、多くの791の市がありますが、この中で実質公債費比率が高くなっていくのはどうしてもそこに根元があると思います。

そんな中にありまして、ここ最近のことは、私たちも瑞穂の状況を見ておりますし、地方交付税ですね。国及び県から来るお金、こちらは毎年9,000万から1億ずつ減っていくと思います。そして、納付書も何もつくらなくてもお金が入ってきますたばこ税、これも毎年600万ずつ減っていきます。そして軽自動車税、これは今までずっと伸びてきました。これは全くの横ばいでございます。下手すると下がる可能性も出てくるというところへ来ております。そんな中にありまして、まさに昔、小泉純一郎さんが言われた税制改革をして、自動車税の本税を本当に瑞穂にもらえんかいなと思うぐらいの状況でございますが、ただそんな中にありまして、きょうも11月度の法人税、こちらのほうの件がございました。昨年度よりも約1,700万ぐらいふえております。なぜ11月度はこういうふうかと申しましたら、3月末決算、この会社は2カ月後に納付されるという決算の発表になります。ですから、締め自体は5月になりますね。そのちょうど半期分、予定納税と、それからそういった本来の納税と両方ある部分が11月度に入ってきます。その中にありまして、これは一つの大きな指標になると思いますが、申し上げますと、本来よりも1,700万ふえている。パーセンテージにしますと約1割5分ぐらいふえている。ただ、これは安心してはいけませんが、そんな現状もありますので、世の中の景気は多少なりともよくはなっている。それと同時に、しっかりと私たちが納税ということできしっかりと集金すれば、それなりのものができるんじゃないかなと思っております。それは、多少なりとも報告でございますので、安心し切れるものではございません。

ただし、ちょっとここら辺から本筋のほうへ移りたいと思います。

平成30年度が最上位計画となる瑞穂市第2次総合計画施行から2年が過ぎようとしております。まさに先ほどもおっしゃられました2次総合計画はどうなっているかというふうで議員さんがおっしゃられたとおりでございますが、その中で、市民への説明責任を十分に果たしていくということと同時に、しっかりとここで物にしていかなきゃいけないということで、ことしの予算編成に関しましては、確かに厳しい財政状況ではございますが、精いっぱい行政資源を効果的、効率的に使いまして、第2次総合計画の将来像である「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を実行しようと思っています。そして、このことにつきましては、29年度につきましてはサブテーマとしまして、市民の皆様が健康に幸せを感じ、家族を育む活力ある瑞穂にしようということで、この29年度はやってきました。その中で、今後の先ほども若井さんのときにも申しました6項目について、改めてそこに補足をつけ加えながら御報告したいと思います。

まずJR穂積駅ですね。これは本当に私どもで新しい組織の中とか、新しい人選の中で、企画の中で、そしてまた都市整備と連携をとりながらここまでやってきました。思ったよりは

絶対進んでいると思います。ただ、皆様方には、税務署に対して、しっかりとした図面が引けていないから、どこが工事を受けるんじゃないかと、そういったことがまだできていないから、おまへのところままだとも場所を確保できていないじゃないかとおっしゃられるかもしれませんが、ややその一步手前まで来ておりますので、かなり進行しているというふうで解釈しております。それと同時に、ここからもう引くことはできないと思っております。どんなことがあっても、やはり安心・安全に穂積駅が使えるような状態に持っていかなきゃいけないと思っております。

そして、子育てでございます。今回の議会の中でも何度も何度も言われました。岐阜市がやっておりますこども青年未来部、何であんたはできへんのやと。あんた、議会の中で何回も言ってきたじゃないかと。また、最初立候補したときに言ったじゃないかということは何回も聞いております。もちろん私は、これに対しましては本当に申しわけないと思っておりますが、ただ、本当にこども青年未来部の業務を岐阜市においてもいろんな試行錯誤の中で今やっております。この中にありまして、これから岐阜市から学べることを、それと同時に瑞穂のオリジナルをこれに追加していきたいと思っておりますから、決してここから逃げるつもりもございませんし、それと同時に瑞穂市へ引っ越してこられる方々は、お父さん、お母さん、そこに子供さんお一人ついて、やはり私どものまちへ来ていただけています。その方々が大きなローンというものを抱えながら住宅を買っていただいております。ですから、その方々の子育てができるように、しっかりとした就職先、それと同時に、東京からのふるさと納税だけでなしに、Iターン、Uターン、そんなところから瑞穂に来てもらいたい。そのためには、おじいちゃん、おばあちゃんに会いに来たときに、おじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れていけるような、瑞穂のそんな場所を何とか、イベントかもしれません。また、瑞穂の名所かもしれません。そんなところから見ていただく。それと同時に、帰ってこられた御子息がこんな仕事があるんやったら、うちには名古屋支店があるんやったら、瑞穂に帰ってきて、お父さん、お母さんの面倒を見ようじゃないかと。また逆に、この資産を守ろうじゃないというようになっていただけるんじゃないかなと思います。そういった意味で、安心して子育てできる、そういったものをこしらえていきたいと思っております。

それからその次ですね。これは逃げることはできない高齢化でございます。そんな中にありまして、少しでもお亡くなりになる方が少なくなるように、しっかりと健康のこと、それと同時に高額医療のことを考えていきたいと思いますが、何分にも2025年になりましたら、団塊の世代の方々が高齢化、75歳以上になられるわけでございますので、しっかりそういったところをどうやって構築していったらいいかということは、この後に述べます健康とともに述べたいと思いますが、その次に健康ということですから述べますが、今回もA B Cの検診のことがございました。やはり血液、それと同時に手軽に検診をできる、こういったことが物すごく大事

でございます。今私たちのまちは、歯科の検診も含みますと7,000人の方の枠を設けております。またそこに、県のほうから大腸がんということで検診の枠を1項目追加していただいた状態でございますが、ただ、本当に今回、鳥居さんからも御提案がありました手軽にできるというものは物すごく大事でございます。例えば大腸がんのほうでも無料でできるとはいいいながら、手軽さでは、血液検査よりはまだまだそこまでは行っておりません。ただ、このことにつきましては、せんだつても医師会のことを多少お話ししましたが、医師会の中の御理解をいただかなきゃいけない。それと同時に、医師会の中にも、若いドクターの中には、こういったことの重要性をだんだんと理解されてきているものと思っておりますので、そういったところをしっかりと掘り下げながら、手軽にできる、そしてしっかりと検知できる認知症、そして血液検査、それにおけるABCの検診も当然ございますが、そういったところにしっかりと力を入れていきたいと思っております。

それから、安全・安心でございます。せんだつての台風のときに、物すごく大きなものを認識しました。その中で、長良川の水位が低かったから助かった。それと同時に、犀川遊水地場が140万立米のところ、この40年かけて230万立米で1.64倍にさせていただきました。これは過去の皆様方の礎といいますか、皆様方が一生懸命国土交通省、それ以外のところにも声をかけられた結果だと思います。これを本当に今やれと言われたら、あんな大きな事業は本当にできません。今残っている事業は、一夜城の浮き島化、そして牛牧、せんだつて皆様方から予算をオーケーしていただきました牛牧排水機場、そういったところだけ残しているだけでございます。もちろん牛牧排水機場にあります流路の改良もございますので、これも非常に大きなものがございますが、そういったものを踏まえた上で、まだまだ私たちが経験のない地震、このことについても本当に真剣にやっていかなきゃいけないと思っておりますので、ちょっと時間がございません。ちょっと急ぎます。

それから観光でございます。しっかりとこれは検索していきたいと思っておりますので、またいつか時間がございましたら、こういった面も御説明させていただきたいと思っております。決して観光のそういった資源がないとは僕は思っておりません。本当にせんだつても申しましたが、小泉純一郎さんがとにかくやってみようということで2003年に心がけられましたことが、観光省ということで2008年になりました。そして、延べの人数でいきましたら、521万が2,500万まで、外国人の観光客が来るようになりました。そういったことも踏まえて、私どもはインバウンドに力を入れるわけじゃございませんが、でもやれば成るということで、そういったことをテーマにしてやっていきたいと思っております。どうか本当にお力をおかしいいただきたいと思っております。

時間が押し込んでいますので、申しわけないですが、この程度にさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） ありがとうございます。

今、新聞紙上でいろんな税制改革のことが出ておりますですね。我々のところでいきますと、地方消費税の見直しも算定基準が変わってきまして、私は来年度以降は財政にとってプラス要因になるのではないかなということ。

もう一つは、合併特例債の期間延長が5年ということも、これも野田総務大臣がなかなか前向きなお考えですから、そこら辺はプラス材料になってくるなというようなことで、そういうことで、要するに他動的な要因でプラス要因はありますが、やはり何といいましても、一つの例でいきますと、市勢要覧の財政、29年度の予算の関係でいきますと、例えば市税がここで68億円予算化されておるんですよ。そのうち、費用のほうで民生費が65億6,000万なんですよ。収入のほうは、先ほど言いましたように、そんなにはふえてこないよ。費用の発生がどんどん5%、6%で年率でふえてきますと、逆転しちゃいますわね。ということは、市の財政で民生費すら稼げないんですよ。それから、地方交付税は国もどんどん減らしていくということですからね。ですから、そこら辺をよく理解をしていただきまして、当然首長でございます市長はよく御理解をいただいてやっておられますけど、そこら辺をよくわきまえていただきまして、予算編成のほうも、やっぱり重点施策のところは、やるべきところは必ずやるということのひとつをお願いをしたいと思っております。

では最後になりますが、平成30年度の組織改革につきましてでございます。

先般の総括質疑でもほかの議員の皆様から意見が続出したということは、この組織で本当にいいのだろうかということだと私は思っておるわけでございます。その一人でも私はあるわけでございます。

私は先回、我々民間会社にいましたときに、組織にちょっと携わっておりましたときに、アメリカの経営学者チェスター・バーナードさんという人が組織の3要素が重要であるよということで、この間もそこで説明をさせていただきました。

要するに、一つの共通の目的を持っておるということで組織目的、それから2つ目にはお互いに協力する意思を持っていること、要するに貢献意欲。3つ目には、円滑なコミュニケーションがとれること、要するに情報の共有。どういうことかといいますと、メンバーが組織の共通目的に向かってお互いに協力し、活発にコミュニケーションをとっている状態が組織のあるべき姿だということをバーナードさんは言っておるわけなんですよ。

ですから、私、今回の組織図をちょっと見せていただきまして、組織体系、内容のことにつきましては、きのうも若園議員からいろいろ職務分掌のことを言われましたから、それは私は何も聞こうとはきょうは思いません。ですから、組織の中で私一番思ったのは、商工農政観光

課というのですよね。3つの異なった職務のところが1カ所に集まるということですよね。

そこで、まず観光課というのは、この間の市長のお話だと、これから掘り下げることなんですよね。ですから、私は先ほど言いましたように、これはP T、プロジェクトチームでいいと思うんですよ。もしあれだったら、市長の直轄のプロジェクトチームでいいと思うんですよ。そういうことで、組織の中に入れるということは、もう既に土台ができて、それを遂行していくんですよ。だから、まだこれから観光を発掘して、どういうことをやろうかとしているときは、僕はP T、要するにマーケットリサーチの段階は、プロジェクトチームでいいと思うんですよ。ですから、そういうことで、私は、今、都市整備部にございます商工農政課を、新たに（仮称）産業振興部ということでそこへ持ってきてまして、その中に商工農政課と、それが市長の直属のP Tということが難しかったら、そこでP Tということで別に運営をしていったほうが、職員の方も業務の遂行にやりやすいんじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。

そうしますと、今、都市整備部の中には、商工農政のところと観光を抜いちゃいますとあれですから、都市整備部ということになりますと、要するに環境水道部と都市整備部を一本化にして、都市整備部という名称で運営をしていったらどうかと。これは私個人的な私案でございますけど、そこら辺を参考にさせていただきたいということと、そうしまして、1つわからないのは、政策企画監のポジションですよね。ですから、私は政策企画監というのはゼネラルスタッフだと思うんですよ。ですから、市長のサポートをしてもらうということで、ラインから外れたほうがいいと思うんですよ。大所高所から行政を見ていただくと。それで、市長が相談することは政策企画監のほうに、いろんなノウハウを持ってみえますから、要するに自分のプレーンとして使うということでやったほうが僕はいいんじゃないかなと。ラインの長というのは、直接的にいつて市長と副市長ということで、私はそのほうが業務はうまくいくんじゃないかなと思っておるようなわけでございます。

そうしまして、中でも先般もほかの議員からもお話ございましたんですけど、ちょっと時間がありませんのであれですけど、企画部と総務部の中で、市民協働安全課と財務情報課は企画部のほうが、一般常識的に言っても私はそのほうが違和感がないと思います。そうしまして、総務部の中に総務課と、それから市民協働安全課といったほうが何かすんなりはまるような感じがするわけでございますけど、そこら辺をもう一度再考していただければということと、今回、事前通告しておりませんが、点線がございますよね、組織図に。これってどういう意味か、ちょっとお教えいただけますか。企画部長、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） お時間の関係もございますので、議員御提案の産業振興部の設置につきましましては、将来的に事業が軌道に乗った場合にふさわしい組織形態と考え、現段階では、

まず観光部門において瑞穂市の宝を生かした付加価値の掘り起こしを前提として、軌道に乗った際に再度検討していきたいと思っております。

また、2点目の点線につきましては、政策企画監の点線になっております。秘書室の点線は別としまして、あとは政策企画監がどういった部とかかわっているか、どういった課とかかわっているかということで、そういったことでのかかわり合いのあるものを点線とさせていただいているところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 杉原君に申し上げますが、時間をオーバーしましたので、これで。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時09分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 済みません。先ほど質問の、要するに事業仕分けの中で、どういうんですか、適切な表現ではございませんでした。要するに、[※]日本語に直すと自己満足という表現で
ございますから、こちらの日本語の表現のほうに変えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ただいま、杉原克巳君から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をいたしました。

続きまして、市長、どうぞ。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほど、[※]くまがい議員さんの御質問に対しまして、私の答弁の中で、みずほフェスタとお答えしなきゃいけないところを巢南フェスタと発言してしまいました。この
部分、訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ただいま、市長から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をいたしました。以上でございます。

それでは、続きまして、5番の小川理君の発言を許します。

小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

発言通告に従いまして質問させていただきます。

5項目ですけれども、まず1つ目は障害者のバリアフリーの問題、2つ目はみずほバスの再編計画案、3番目は高齢者のタクシー助成について、4番目は台風21号と防災について、5番目は30年度の国民健康保険についてお尋ねをしたいと思います。

※ 訂正発言

以下は質問席から行わせていただきます。

まず1つ目でございますけれども、障害者のバリアフリーについてお尋ねをしたいと思います。

昨年4月1日から障害者差別解消法が施行されまして、障害者のバリアフリーを一層促進することが必要だと思いますけれども、私、先月、こんな話をお伺いいたしました。車椅子を利用されている障害者の方からでございますけれども、穂積庁舎の南正面の玄関、段差がありますけれども、この段差を解消してほしい。また、総合センターの正面入り口も段差がございます。このような段差を私は解消すべきだと思いますけれども、解消できないのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の障害者のバリアフリーの御質問にお答えをいたします。

平成18年以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法のもと、個々の施設におけるバリアフリー化が進んできました。全国的にも取り組み、一定の水準に整備されてきたというふうになっています。当市におきましても、公共施設を初めとしたバリアフリー化は推進をしてきています。

国では、このような取り組みに加えて、2020年の東京パラリンピックを契機に、身体障害者、知的障害者、精神障害者などの障害のある方の移動手段をやすく、生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、一層強力的に進めているところでございます。

このようなバリアフリー法が施行されてから10年が経過したということで、今後は共生社会の推進や一億総活躍社会の実現も視野に入れつつ、バリアフリーの底上げが急務とされています。

御質問の通告をいただきまして、私も穂積庁舎周辺、総合センターにて確認に行きました。地盤沈下により、建物部分の基礎部分といいますか、犬走り部分と穂積庁舎ではアスファルトの部分、総合センターではインターロッキングの部分が、大きいところで約4センチぐらい下がっています。たまたま車椅子の方が総合センターに来られ、やはり前の車椅子のタイヤでその総合センターのインターロッキングの下がったところを介助の人の手がなくては進めないような状況を見せていただきました。

また、自分で車椅子を持ってきて、穂積庁舎の前の駐車場と玄関先の段差についても確認をしましたが、直角に3センチか4センチ下がっているということになると、前のタイヤで越えるにはかなりの力が要るということです。

福祉センターでありながら、所管部でありながら気づきませんでした。穂積庁舎も同様であり、車椅子の方には大変危険なことであるというふうに認識をしました。総合センターについては、玄関と面するインターロッキングの正面、また穂積庁舎については、南の玄関を出て、

正面玄関と車椅子のスロープの先にあるアスファルトの部分についても、総務部と協議をして早急に段差を解消していきたいというふうに考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） ありがとうございます。

私も障害者の方から言われまして、本当かいなというふうに思いまして、改めて点検させていただきましたけど、なるほどと。これは、ぜひやっぱり改善していただかなきゃならないというふうに思いましたので、ぜひひとつよろしくお尋ねしたいと思います。

2 つ目の質問項目ですけれども、みずほバスの再編計画案についてお尋ねをします。

みずほバスの再編計画案ですけれども、名古屋などの通勤者や、また通学にも利用できるように、早朝の便と夕方の最終便がそれぞれ 1 便ずつふやされております。私、これについて市民の皆さんにもお伺いしましたが、名古屋に通勤する方からの声ですけれども、歓迎をされております。

そこでお尋ねをしたいと思いますけれども、このみずほバスは市の公共交通機関のかなめでありますけれども、その役割を、どのような役割を今後果たしていかなくならないのかというふうにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 小川議員のみずほバスの役割についてお答えをさせていただきます。

夜間の便を増便することは今回の見直し方針の一つであり、通勤や通学に御利用いただけるよう見直しています。

また、公共交通が担う大きな役割としては、居住地と公共施設、商業施設、または医療機関等を結び、日常生活の移動を支えるほか、自家用車依存型からの転換による交通渋滞の緩和、環境負荷の軽減を大きな役割と考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 私、高齢者の方からこんな御意見をいただきました。

今回の再編計画案でも、午後から夕方までの時間帯、約 2 時間半から 3 時間半の間はバスの便がありません。したがって、高齢者の方にとっては、このみずほバスは大変利用しにくいことになっている状況がございます。ですから、こうした高齢者の方は、せめてこの時間帯に、昼から夕方までの間、2 時間半か 3 時間半のところで便がないわけですが、せめて 1 便をふやせないのかと、そういう声が寄せられておりますけれども、どのように対応されるつもりなのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） 1便ふやしてほしいという御要望でございますけれども、1便ふやしますと、運行経費が年間で約900万円、こちらは4路線でございますが、ふえることになります。現在は、パブリックコメントでいただいた意見をもとに、トータルの本数は変えずに運行時間帯の検討、つまりは時刻表の検討を行っているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 昼の便を1便ふやすということが、なかなか財政的にも大変だというお答えだというふうに思いますけど、そこでお尋ねしますけれども、高齢者の外出支援を行うということで、昨年10月からタクシーの助成制度が始まりました。しかしながら、制度ができた一方で、その対象となる高齢者の基準というものが大変厳しいものがありまして、いろんな御意見が出されてきておるのではないかなと思うんですね。私のほうもそういう声をたくさんいただいております。

したがって、もっと多くの高齢者が利用できるようにできないのかと。つまり、タクシーの助成制度を一層そういう意味で拡充することができないのかというふうに思うわけですが、今後どのように改善されていくお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 高齢者のタクシー助成に関する改善ということにつきましては、この条件が厳し過ぎるというのは、若井議員のところの答弁でもちょっとお答えしました。市民の方からは御意見をいただいております。

今の条件というのが、75歳以上の方で運転免許証を持たない世帯、それから低所得者の世帯、それから保険料とか税に未納がない、在宅でというような条件となっております。来年の4月からみずほバスの再編があり、1路線の増や本巣市、安八町からもバスがふえて、停留所の増加などがあります。そのような利用者の状況を考慮し、またタクシー助成事業を利用される利用状況や利用される方の御意見、また市民の皆さんの御意見を聞きながら、改善に向けて取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ、市民の皆さんの声を受けとめていただいて、この改善を図っていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、台風21号と防災についてお尋ねをしたいと思います。

10月22日から23日の未明にかけて台風21号が、大変水害ということで、大きな問題になるところでございました。この台風21号は、犀川の河川改修というものが喫緊の課題であるということを示したというふうに思います。

この犀川の河川改修の今後の計画がどのようなになっているかと。また、市として今後、県に対してどう働きかけていくお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の犀川河川改修の現状と今後の計画などについてお答えいたします。

昨日の若園議員への答弁と重複するところもございますが、お許してください。

犀川の河川改修のうち犀川下流域の犀川遊水地においては、今回の台風でもその効果を発揮したところでございます。具体的には、木曽川上流河川事務所によりますと、巢南中学校より南部の溢水箇所からの氾濫ボリュームを約130万立方メートル軽減し、浸水面積を10分の1以下に低減したと試算されるとのことでございます。

木曽川上流河川事務所においては、引き続き天王川分水路整備、五六川の改修などを進めていただく予定と聞いております。当市といたしましても、国に対し事業の推進を働きかけたいと考えております。

上流部の河川改修については、岐阜土木事務所において犀川圏域河川整備計画に基づき、順次下流から築堤護岸整備を実施されており、今後も順次上流に向かって整備していくと聞いております。

特に近年、浸水被害が毎年のように発生しております美江寺地区の被害を低減するために、十九条橋から美江寺橋までの区間を暫定的に先行整備することとされております。これを踏まえ、本年度より十九条橋の上流にある十九条堰の改築に向けた検討及び調整に着手されておりますが、引き続き県に対し犀川の河川改修要望を実施してまいりたいと考えております。

次に、河川改修が行われている間や、計画規模を超える降雨に対し避難などを促すソフト対策を進めることも重要でございます。現在、県では市内を流れる河川について、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の公表に向けた検討が進められております。当市では、これをもとに避難所などの情報を示した洪水ハザードマップを作成し、市民の皆様にお知らせしなければならないことから、浸水想定区域の早期公表並びに今回の台風21号による浸水を踏まえ、犀川沿川の避難の目安となる避難判断水位などの見直しについて、県に対し要望してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 犀川の十八条の観測所で先ほどちょっと触れられましたけれども、22日、日付が変わった深夜ですね、避難判断水準があと2センチまで上昇しております。もし、それが判断水位を超えていったら、この深夜の避難というものは果たして可能だったのかどうかと私は率直に思うわけですが、そういう点は先ほど少しお話がありましたけど、防災の見

直しが必要ではないかなというふうに思いますけれども、その点でもちよっとお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 昨日の若園五朗議員のときにもお答えをさせていただきましたが、台風21号においては、御指摘のように夜間に犀川の水位が避難判断水位の一步手前まで上昇し、避難準備・高齢者等避難開始を発令するか判断を迫られました。市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて、避難勧告等の発令の基準が定められており、また夜間・早朝であったとしても、多量の降雨が予想されるなど緊急の場合には避難勧告等を発令することとなっていますが、以下の理由により発令を行いませんでした。

まず、犀川の水位が避難判断水位に到達しなかったこと。氾濫注意水位には到達していましたが、台風が通過済みであり、降雨のピークも過ぎており、多量の降雨が見込まれなかったこと。避難準備・高齢者避難開始を真夜中に発令することによる二次災害の発生、市民の混乱が危惧されたことが上げられます。

今回の御質問に当たるのが最後の理由になるかと思いますが、深夜の雨が降る視野が不良の状態、しかも道路冠水が一部地域で発生している状況の中で住民に避難を促した場合、平成21年8月に[※]広島県佐用町で起きたような、住民が避難途中で水路に転落し、多数の死者が発生するような二次災害の発生が危惧されます。このことから、危険が切迫しているなどの例外は除いて、夜間、暴風雨など危険な状態における立ち退きは、原則的に避けるものと考えております。避難所への避難が危険と判断される場合は、屋内安全確保、いわゆる居住の2階など、より安全な部屋等への移動も避難の選択肢の一つであると思われれます。

今後につきましては、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合は、住民の皆さんには早目に災害情報を周知し、避難の準備を促しながら、可能な限り避難行動をとりやすい時間帯での準備情報の提供、避難勧告等の発令を検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、早目に判断が必要だという答弁がありましたけれども、そのとおりだというふうに思います。

次に、今現在、防災無線のデジタル化の工事が行われております。これですけれども、他の市町ではこのデジタル化を行って、高齢者の世帯にデジタル受信機を配置するというようなことも行われているわけですね。

私は、この情報の伝達ということだと思いますといろいろあります。防災無線があります。ところが、この防災無線はなかなか聞こえが悪いんですね。高齢者の方は特に聞こえない、こういうことを言われる方が多くおられます。それから、防災無線が聞こえないので、役所に言っ
※ 後刻訂正発言あり

たら防災ラジオはどうですかと勧められました。ところが、防災ラジオを買ったらどうかというと、またこれが受信できないと、一体どうなっておるんだという声もあるんですね。

ですから、先ほど私言いましたけれども、例えば安八町でもそうですけれども、本巣でもそうですけれども、デジタル受信機を配置しますと大変聞こえがいいと。高齢者の方にとっては大変聞こえがいいということを言われますけれども、そういったことを今後やっぱり検討をすることが必要ではないかというふうに思いますが、いかがお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 御指摘にありましたように、市の防災無線の子局や難聴対策である防災ラジオの放送について、聞こえない、聞き取りづらい等の御意見を時折いただいております。

今回、難聴対策として御提案いただいたデジタル受信機ですが、比較的高価なものであり、瑞穂市において導入し高齢者世帯に無償配付をした場合、対象世帯は数千世帯に上がると思われます。膨大な予算が必要となってきます。参考までに、防災ラジオは約8,500円、自己負担は1,500円となっております。

現在、防災ラジオ以外の難聴対策として、フリーダイヤル、みずほ防災メールへの登録、市ホームページの閲覧といった対策をとっておりますが、その中でも費用、取り扱い、有効性などを総合的に判断しますと、みずほ防災メールが最も有効な対策であると考えています。御高齢の方で、お持ちの携帯電話にインターネット接続機能や契約がなく利用できないという一部の方や、防災とは関係のない情報が入ってくるのが煩雑だという問題点もありますが、今後ますます情報機器の発達が見込まれる中で、将来性もあり、取得できる情報を選択できるように、メールシステムの改修を検討中であります。また、デジタル無線機の場合、難聴対策には有効と思われますが、音声放送であるため、聞き逃した場合に聞き直すことはできません。しかし、メールの場合は登録さえ間違えなければほぼ受信できますし、文字情報であるため、聞き逃すことはないという利点もあります。

以上のことから、市といたしましては、みずほ防災メールの改善、充実、普及を図ることを中心として、防災行政無線による放送を補完してまいりたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 私も御相談いただいた高齢者の方から、市役所でそう言われたとありました。メールを活用したらどうやと言われましたけれども、納得したかということ、そんなことは、わしんたはできんと言われますね。

ですから、確かに便利ですが、このメールを活用するというのが、高齢者にとっては

本当に使い勝手が悪い、使いにくいということを申し上げておきたいというふうに思います。しかも、若い人が家の中にいればいいですけれども、高齢者だけの世帯とか、そういったところでは情報が得られないから大変不安だという声がありますので、ぜひいろいろ御検討をいただいて進めていただきたい。高齢者にとって、本当に情報が伝わらないというのは不安だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、今現在、古橋地区の西用水の浸水対策が進められておりますけれども、この西用水の改修計画ですけど、この改修計画はいつからどのように行われるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市では今年度、古橋地区の南北に流れます3本の用排水路のうち、いわゆる西用水と言われる水路、約1.4キロメートルの整備のための調査設計を実施しております。この水路の下流の一部は安八町、さらにはこの水路によって流域の排水を受ける側の一級河川、宝江川の管理者である岐阜県とも協議を進めております。これらの協議が調い次第、工事着手に取りかかりたいと考えております。

計画の内容は言うまでもなく、現在の西用水の排水断面が十分でなく、排水流量に応じた流下断面を決定、現在の道路の中にその水路を暗渠化して必要な流下断面をとることとしております。10月の台風21号の際にも、古橋地区より標高が高い中宮地区からの排水が一気に1カ所に集まってきてこの西用水に流れ込み、合流した地点で一気に水があふれている状態も確認しております。これらも考慮して、合流箇所を複数カ所に変えるなど、一部排水の流れる方向の変更もあわせて考えております。

また、先日、市長が安八町を訪問し、堀町長さんとの面談の際にも、古橋地区の内水排除のための水路改修を計画しており、下流に当たる安八町への理解と協力をお願いしたところでございます。この面談の際には、過去には、昭和51年の9・12水害というような大きな水害を経験しておられます安八町では、このような上流からの排水に対する見方については非常に慎重かつシビアなものがあるということを感じられました。本来であれば、河川、水路の改修というのは下流から整備するのがセオリーではございますが、今の実情を鑑みまして、市長からは今回の計画の中では、瑞穂市側の下流部に調整地を設けて一旦水をためて、下流の安八町へ一気に水を流さないような対策も考えていくという発言もあり、現在、実施しています設計の中でその検討を進めているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この古橋地区の浸水対策ですけど、大変住民の方もまだ家屋に浸水ということはないですけれども、いつそうなるかと、想定外ということもありますからね、そうい

うようなことを心配されております。

同時に、この西用水の改修計画を進めたとしても、やっぱり宝江川の改修がどうなっておるか、こういう意見も地元の方から、住民の方から出されております。この宝江川の改修が現在どのようになっているかについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の宝江川の改修状況についてお答えさせていただきます。

宝江川を管理しております岐阜土木事務所にお聞きしたところ、県では岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づき、近年、床上浸水家屋などの甚大な被害が発生している河川を最重要河川と位置づけ、優先的に整備を行っているとのことでございます。

本市では、宝江川流域の内水被害軽減のためには、既存の取水堰の管理が重要であると考え、安八町にある4カ所の取水堰の操作について、豪雨などにより宝江川の水位が高くなったときに堰が閉められている場合は、本市において堰を開放することを、安八町や地元津村方区長の了解を平成27年度に得ておるところでございます。

また、昨年度の古橋地区の道路冠水などを受け、今年度、岐阜土木事務所においても宝江川上流域における浸水原因などの調査を既に実施していると聞いております。

本市といたしましては、下流であります安八町と連携して、宝江川河川改修促進期成同盟会などを通じ、引き続き河川改修の促進を要望してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

次に、最後ですけれども、5番目の30年度国民健康保険についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず最初に都道府県化について、この8月に県の試算が行われております。ホームページにも公開をされておりますね。そして、来年1月に県への納付金が発表されると、こういうことになるわけですね。ですから、その結果、保険税が値上げになるのではないかとということが大変懸念をされておるところです。保険税が大幅な値上げになった場合には、国としては激変緩和のための一般会計からの法定外繰り入れ、これについては、それぞれの市町村の判断ですと、こういうような見解を示しております。

そこでお伺いをしますけれども、仮に保険税が大幅な値上げが必要と、こういうふうになった場合には、瑞穂市として一般会計からの法定外の繰り入れを行う、また検討する考えがあるかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君）　ただいま御質問の中に、県の納付金に対する保険税というような御発言がございましたので、それも含めまして、ただいまの小川議員の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

改めて御説明をさせていただきますが、県が試算しております標準保険料率及び保険料につきましては、県が各市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金を算定するための基礎数値として示されているものでございまして、現在示されておる8月の資料にも書いてございますが、一定の仮定により算出したもので、実際に賦課されている保険料、保険税とは異なります。また、平成30年度の保険税額を試算したものではないということでございます。

先ほど御発言にもありましたように、来年1月下旬をめどに、県は納付金について、ほぼ確定額ということで聞いておりますが、市町村に対して連絡をされてくるということで、これの資料にも標準保険料率、あるいは保険料が示されておりますが、これも市町村が定める保険料、保険税というところとは違って、あくまでも国保事業費の納付金の算定基礎額というところでございます。

国民健康保険事業費納付金は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税や一般会計繰入金を含む公費などを財源として納付することになっておりますので、仮に納付金が想定以上の額になったということがあっても、本議会で上程をさせていただいております国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、今回、資産割、あるいは所得割の税率を改正するということで上程をさせていただいておりますが、その税率により算定をしますので、加入者の皆さんに納めていただく国税については、極端に変わることがないというふうに考えております。

また、御質問の中に法定外の繰り入れを認める通知というような御発言、御意見がございましたけれども、厚生労働省の通知によりますと、それはどういう通知かと申しますと、平成30年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項ではという通知の中で、保険税の負担緩和のために平成29年度に一般会計から繰り入れを行っている場合、平成30年度において繰入額を削減する際には、保険税に与える影響に十分配慮されたいというような記述でございまして、赤字補填を容認するという内容ではないというふうに理解をさせていただいておりますし、県にも確認したところ、そういう容認をした通知ではないよということをおっしゃられておりました。

当市には国や県から法定外繰り入れを認める通知というのは、確認はできていないということでございますけれども、当市では平成28年度から赤字補填に該当する繰り入れは行っておりません。現在の国保は健全に運営されているものと考えておりまして、この状態が維持できれば、赤字補填をする必要はないのではないかということを考えておりますが、御指摘のように、最終的には3方式に切りかえることによって、資産をお持ちでない方につきましては増税になってくるところもございまして、どうしても資金繰りがうまくいかない場合ということ

もゼロではございませんので、そういった場合には財政当局ともよく協議の上、法定外繰り入れを検討しなければならない可能性がゼロではないということも考えてはおります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君）　ここで、本日の会議は議事の都合によりまして、あらかじめ延長しますので、よろしくお願いします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　小川理君。

○5 番（小川　理君）　少しちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思いますけれども、今回税率改正が提案されておりますけれども、この税率改正でもって来年の4月1日から都道府県化になるわけですが、新たな税率改正は想定していないと。ほぼ今回行えば、新たに税率改正を行う必要がないというふうに考えておるというふうに受けとめてよろしいかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君）　伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君）　新たな税率改正はないのかという御質問でございますが、現在決めております内容といたしましては、現在4方式、いわゆる基礎分、医療分につきまして4方式をとっております。これを段階的に3方式に切りかえていくということで計画をしておりますので、現在、今回の議案として上げさせていただきました資産割を4分の1削った税率、それに十分ではありませんが、見合ったというような形で、所得割のほうを若干、税率を上げさせていただくという方法をとらせていただいておりますが、段階的にと言いますのは、資産割を今回4分の1ですが、次回はさらに4分の1、その次も4分の1という形で4分の1ずつ削らせていただいて、その都度税率の改正を行っていきたいというふうで考えておるところでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　小川理君。

○5 番（小川　理君）　それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、保険税の滞納世帯ですね。それから加入世帯に対する滞納世帯の割合はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。また、滞納が多い世帯の所得階層と世帯人数の特徴について、どうなっているかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君）　伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君）　滞納世帯の状況ということで御質問でございますが、平成29年9月末現在で、国民健康保険税の加入世帯が6,538世帯、うち滞納世帯が1,077世帯で、割合といたしましては約16.5%ということでございます。滞納世帯と一口に言いましても、一回納付を忘れたという状況で滞納になっていることもあれば、長期間にわたって滞納されている世帯もあ

るということで、それらの全てを合わせた数字として1,077世帯でございます。

次に、所得階層別、あるいは世帯人数はどうだという御質問でございますけれども、大変申しわけございませんが、そういった世帯の全体の状況として、それぞれの所得階層であるとか世帯人数というものを改めて集計をするという作業が必要になることから、そういった情報データの把握は現在のところしておりませんので、お答えできないということでお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 一言申し上げたいなというふうに思いますけれども、国保税の滞納が多いということで、これに対する徴収を強化されていますよね。そういう中で、滞納が多い世帯の生活というか、どれぐらいの所得の人が滞納しておることが多いのかと、そういうところには心が痛まない。私は本当に今のこの滞納問題を解決する上でも、滞納せざるを得ない人たちの生活がどうなっておるか、私はそこに本当に心を寄せる必要があると思いますね。

改めてお尋ねしますが、そういう状況を掌握するといいますか、つかむと、こういうことは、なぜされないんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） つかむことはなぜしないのかというところでございますけれども、事務が非常に煩雑になってくることですか、それには費用もかかるというところがございまして、今のところはそういった把握をしていないというのが実情でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 費用がかかるってどれぐらいかかるか知らんけれども、それはそういう答弁はないというふうに私は思いますね。だって、滞納しておる人というのは全て悪質な人ではないですよ。お金がぎょうさんあって、何で俺らこんなの払わなあかんのやと言っておる人、ほんの一部だと思います。圧倒的な人が所得の階層から言えば、低所得者というのが多いんでしょう、国保に入っておる人は。それはわかってみえると思うんですね。お金がたくさんある人は国保には入ってへんよ、そんなには。低所得者の人で、なかなか払えんという人たちが多いわけですから、それじゃあ一体どういうふうになっておるか、所得階層がね。あるいは世帯の人数がどうなっておるか。私、そこに気が向かないというか、心を寄せないと、そこはあかんと思います。ぜひちょっと改めてお尋ねしていきたいと思いますので、これ答弁はきょうはできないというふうに思いますけれども、ぜひ御報告をいただきたい。これは当たり前のことだと、ちょっと言葉がきついですけれども、思いますね。ですから、ぜひお願いしていきたいというふうに思います。

それから、次に来年度からの国保税の税率改正が提案されておりますけれども、平成36年までに資産割を廃止するものであります。その廃止による影響分は所得割に加重をされていきます。この税率改正によって、家屋や土地のない、いわゆる資産のない世帯は資産割の減税分がありません。ですから、所得割の増税だけになるんですね。これはお認めになると思います。つまり、資産のない世帯は全て増税になってしまうわけですね。

そこでお尋ねしたいと思いますけれども、このような増税になるのは、つまり資産のない世帯の保険税が今まで安かったのが、これは仕方のないことだというふうにお考えなのかどうか、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

もう一つ、税の算定方式が4方式から3方式に改定されるというわけですが、私は国保税の滞納、深刻な滞納状況、今答弁をさせていただきました。約6世帯に1世帯やね、16%というね、加入世帯の。そういう状況をどのようにお考えなのか。何が言いたいのかといいますと、この資産のない人たちが増税になることによって、滞納世帯、深刻な滞納状況というのは一層深刻になるのではないかなというふうに思います。

したがって、こうした3方式に改めるということに伴う増税については、これこそ積み立てた基金を活用して増税にしないという措置がとられるべきだというふうに思います。その点でどのようにお考えなのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問の中に、今まで保険税が安かったから値上げは仕方ないのかという考えなのかということでございますけれども、確かに議員御発言のとおり、資産割をなくし所得割をふやすというところで、資産のない方につきましては増税一辺倒ではないかということでございますけれども、結果としてそうならざるを得ない状況というところでございます。

県単位化によりまして、県内3方式、特に県内市の状況を確認しますと、3方式に統一をしていくという動きの中で、当市においても3方式に切りかえる方法として、段階的に資産割を削り、所得割をその分賦課をふやすということで結論を出させていただいております関係で、そういったことになってくるということで、当市の医療費の費用総額を見ますと、被保険者数が減少しているため、平成27年度をピークに徐々に減少してきています。ところが、1人当たりの額として換算をしてみますと、伸び率には変動があるものの、微増傾向は現在でも続いているというところで、この自然増分につきましては、ある程度やむ得ないということも考えられます。

また、2つ目にございました基金の活用についてでございますけれども、今回の制度改正を機に、医療分、基礎分の賦課方式を3方式に段階的に切りかえるわけでございますが、その中で資産割の削減、それから所得割の増額というところで、その所得割の増額分を緩和するため

に基金を取り崩して、部分的に補填をしながら充てていきたいということで計画をさせていただいております。

しかし、この激変緩和措置を資産のない、資産をお持ちでない世帯にのみ適用しようとするということは、特例を設けた条例の整備が必要になる上、そのことにより資産割のある世帯との公平性に欠ける等の課題がございます、国保加入世帯全体への緩和措置ということで考えをさせていただいたところでございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） 少し時間ありませんので、一言だけ。増税になったら、こういう人たち、特に若い人はアパートに住んで、子供が多いわけですね。しかも今、非正規といいまして年収が大変低い、収入が少ないですよ。こういう人たちが国保に入ってしまった場合は、これは増税になってしまうんですね。これは、やっぱり本当にそこは、そんな通り一遍の答弁では済まないというふうに思います。若い瑞穂市だと言われながら、瑞穂市、若い人たちに負担を押しつけるのかということになると思います。ですから、これは積み立てた基金があるわけですから、これを活用すべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、私、税そのものは、国保税もそうですけれども応能負担が原則でなきゃならんと。応能負担ですよ、原則でなきゃならんと思いますけれども、この国保、特に健康保険の中で均等割といいますのは、これに逆行する、まさに逆行しておると私は思いますね。

とりわけ、収入がない、極端にいいすと赤ん坊からも税金を取るわけやね。そういうものは子育て世帯に本当に負担が重いものになっております。今後は、この均等割を見直す考えはないのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず今後は見直す考えはないのかということでございますが、医療費の動向を鑑みますと、平成27年度には高度医療等により医療費が増加していますが、現在の試算では、それが基礎データに含まれている状況でございます。この平成27年度データが算定から外れる平成32年度からは安定した事業費納付金となることが見込まれることや、平成30年度の事業納付金の精算が平成32年度から始まることなどを考慮し、この時点で再考することが望ましいと考えております。

〔５番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） 次に、税の滞納処分についてお伺いします。

国税徴収法153条に執行停止の定めがありますが、どのような内容かお答えをしていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 国税徴収法第153条には滞納処分の停止要件が規定されております。

滞納処分の執行を停止することができるのは、第1号として、滞納処分の執行をすることができる財産がないとき。それから第2号として、滞納処分の執行をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。第3号として、滞納者の所在及び滞納処分の執行をすることができる財産ともに不明であるときと定められています。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この国税徴収法の153条に基づいて、基本通達が出されております。それを判断する基準として、生活保護を受けなければ、適用を受けなければ生活を維持できない程度になるおそれのある場合というふうになっております。

そこでお尋ねをしたいと思いますけれども、このような基本通達に基づいて、これまでそのようなおそれのあるケースはなかったのかどうか。みずから点検する、私、このことが必要だなというふうに思いますね。この点では、そのようなお考えはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 滞納処分は国税徴収法及びその基本通達に基づいて実施しております。絶えず生活困窮者でないかを確認しておるというふうで、担当のほうからは十二分にヒアリングをさせていただいております。滞納者の方にとっては話しづらいことをお尋ねすることがあろうかと思いますが、確認のためであるというところで御理解をいただきますよう、お願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、私、9月議会でも具体的な話をさせていただきました。給与が全額差し押さえられる。しかも残金はない。それでどうやって生活できる、そういう場合というのは執行停止の条件に当てはまると思いますね。ところが、答弁されたのは、御本人が相談されたらやりますよということなんです。私、それはこの法令に基づく滞納処分ということからいいますと、みずからそういうケースがないかどうか、あることを私は指摘したわけですからね。ですから、ないのかどうか、ぜひ点検をしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、滞納整理マニュアルの問題でありますけれども、9月の議会では内規ということをおっしゃってございました。私、この内規というのは市民の皆さんの目から隠すものであるというふうに思いますね。ちょっと厳しい言い方をしますが、けれども、その点では、私、

市が処分する差し押さえというのが、果たして法令を守って行われているかどうか、このことは市民が監視してチェックできるものでなきゃなんというふうに思うんですね。現に、そういうような差し押さえ、強引な差し押さえをやっておるわけやないですか。

だから、私たち議員でも、あるいは市民としても一体どうなっておると。そのマニュアルはちゃんと法令どおりにやられておるのかというような監視、チェックがされて当たり前。だから、それを内規やといって市民から隠すことは、私、許されないというふうに思います。その点での答弁もお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 大変厳しい御指摘をいただきましたが、徴収マニュアル等につきましては、法令に基づき、市税及び強制徴収公債権の徴収等が一般的にどのように行われるべきかを職員に対して教示しているものということで作成をしておりますので、法令等を確認していただければ、同様の内容が御確認いただけるというふうで理解をしております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） あえて申し上げたいと思いますけれども、法令に反することをやっておられるのではないかと、私、取り上げてきておるんですね。そういう点でいったら、私、ぜひその法令に基づいてやられておるかどうかと、今までの差し押さえのケースが。ぜひ、これは点検をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、最後に申し上げたいなと私思いますけど、先ほども滞納しておる方の所得の状況、あるいは家族の状況、生活の状況、そういうこともわからん、つかみもしない。私、それは本当に行政としていかんことやなというふうに思うんですね。

私、ここでぜひ考えていただきたいというふうに思いますのは、国保税を滞納するということは、生活の中に異常がある信号なんですよ、お金が払えないという。生活に問題があるもので払えない。だから、一体どこにその生活の困難があるのかというシグナルを受け取って、そして生活を、その滞納されている市民の皆さんの生活を再建していく。そして、健全な納税者をつくっていく、育てていくと。私、そういう徴収、行政が本来の姿だというふうに思いますね。ところが、今そうになっていないというふうに思います。大体、増税になっても仕方がない、それから滞納者の状況もつかんでおりませんと。それは、そこから本当にぜひ行政そのものの姿勢、改めていただきたいというふうに思います。

引き続き、この問題については議論させていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5 番の小川理君の質問は終わりました。

梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの小川議員の御質問の中で、[※]デジタル受信機に対する御質問の中で、私、広島県佐用町と申し上げましたが、正しくは兵庫県佐用町でございましたので、訂正させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま梶浦総務部長から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をいたしました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。
傍聴の方も遅くまでありがとうございました。

散会 午後5時12分